

プロレタリア戦旗

- ☆ 秋期政治主張
- ☆ 三里塚開港阻止決戦総括
- ☆ 中期政治組織路線
- ☆ 規約と組織原則

北海道共産主義者同盟

No.15

目 次

☆ 秋期政治主張	2
☆ 三里塚開港阻止決戦総括	7
☆ われわれの中期政治組織路線	13
☆ 春・夏期闘争報告	31
☆ 運動・組織路線上の総括<下の2> // 規約と組織原則 // 論争の成果	36



3.26 三里塚で機動隊と激突

秋期政治主張

☆春闘四連敗の責任を追及し

秋闘の前進を準備せよ！

今七八春闘は、周知のように労働側の惨敗に終わった。それは今春闘の敗北を示しただけでなく、この四年間にわたる不況下の労働運動が、基本的に総資本の力を強め総労働の力を低下させたことを刻印していた。それは如何なる点にあらわれたのかを次に見てゆこう。

まず今春闘の労働側の改良的獲得目標は以下の通りの結果に終わった。賃上げについては、鉄鋼七、〇〇〇円(四・二四%)、自動車一、五〇〇円(七・九八%)、電機九、〇〇〇円(六・七〇円(六・五%)、七・八三%)、電力九、九〇〇円(五・四%)、私鉄八、八〇〇円(五・五%)、プラス一時金上積み〇・一五ヶ月(一・三%)、計六・八%、公労協平均八、六七四円(五・四%)、人事院勧告(五・三四%)と、ほぼ鉄鋼四・二四%をテコに好況の自動車・電機をも予想外に抑え、電力を算定して公共関連部門(私鉄・公労協)をその水準に抑えこんでいることが明らかであり、総体として約六%内外で終結している。この結果は労働側の当初要求(一二%~一五%)の半分以下であり、かつ過年度消費者物価上昇率六・七%以下であって、

実質賃金の切り下げを明白に示している。(三月対前年同月比は四・五%であるが、賃上げ六%から定昇二%を差し引けばやはり下回っていることは明らかである)。と同時に産業別の賃金格差が拡大した事を忘れてはならないであろう。

制度・政策要求に関しては、上積み三千億円減税という小巾修正の他は、全国最賃・年金・スト権等に見るべき成果は何もなく、職者対策法の結末として雇用合理化をめぐる反失業・反倒産闘争を春闘の前面に押し出すことすら既成指導部はなしえなかったのだ。ましてや職場での配転・首切り・残業・労働強化をめぐる反合闘争はネグレクトされ、「国民春闘」は外面的にも内面的にも限界を露呈し腐朽化を深めてきたといえよう。それは円高にもなう国民経済成長率七%なる「公約」への甘い願望に支えられた、労働側の下況下の労働運動への理論的確信の喪失をも意味しているのであった。

即ち、総資本にとって不況下での産業構造の再編と輸出力強化の持続は、国際的独占体の市場競争が強まるにつれて決して弱められ

はず、逆に昨春闘における「ヒゲ一本」の妥協さえ排する態度で結束を固め、労働者からの搾取と収奪を強めたのであった。それは従来の国民総生産を基準とした「生産性基準原理」から、企業間格差にふまえた「個別的支払い能力論」が日経連によって前面に押し出され、賃金の平準化(相場↓波及)を阻止し、かつ好調企業の自粛による下方平準化が積極的に目指されたことにみることができ、それは春闘方式という従来採用されてきた賃金の社会的相場決定方式を、総資本ペーシングで解体・再編せんとする試みでもあった。

事実、JMF・JC自体が賃闘対策民間労働会議・政策推進労働組合等による戦線拡大を計りながら同時異額決着に終ったことは、JC相場の神通力に疑念をはさむこととなった。それは従来の同時同額決着が、基幹産業の王者としての鉄鋼メーカーの加工産業(電機・自動車等)への価格統括力を背景とした鉄鋼資本ペーシングでしかなく、鉄鋼不況(値引き→統括力低下)によって即、左右されるものでしかなかったことを暴露したからであった。だがJCの同額決着の破綻を他人事のように喜々として受けとめた総評は、自らがそれ以下の交渉力しか持ちえていないことを自覚せざるをえなかった。即ち、連賃値上げを控えた私鉄資本の資金抑制の鉄壁の前に、私鉄総連の産別自決も効果なく、統一スト体制からは全通が刑事弾圧を口実に「敵前逃亡」し、完敗を喫したのであった。

それらは総評系有力単産のうちに滲透して

きた労使協調路線の反映に他ならなかった。支部団交権の過大評価に基き全郵政との合併問題にうつつをぬかしてマル生粉砕闘争を精算しつつある全通本部、公労協統一闘争の実質的な解体を情報通信産業大産別の名の下に策しつつある全電通、そして民間単産の構造的離反を大産別共闘や四団体共闘といった統一行動上の諸形態でしかつなぎとめられない階級のヘゲモニーの欠如。これらの動向は同時に楯枝発言に示される中道派の滲透への危機感と、院内闘争への依存の克服→労働組合の主体性の強化を民同左派をして叫ばせる結果となった。しかし彼らは今春闘下において唯一の前進ともいえる地域共闘に対しては目をつぶり、大労組エゴ丸出しの代行主義的「国民春闘」で下からの先進的労働者の積極性を踏みにじているのだ。

中小労組を中心に官公労働組合支部・分会と結びついた地域共闘の成果は、従来先進的に進められてきた関西地方から関東地方にも根づきつつあり、そこに「国民春闘」をのりこえる一つの萌芽を我々は見なければならぬ。そこでは倒産・首切りをめぐる支援にとどまらず、各企業内闘争とその実践的交流によって、賃闘・反合闘争の地域的波及→平準化をめぐる共同意志が活動家層に形成され、産別的・企業の分断と幹部代行をのりこえる条件を拡大している。この地域共闘は必然的に労働者の関与する様々な矛盾を包括することとなり、三里塚・狭山をはじめとする被抑圧人民諸層との連帯を進める質を内包しているとい

えるであろう。問題はこの地域共闘自体の主体性を高めると共に、そこに参加している活動家の単組分会→支部における職場活動の豊富化と結合させ、経済主義的な民同型労働運動の弱体化を追及する思想→組織闘争を展開し、左翼反対派を重層的に打ち固めることである。

かかる観点をふまえて、我々は秋闘の前進を計っていかねばならない。そこではとりわけ反合闘争を通して独占資本の高蓄積→労働

者への分断を生みだすものでしかない雇用合理化と闘い、官公労働者のスト権奪還闘争の再構築を議会主義的幻想→条件付き付与論を粉砕して全労働者の課題としていかねばならない。又、三里塚廃港闘争→弁護士抜き裁判法粉砕→有事立法攻撃粉砕といった政治・社会的課題をも、労働運動として積極的にとりくみ、日本独占資本→自民党帝国主義政府打倒の旗を高く掲げて進むべきであろう。

☆「弁護士抜き裁判」法を粉砕し 刑法改悪阻止の戦線を打ち固めよ！

今春国会で法務省により上程された「弁護士抜き裁判法」(「刑事事件の公判の開始に於ける暫定的特例を定める法律案」)は、最高裁の強い支持を得て再び秋期国会の重要な課題となりつつある。日本弁護士会の「強力」な反撃によって一度は後退した同法案であったが、五月岡原最高裁長官の支持発言に對する野党の訴追の乱れ(民社・公明の脱落)に乗じた岡原不訴追の決定は、法務省→最高裁の不転の意志を固めてしまうこととなった。だがこの法案は、成田新立法・その他ジャック法・地震対策法等今春国会で成立した治安関係法とならんで、不況下で進行する労働者・人民諸層の闘いに対する弾圧立法に他ならない。それは先進的に法廷闘争を担ってきた部分にとどまらず、一般に法廷で被告と

その弁護士の利益を制限し、もって裁判所の訴訟指揮能力を高めようとする、権力支配の強化→予防攻撃であるがゆえに、心ある人民大衆の憤激と抗議の声を高めつつある。我々はまずその内容を検討するところから始めていこう。

法制審の答申を受けて法務省が「弁護士」を上程した直接の理由としているのは、第一に「現行刑事訴訟法二八九条の下では、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたるいわゆる必要の弁護事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することができない」という規定を法廷闘争戦術として逆用して、「被告人・弁護人が意図的に弁護士が在廷しないか、又は存在しない状態を作り出し」「訴訟手続を遅延させてい

る」こと、第二に七六年九月ダッカ日航機ハイジャック事件によって、「公判係属中の被告人が無法な輩の手によって奪いさられ」、「司法権の權威は全く地に落ちてしまふ」とを恐れ、「この種事件の再発防止のため」という二点から、「必要の弁護事件についてその例外を認め、一定の要件の下に、弁護人がなくても開廷審理することができるようにする必要」があるというものである。

だが、この第一の理由は連赤百回指定、反日武装戦線月四回二年内結審という強行訴訟指揮が、被告の利益を守る弁護活動の余地を著しく制限したことへの正当な権利行使であり、第二の理由はハイジャック事件を口実とした法秩序の強調へのすりかえによって、裁判所自体の長期裁判に対する責任の回避をはかったものであって、それらを不問に付して「過激派裁判」の名の下に、新左翼や戦闘的労働運動への治安弾圧によって増大する裁判における裁判長の訴訟指揮権限の拡大を計ろうとする司法当局・政府の意図が隠されていることを、我々は見抜かなければならない。即ち、第一項の改悪、「訴訟を遅延させる目的」で、被告人が弁護士を解任もしくは辞任に至らせた場合（第一号）、及び弁護士が辞任した場合（第二号）は、新たに弁護士が選任される間、更に「正当な理由なく」弁護士が公判期日に不出頭、又は裁判長の許可なく退廷した時（第三号）、「法廷の秩序を維持」するため裁判長が弁護士に退廷を命じた時（第四号）、弁護士抜きで行なうという手前

勝手な内容なのである。

それは(a)「暫定的」と述べているにもかかわらず時限立法ではなく、(b)弁護活動における放棄法理の全面化（黙示を要式行為と等置することになる）を意味し、(c)第二・四号が「被告人の意思と反すると認めるときは、この限りでない」とありつつもその認定は裁判官の意志に委ねられている。従って(d)弁護人と被告との秘密交通権の侵害を促し、公認弁護人制度への呼び水となるのではないか、(e)「特例」の範囲が明記されておらず、「過激派」以外にも適用されるに違いない、として広範な反対の声が法曹界を中心にして巻きあがることとなった。勿論抵抗する弁護士が排除されるわけであるから、その場合極・重刑判決が下される可能性は増大することとなる。

かくの如き反動的内容に満ちた同法案は、戦後刑法に貫かれてきた当事者主義の理念を皇道刑法に基く職権主義へと後戻りさせるものであり、法制審において進められている刑法改悪案の先制的具体化としての役割りをもっているが故に、弁護士会や社共等小ブル民主派は憲法第三七条第三項における「弁護人依頼権」を守る観点から反対運動を組織してきた。しかし彼らは他方一部は弁護士の法廷活動を逸脱とみなし、「自主規制」を言明

☆日本帝国主義の経済侵略と日中平和条約の締結

日中兩國支配者にとって懸案の日中平和友好

して、日中条約の締結は政治的効果の高いものであった。

このように「全方位外交」と偽稱にも呼称されて締結された日中条約は、日本独占資本の独自利害と日米欧の帝国主義的世界支配における共同利害に従属した形においてしか日本政府によって把握されていない。従って締結された内容は日中国人民の友好に反する性格をもつこととなった。第一にそれは戦前における日本帝国主義の中国侵略と植民地支配に強盗戦争の根本的自己批判にもとづく賠償責任を不問に付しているところにあらわれている。第二にそれはかつて台湾併合時に占領した釣魚台諸島の再併合を、中国人民の反対にもかかわらず不問に付し、資源ナショナリズムの下に実質化することとなっている。第三にそれはアジア・太平洋圏における日本独占資本の経済侵略とそれを支える日米安保軍事同盟を容認・支持し、日本の労働者とアジアの被圧迫人民の反帝共同闘争を疎外せざるをえない。

そして第四に、この条約の早急な締結が三月全人代における「四つの近代化」（農業・工業・国防・科学技術）路線の確定にもない、急速に外資導入を通じた工業化の道を具現化せねば国内ヘゲモニーを確立しえぬ鄧小平派のリードの下に、ソ連式経済建設—官僚制と物質的刺戟に依存した、文革で否定されたそれ—の採用として進められた中国内部の事情に主に起因していることである。事実、「四つの近代化」を目標に一九八五年までの

している。この事は彼らが、先進的弁護士—被告の共同した法廷闘争を展開せざるをえない状態に、すでに現在の司法—裁判所の反動化がなし崩し的に進んでおり、むしろ法的制約を突破する闘争によってこそ司法と行政の癒着—権力支配の実態を十分暴露していくことができる点に意義を持ちえていない限界を示している。現代帝国主義—独占資本主義の深まりゆく矛盾は、反共国民主義的支配をイデオロギー的—暴力的に完成させるべくすでに憲法を空洞化させており、我々は空洞化された憲法を回復するのではなく、そのブルジョア自由主義的理念の空論性を暴き出し、社会主義へむけたプロレタリア民主主義を追求していかなければならないであろう。かかる観点こそ、狭山差別裁判における石川氏への獄死攻撃や五・四名古屋中郵判決に示される最高裁の反動化、保安処分に端的な行為主義から行為者主義への転換を基軸とし、集団犯罪類型の導入や予備罪、未遂罪の増、新設を盛り込んだ刑法改悪、更には審判手続きへの検察官の関与と処分権の付与を阻う少年法改悪・監獄法改悪と闘ううえで必要である。中道派を巻き込んで弁法法を可決しその突破口を今秋切りひらくこうとする福田内閣の意図を見抜き、労働者・人民の広範な闘いを更に広く深く組織せよ。

好条約が、八月十二日北京で調印された。そ

「国民経済発展十カ年計画」で予定される総額三千五百億ドルの大規模投資を可能とするためには、政府間ベースでの貿易決済（金融協力）問題、貿易条件の改善を必要とする以上、反覇権条項での譲歩（「第三国」問題）をしてまでそれに踏みみることを中国政府は余儀なくされたといえよう。そのことは第五に、中・ソ兩國を牽制しつつ多角的な産業市場構造の確保と「労働者国家」群の分断をおしはかる日帝の世界戦略が一步具体化されたことを意味している。この成果は日帝とその同盟国の結束を促すの役立ちほしても、国際共産主義運動と労働者階級の分裂を、出口のない混沌へとおいやる以外にないだろう。しかし中国—ユーゴ—ルーマニアを貫く反ソ「労働者国家」群の反覇権勢力形成の動向は、一国社会主義路線の不可避の矛盾たるソ連の大国主義的干渉への反撥に基くものであり、世界共産主義革命を放棄し民族共産主義相互の対立を不可避とせざるをえないスタリン主義の自己矛盾のあらわれに他ならない。それは過渡期社会建設の孤立・後進からの脱出を資本主義の生み出した高度の生産力と結合して解決する以外にない、一国社会主義の限界を示している。しかも日中条約は中国プロレタリアートの社会的形成を、官僚制的・能力主義的疎外形態においてしか促さないし、人民公社の共産主義的理念を間違ひなく解体しつつそうとするに違ひない。ところがその時こそ、日本プロレタリアートと中国プロレタリアートとの結合した国際共産主義運動—

の国内批准を前にして日本プロレタリアート人民は、この条約に対する態度を鮮明にする必要に迫られている。ブルジョア新聞や一部の左翼は、あたかもこの条約の延長上に日中国人民の友好が築かれるかの如き願望を大衆に植えつけようと日本政府を助けているが、それは正しいであるうか。残念ながら、我々は彼らと同席することを拒否し、条約文の甘言に迷わされることなくその反動的な本質を暴く作業に傾注せねばならない。帝国主義とスターリン主義の反人民的和解を許せないからである。

福田内閣は今春・夏にかけて一連の外交的政治展開を行い、日本独占資本の経済水路を領導してきた。その第一は六・二六日韓大陸棚共同開発協定の批准書交換—発効であり、第二は五月日米首脳会談を通じた七月第四回先進国首脳会議（ボン）であった。前者は推定埋蔵量四億—百億トンといわれる東シナ海の石油資源開発をめざしたものであり、後者は円高に端的に示される国際的市場競争戦の軌轍を再調整し、対「労働者国家」—「第三世界」—の内部亀裂を進める帝国主義諸国の共同戦略を再確認するものであった。これらは日米軍事同盟—安保を基礎に、すでに打ち固められてきた日・韓・台の経済的勢力圏をふまえて、多角的な産業市場構造を確保し自らの一国的経済基礎の脆弱性を補おうとする日本独占資本の利害に合致している。ASEAN援助、日ソシベリア開発、皇太子訪伯、九月福田中東歴訪といった多角的経済外交の要と

帝国主義の打倒とスターリン主義官僚の打倒を共同の任務としていく物質的基礎を獲得す

☆栗栖統幕議長解任をテコとした 有事立法攻撃を粉砕せよ！

七月下旬、自衛隊統幕議長栗栖の「超法規発言」を理由とした解任が行なわれて以降、にわか政府・自民党によって「有事立法」論議が開始され自衛隊法の改悪が公然とくまられるようになった。栗栖発言とは「奇襲攻撃を受けたら現地部隊は超法規的行動をとることになる」というものであり、憲法や防衛二法を無視し文民統制を否定する印象を与えたことよって、政府も放置しておけなくなつたのであつた。事実、本年一月に栗栖は「専守防衛と抑止力保持は並存し難い概念だ」として政府の軍事戦略を批判し、五月にはソ連軍の拮据（えとろふ）島の行動を「上陸演習」と断定的に発表し、防衛庁内局の統制の枠をはみ出して、独自の政治行動を開始していたのであり、政府はそれらをめぐる制服組と内局の矛盾をいったん解決する必要に迫られてもいた。そして栗栖発言を形式上否定しつつ實質的には受け入れる内容として、「有事立法」化策動へと問題を転化したのであつた。

こうして栗栖解任を機に防衛論議を正面にすすめる党内合意を克ちえた福田は、マスコミを介した「有事立法」論議を展開し民社・公明等中道勢力を巻きこんだ政治焦点作りを開

る時でもある。日中条約の締結にあつて、我々はこのことを肝に命じる必要がある。

始することとなつた。それは弁抜法・元号法制化・靖国神社法とうちつづく反動立法を可決し、憲法改悪をめぐるイデオロギー闘争へと政治舞台を移していこうとする、自民党タカ派の政治意志を本格的に具体化せんとするものであり、同時に保守・中道連合を指向するグループへのイデオロギー的牽制をも意味しているといえよう。又それは憲法改悪をめぐる中曾根・太平の対立を生起し、総裁公選をとりまく派閥闘争とも密接な関連をもつことにならう。

ところで有事立法をめぐる論争点について労働者階級がとるべき態度は次のようなものでなければならぬ。第一点としては、この有事立法攻撃が今日突然問題となつたものではなく、六〇年代前半の三矢研究の破綻をうけてすでに防衛庁によって十二年前（六六年）から内密に用意されていたものであつて、その公然化が今回計られたという性格をもつことである。そこでは「非常事態の布告」「国家防衛秘密保護法」「防衛産業の振興」「物資、物価の統制」「労使間の関係に関するもの」等三十六件の要綱がすでに下敷きとされており、その上で踊らされるという戯画を演じるべきではないこと。かかる内密な研究自

労働者人民は今春三里塚 闘争の成果を打ち固め、 階級闘争の更なる前 進を目指せ！

(一) 今春三里塚闘争の切り拓いた地平

万余の警察権力の包囲を突破して展開された三・二六戦闘は、管制塔占拠・破壊という戦果を克ち取る事によつて、政府・公団をして開港延期を余義なくもしめた。この同時多発型大衆的武装ゲリラ戦は、基本的には旧来の武器水準に於て、極めて巧妙な重層的部隊展開によつてその軍事的勝利を獲得した。それは明らかに現地農・住民を先頭とする労働・市民の大衆的統一行動が、かかる高度な武装戦闘を担い、支える質で推進されていることに負うものであつた。それはこの現地一全国を貫く戦闘的団結をより大衆的・左翼的に打ち固めることなく、警察権力の物量作戦に目をうばわれ、爆弾などへの戦術工スカレートに望みを託そうとする唯武器主義が、三里塚闘争を進展させてゆく責任を負うことのできないことを他方で示していた。

的に使用される最高度の「公共施設」たる「新国際空港」が構造的に不安定ならざるをえない「欠陥（安全性？）」を残しているという事実が明らかとなり、十余年にわたる政府・公団の行政自身の欠陥が大衆的に暴露されたことによる。つまり、そのバラまかれた札束にもかかわらず、公害・農政・交通アクセス・燃料輸送・航空運輸行政のいずれもが、何ら矛盾を解決できないでいたばかりか、それらを結局のところ強権的弾圧によつて封じ込めてきた「力の政治」の無能ぶりがあますところなく暴露され、広汎な大衆的批判意識をまき起こしたからである。それは単に「有言実行」の福田内閣の威信を矢墜させただけでなく、保守政治の構造自体の限界を明らかにした。

しかも、このような結末が自民党政府・公団にとつてあらかじめ回避しえないものであつたことも又明らかである。それは富里以来の空港用地選定段階から重ねられてきた無為

体を糾弾すべきといえよう。

第二点目は、竹岡官房長・中曾根発言にみられるように、「有事立法」が表現の自由などの人権を制限し、自衛隊の警務官に対する隊外の司法捜査権の付与に旧憲兵化を計り、労使関係への介入を意図したものであることが要綱に明らかである。これは反戦闘争を封殺し戦争体制を維持するうえでの生産秩序の維持を名目とした階級支配の継続・固定化と被圧迫人民の内乱鎮圧を意味するがゆえに、絶対に許されぬものである。

第三点としては、このような有事立法論議が、自衛隊の現実的な実践的展開力を検討の対象とすることよつて、在日米軍への依存を弱め自主防衛力を確立せんとする帝国主義軍隊としての本格化を計る途を切りひらくものとして位置していることである。それは兵器輸出を不況脱出策とする財界・右派労組の要求とも相まった兵器国産化の動きと、専守防衛から抑止力保持への志向、そして幕僚の認証官への昇格要求に示される名実ともにそなわつた軍隊への成長を意味している。こうした帝国主義軍隊としての本格化への国民的合意に、超法規的行動が加わればもはや自衛隊を制御する力を完全に労働者階級は失うこととなる。

第四点では、こうした有事立法の検討の緊急性が、今日の帝国主義・国独資の矛盾に深く根拠づけられており、民族解放闘争の勝利的前進による米帝の世界支配の後退と日帝の経済侵略の拡大によつて、在「韓」米軍の撤退

無策ぶり（内陸空港への否定的評価の無視・転用地問題・パイプライン・アクセスの頓挫・空域・公害予測等）にも示されている。要するに、高度成長政策に伴う無計画な工業化とそれに従属せしめられてきた住民自治・地域生活・農政・交通政策の矛盾を、このような産業・社会編成全体を資本家階級の盲目的利潤追求の衝動に従つて、計画的に統御することなく処理せざるをえない以上、「成田問題」も又、その矛盾を永続的にくり返し露呈しないわけにはいかなかったのである。

かくして、福田はその威信をがけて自民党タカ派を動員し、「もはや農民運動ではなく、革命闘争だ」「破防法を」とさげばせ、成田立法を強引に成立させつつ「出直し開港」を強行せざるをえなかつた。しかも、三里塚開港策動への「国民的疑問」をいちはやく察知したマスコミの「対話の欠如」「力の政治の限界」の指摘につき動かされた政府・公団は、「話し合い工作」のポーズや騒音公害対策範囲の拡大・予算増額を云々せざるをえなかつた。だが、「農業振興」「羽田の沖合拡張」「二期工事の見合せ」といったマスコミと中道派の大合唱は、何ら事態の根本的解決にならないばかりか現実性をすら十分獲得していたわけではない。しかも「安全性（治安上）」を云々することよつて、「誠意ある話し合い」の舌の根もかわかぬうちに成田立法・弁抜法等による弾圧政策を支持し、農住民と新左翼系労働・学・分断にひと役員している有様であつた。このようなキャンペーンは、決し

(※58ページへ)

て十余年にわたる三里塚闘争の歴史に於て何故実力抵抗が不可避であったかは明らかにしていないし、三里塚に於ける農業・生活破壊を真に克服する道を示すわけでもなく、要するに政府はもつとまよくやれといった水準に大衆の批判意識をすり替えて集約し、現地の孤立化（弾圧・買収による分断）と「開港」の既成事実化に向う政府・公団を助けているにすぎない。

だから、革命的プロレタリアートが三・二六で一層明らかとなった政府・公団の欠陥をこそ更に広汎な労働者人民の批判意識に結びつけ、政府・公団の既成事実化策動と対決しつつあることは全く正しいし、そうすることによって、三里塚の諸矛盾が全労働者人民の不利益であり、資本主義の下でそれが解決できるかの如き幻想を振りまく徒と対決することができるのである。実際、この間当初の予想を上回る騒音と空域（ニアミス）・乱気流といった問題の深刻さが次々と明るみに出され、周辺住民をはじめとした大衆的支援・連帯は一層拡大している。我々は十余年の闘いの中で反対同盟自身が単なる被支援の立場にとどまることなく自ら諸階級層人民への支援・連帯を自覚的に推進するように成長してきたことを知っている。三里塚に集う団結は一層広がるにちがいない。五・二〇開港もその意味では決して単純に敗北ではなかったのだ。現在、現地では「開港」の既成事実化↓二期工区着工（今年度公団予算に計上された）といった攻撃に対して「開港」自身への拒否

要の自然増を期待することができなかつた航空産業資本にあっては、旅行代理店・銀行と結合した旅行のバック商品化・ロトンなどの採用による市場拡大が不可避であったから、かかる意図的な観光ブームが、もつぱら資本の利潤追求のために創出されている点は注目しておかねばならない。勿論、精密機器・生鮮食料品の輸出入の増大は航空貨物の必要性として強調されているものの、やはり主要にかかる旅行の商品化に大きく依存しているのが現状である。ところでかかる海外観光の大衆化は、とりわけ東南アジア諸国への男性旅行者を増加させているといわれ、第二第三の「キーセン観光」がくりかえされていると見てよい。かかる「観光」の「開発」と称して日本の観光資本によるアジア進出ととりわけホテルがなされているわけである。このようにして資本の輸出に伴う経済侵略（収奪）とアジア諸国民衆人民への精神的な抑圧を構造的に随伴した「観光開発」―「旅客需要の増加」―「羽田限界」説を人民は「公共的」とみなすことができるであろうか？勿論、我々は高速・大量輸送という技術的進歩の意義を否定することはできない。だが、その資本家による使用が、空港周辺住民の不利益を増幅するばかりか、後進国民衆人民への抑圧を不可避としている以上、かかる航空運輸行政がプロレタリア人民にとって何ら「共同利益」とはならないことを踏まなければならぬ。いかに高度な知識と巨大な機構を有していても、今日の国家権力は国内乱開発―公害、

と二期工区着工阻止へ向け、百日闘争を中心として断乎たる実力抵抗が組織されている。我々は「開港」追認―二期工事見合せといったペテンに乗せられることなく実力廃港を目指す反対同盟を支持し、三里塚闘争と連帯する労働者階級・人民の闘いを社会主義と結びつけ、社共ら小ブル革新派の経済主義・改良主義と訣別する階級闘争の前進へと導かねばならない。

(二) 益々明らかとなった

空港建設の欺瞞

「開港」後一年を経ずして、すでに三里塚は当初の予想を上回る騒音公害にさらされている。せいぜい最高六〇ホン程度の音環境下で生活していたであろう農民は、今や一〇〇ホン以上の騒音下に置かれている（騒々しい事務所で七〇ホンといわれる―『技術と人間』九月号田中レポート参照）。これは公団の言うような「慣れ」で解決しないことは明らかである。大阪空港訴訟では難聴と騒音の因果関係が六五ホン（八〇ホンライン）と証明されている（山本剛京大教授）。七六ホン以上―一五ホンまでの騒音が公団・運輸省のWEPNL（うるささ指数）による三段階防音指定を越えた広範囲な地域（十三市町村）で被害をもたらしている。統計によれば被害は難聴・耳鳴り・頭痛・目まい・胃腸障害・高血圧・食欲不振及び圧迫感・不快感・不安感・性格変化を伴い、睡眠妨害・不眠症等をもたらす人的被害（高血圧―不眠症―身体衰

海外市場競争―民族的抑圧を根本的に解決することはできない。何故ならそれらを不可避とする資本の盲目的利潤追求を統制しえないからである。その意味で三里塚闘争は現代の国家独占資本主義的政策の矛盾をも象徴的に突き出しているともいえるであろう。それだからこそ、一切の私的所有の余地を与えられず、資本主義の廃絶を不可欠としている労働者階級大衆が、かかる今日の国独資の限界を突き出し、プロレタリア社会主義を指す階級的政治闘争の中に三里塚闘争をより鮮明に位置け、全人民の先頭に立たねばならないのである。

(三) 革命的プロレタリアートは

三里塚廃港闘争を通じ、共産主義

労働者革命潮流を輩出せよ！

今春の三里塚闘争の前進にもかかわらず労働者大衆の連帯意識は十分に高まったとはいえなかった。それは新左翼の労働者活動家の地道な努力にもかかわらず、春闘決戦を目前にしての「公務員の違法行為は許さない」といった、失墜した権威の回復になりふりかまわずに公労協系のスト弾圧をにおわせる福田の煽喝に恐怖し、三里塚の「違法行為」を迷惑がった総評・民同の官僚主義的統制と妨害に大きく制約されたからであった。

だが、こうした総評・民同の態度こそ、労働者大衆の政治意識を低め、自らの個々の経済的利益に労働者の権利意識を固定化する徹底した経済主義的見地を暴露するものである。

弱―死亡という例もある）のほか、家屋破壊（振動による）、作物破壊（爆風による）に及ぶといわれ、かかる騒音が夜のはやい農村で深夜に集中しているうえ、深夜・早朝消音装置による低周波公害（家屋の振動）、防音に伴う家屋密閉やクーラーはそれ自体生活を不健康にする（真夏にグラウンドで遊ぶことなく校舎にとじこもる学童を想起せよ）し発育を妨げる。まさに「複合汚染」的に住民の精神・身体・生活を破壊しかねないのである。したがって騒音対策は家屋の防音加工や防音堤（これ自身急上昇方式の内陸空港では無用の長物）は何ら問題解決にはならない。農民が空港周辺から退却するか、廃港にするか以外にかかる破壊的な騒音を処理することはできないのである。政府・公団が結局のところ、対症療法的対策しか行なおうとしていないことは、それ自身、単なる住民無視ではなく住民追出しを意味している。政府・公団ははたしてそれだけの犠牲を余儀なしとする正当なる「公共性」を労働者人民に説得的に提起してはいない。

実際、成田移転の根拠たる羽田限界説自体が極めて総意的なものである。如何なる空港といえども一定の水準以上の過密な使用は確かに危険であるが、問題なのは、かかる過密自身が人民の自然的需要によってではなく、人為的にもたらされていることにある。

それは国際線に於ける大型化による大量輸送―コストダウンという市場競争の激化に際して、かかる価格競争に勝ち抜くうえで、需

彼らにかかる思想をふりまくことによって、自らの「国民春闘」をも非「国民」的・本工主義的な水準におとしこめていることには気付いていないらしい。総評民同の賃闘至上主義的指導の下で、労働者大衆は成田立法・弁法といった弾圧政策に対して、議会闘争を促すというプレッシャーとしてさえも（それ自身組合主義的政治ではあるが）自らを表現することを押しとどめられたのである。このような大衆的政治行動の停滞の下では、院内三極化構造（中道派の拾頭―革新離れ）下にある社共もおざなりの反対ボイスを示すだけで許されたのであった。

社会党はマスコミの大衆コントロールに調子を合せて「対話」の説教をしながら、現地―拠点に於ける分析策動のお先棒をかつく中道派の「活躍」を座視していたのが実際のところであったし、日共に到っては権力の「およがせ」なる反動的キャンペーンを行なうという有様だった。そこでは公害・差別等今日の諸社会矛盾が、決して一様に改良できない現実を包摂しえない条件主義の無力が暴露されているばかりか、このような改良の積み上げの延長上に社会主義のなしくずしの実現を夢想する彼らは、その「平和革命の可能性」の未来から、現在の大衆の抵抗をも「平和」なものにしなればと考えていることが明らかとなった。こうした条件主義的理想化ほど人民の諸層に転嫁された階級矛盾との対決を妨害する代物はない。

小ブル革新派のこのような見地と徹底して

闘うべき新左翼諸潮流の中にあつて、対中核派組織戦術のみを自立化させ「三・二六」は権力のヤラセ」であり革命的謀略と口ぎたなくのしつた革マル派は、無条件に徹底した自己批判を行なうことなしに新左翼の全ての労働者人民の怒りと不信をとり払うことはできないであらう。とりわけ動労本部の三里塚闘争における「敵前逃亡」を助長し、社会党一民同の日和見主義を隠蔽したことは、現代における労働者大衆の階級的・共産主義的成長が、被圧人民諸階層との連帯を不可欠としていることを曖昧にする、純プロ主義的誤謬にも基いていることをはっきりとみなければならぬ。そして革マル派のかかるセクト主義的敵対に断固として反対し、三里塚闘争の大衆的発展を守るための防備を固めることは、彼らとの内ゲバ路線を正当化しそこに日帝打倒の戦略的環を求めるといふ倒錯した思考がもたらす、三里塚闘争を反革マル党派闘争に没入させ労働者人民を厭戦気分に向いやる方針とはまったく異なることを、同時に我々は確認できるであらう。それはテロリズムであり労働者大衆の階級的共同性を強める主体性を引き出しはしないのである。

ところで今春三里塚闘争を主要に担った部分は、テロリズムに傾斜した中核派・解放派に「一線を画する」諸党派と労活などに結集してきた全国各地の戦闘的無党派大衆の連合によって構成されていた。この統一行動を更に発展させることは、三里塚闘争を全国各地の地域闘争と結合し、又労働組合運動の左傾化を助ける役

割りを果たすに違いない。事実、我々をはじめとした革命的プロレタリアートは、戦場における賃闘・反合闘争を春闘を通して闘い抜くと共に、三里塚闘争や倒産・雇用合理化に対する地域支援・連帯の闘いを現地一地域でとりくむにとどまらず組合にもちこみ、共産主義的・全面的政治暴露を組織化し、既成指導部を労働者の陣地で追いつめる闘いを展開してきた。この闘いはまだまだ不十分であるし、三里塚闘争を発展させる見地からも増々この任務は重大となつてきている。

しかしこの連合自身内部に統一行動を疎外する多くの要因をかかえこんでいることを無視することはできない。第四インターにみられる政治主義的対応は、口先の「内ゲバ主義反対」なる言葉に疑問を投げかけたし、それにもまして三里塚闘争から権力との実力対決だけを学び反権力主義的思想しか宣伝しえない限界を我々は見すごすことはできない。とりわけ小ブル急進主義的残滓を濃厚に有する第四インター・日向派などの戦闘的人民主義派は、労働者階級にとつて三里塚闘争が如何なる階級の意味を有しうのか、そこからどのような共産主義を追求せざるをえないのかを思想的に解明することなく、もっぱらブルジョア政治権力との政治・軍事力学の観点において、危機論を基底に「反権力闘争」「侵略反革命阻止」の単線的延長にプロレタリア革命を夢想する誤りをおかしているのだ。

それでは現代の労働者大衆を反権力闘争に

い。我々は三里塚闘争の内に反権力的目的意識性がはらまれていたことを知っている。けれども反対同盟自身があえて「廃港」というスローガンでその要求を表現していることから明らかなように、政策転換という改良闘争としての性格から観念的に「反権力闘争」を自立化し実体化する見地とは一線が引かれていることも忘れるわけにはいかない。三里塚闘争を主観的に「反権力闘争」と観念するだけでは、政策転換要求でありながら、にもかかわらず単に現世的利益の調整では解決しえない改良が今日では特に重要となつており、そこでは実力闘争がさげがたい局面のあること、かかる闘いへの意欲を抑えつける条件主義と訣別した被抑圧差別階級層人民の連帯が必要であること、このことが反対同盟を中心とする十年余にわたる闘いの中で明らかにされてきた意義を正しく評価したことはない。彼らは改良闘争の革命的展開ということが理解できず、改良闘争を直接的に革命闘争化するという小ブル革命主義に陥つていたのである。

次に問題なのは、反対同盟農民の「反権力」的自覚を評価するにとどまり、反対同盟自身はまだ生産手段としての土地の私的所有権を主張していることへの労働者共産主義的観点に踏えた階級的批判があまりにされていくことである。資本制生産の下では独占資本による小資本・小生産への収奪が不可避であると同時に、私的小生産の継続も又資本制生産を必要とせざるをえず、かかる階級対立は

一切の私有財産を廃絶するプロ独と社会主義の実現抜きには克服できない。だから現在三里塚に芽ばえつつある農業生産の共同組合的組織化への志向を、小生産者としての存在に踏えつつもブルジョア的共同経営を乗りこえる思想闘争の場としてよく訴えることなく、共同経営イコール私的所有意識の自己否定と無批判的に賛美することが友人としての真面目な態度とはいえないということである。

ところで、第四インター派はこのように三里塚闘争に「反権力闘争」主義の意味付与を行なう一方、プロレタリア階級運動の独自性をあいまいにすることによって実質的に反権力人民革命主義の立場に陥つてしまつていたのであるが、更に三・二六によって「政府打倒の現実的可能性」が作り出されたくらいだから「労働者階級の全国大衆闘争は、政府権力との激突である」とし、「戦闘的労働運動」の強化を主張することによって労働組合運動の改良主義からの克服という課題を戦術左翼主義的に構想しているにすぎないことを暴露している。そこでは小ブル経済主義者の大言壮語に対する「断呼闘え」式の戦闘的組合主義が美化されているといわねばならない。戦術に於ける日和見主義と対決することは労働者大衆の重要な課題である。だが敵との妥協をつねとする右翼日和見主義を現象に於て批判するだけでは不十分である。それは資本主義を決定的に廃絶する革命を経ること抜きに、改良の積み重ねの延長に社会変革を夢想する改良主義のあらわれであつて、かかる小

動員はできて、かかる三里塚闘争から困窮資一私的所有の廃絶の意義を学び、プロレタリア独裁を通じた共産主義の実現の担い手へと彼らを変革し、市民社会深部に共産主義労働者革命潮流を打ち固める任務は弱まらざるをえないであらう。

(四) 先進的労働者が三・二六闘争を担った意義は何か？

「連帯する会」に強い影響力を持ち三・二六闘争の主力となつた第四インター派は、この闘争の意義を次のように総括している。即ち、「労働者階級は深い改良主義時代の意識性を三里塚闘争を媒介にして政府権力との正面からの対決のレベルへと転換、飛躍する」という過程をたどつていく」とし、「三里塚闘争が階級情勢の転換軸」となつていくという。ここではまず「三里塚闘争は、それ自体反政府闘争、反権力闘争である」ことが前提とされているのであるが、この「反権力闘争」が七七年を転期に「抵抗から攻勢へと質を転換させ、……一個の闘争から情勢の環へと飛躍した」と説明されている。つまり、この「攻勢」に転じた三里塚「反権力闘争」が三・二六に於て「福田自民党政府打倒の現実性を作り出し、その「中軸部隊」となつたのが戦闘的労働者であつたことから、「労働者階級は、……政府権力との正面からの対決のレベルに向つていく」といふわけである。

さて三里塚闘争が「反権力闘争」だと断定しているところから問題にしなければならぬ

ブル革命綱(スターリニズム・社会民主主義)との全般的なイデオロギー闘争が個々の闘いの方針や主張をめぐつて強力になされねばならないこと。改良運動がこのような大衆的思想闘争を内にはらむことによつてこそ革命的に展開しうるのであること、このことを「戦闘的労働運動」は明確にせず運動論を提起しているにすぎないのである。実際労働戦線では改良主義、とりわけ一切の改良を経済的労働条件問題に従属させる経済主義との闘いが急務となつており、労働者大衆が三・二六を担つた意義も、まさに即自的経済的改良にとどまり、社会運動としての労働運動の発展を押しとどめている経済主義者と対決する階級の政治闘争の大衆的推進が開始されたというところにあるのである。第四インター派は、労働者階級が経済主義を克服し社会的階級の総体性をイデオロギー的に獲得するように政治教育する革命的共産主義者の任務をあいまいにし、行動上の戦闘性だけを問題にすることに、労働者が戦場でねばり強い思想闘争を行なうことを軽視し、戦闘的に闘えない民同支配下の職場から召還し、衝動行動主義に陥る左翼日和見主義の種をまきちらしているといわねばならない。

さて第四インター派が、三里塚闘争を「反権力闘争」と語つた延長には、かかる反権力主義的「戦闘的労働運動」の三里塚を結集軸とした全国的集約・総評民同の左からの突き上げ↓左派労働組合運動による全国的反権力闘争が力学主義的に構想されている。

その根拠は「日本資本主義経済の危機と改良的余力の喪失」にもなつて「労働者大衆の闘争性は資本及び国家権力との衝突へと発展してゆかざるをえない」「抵抗と改良の分裂」という階級情勢認識によつてゐる。まず問題なのは資本の「改良的余力の喪失」である。これはさしあたって資金的余力を示すのみでよい。何故なら彼ら自身が総資本による国民主義経済の論理をテコとした「改良主義指導部」の「政治参加」という政治体制的「余力」は認めてゐるのであるのだから。さて、経済的な改良的余力は決して喪失してはいない。それは、毎年の公共事業予算をみれば明らかである。そこでは教育・科学技術・治水・治水・上下水道・道路・年金その他の「福祉」事業等、それ自身資本の利害に従属してはあれ、人民にとつても物質的改良といふ諸政策が実施されてゐる。勿論、資本の論理は極力不生産的投資をさけようとするが、それは利潤追求と対立すること全てへの直感的危機意識にもとづいてゐるとはいへ、実際に資金的余力を失つてゐるからだといふ問題ではない。労賃が実質賃金水準を下回つたからといつてただちに「支払い能力」がないといふ前に、労資の力学関係こそ分析しなければならぬ。実際、昨今の円高にもかかわらず、国内不況を体制的危機に転化させず、対外的にも、円高↓輸出停滞・輸入超過↓国際収支赤字↓円安↑という通常予測されるサイクルを経ず「円高が円高を呼ぶ」といふ現象は、ほかならぬ日本資本が、外国市場の

物価上昇率を上回る価格引き上げ（それ自体価格競争を不利にする）にもかかわらずそれにも耐えうる高利潤率を持ち、それを支える減産体制（即ち安く多く売る式から高く少く売る式への一時的転換）と失業対策資金を維持しつづける「余力」を有していることを実証してゐるのである。

そしてこのような国独資経済の現実が、そのなしくずしの統制経済への移行を期待せしめるところにこそ「日和見主義指導部」を権力的に組み込みうる「余力」も確保されてゐるのである。だから我々は資本家階級の危機宣伝に乗ぜられることなく、国独資の矛盾を暴いてゆく闘いを社会の諸分野に広げてゆかねばならないのであつて、第四インター派はかかる階級の責務を、「改良と抵抗の分裂」（即ち改良主義）|| 全面敗北↓抵抗|| 権力闘争という客体的な運動発展論にもとづいて「最小限の権利闘争」の権力闘争を法則的に説くことによつて、力学主義的な「過渡期闘争」に解消してゐるのである。

かかる政治力学主義は不可避にテロリズムを温存せざるをえないことを忘れてはならない。何故ならそこでは労働者階級が階級的独自性と社会的総体性を統一的に付与されることなく反権力勢力の一機能的担い手に陥しこまれ、権力への打撃を自立化する軍事力学主義が生まれる条件が残されており、それに對し彼らはせいぜい、大衆路線を対置してゐるにすぎないからである。

とりわけ、社会的存在過程の不安定な学生

戦線に於ては、国独資経済とそれにもとづく政治|| 社会権力構造への批判をその層的独自性に踏えて明らかにすることなく、権力闘争が理念化される限り、労働者階級への連帯意識は抽象的なものにとどまり希薄化されざるをえない。だから共産主義者は、労働者階級の諸階層人民への連帯と同時に、戦闘的人民は三里塚に連帯するだけでなくそのような社会（思想）運動の質をばらむ労働組合運動の革命的展開を目指す左翼的労働運動潮流にこそ、学生をはじめとする全ての被抑圧人民が支援・連帯しなければ資本主義の打倒とプロ独|| 社会主義の実現がおぼつかないことを訴えてゆかねばならない。このような労学統一行動を推進しようとせず反権力実力行動勢力としてのみ機能してゐるにすぎない「青年同盟|| 青年共闘」運動では、決して労働運動の革命的変革を担うべき自らの未来を意識化させない小ブルジョアの急進主義から先進的學生・人民を守ることはできないであらう。最後に、第四インター派は反権力大衆闘争の指導部建設を呼びかける前に、まず、労働者共産主義革命運動の指導部の建設をこそ主張すべきであらう。ただし、急進主義者の独善的セクト主義を批判してゐるのだから……。（なお引用は『第四インター派は主張する』パンフ№1・2によつた。）

（文責 大杉源一郎）

我々の中期政治組織路線

北海道共産主義者同盟

序章 中期路線の提起について

(一) 七三年路線転換の意義と限界

戦旗派十二中委の決裂以来五年有余。分派闘争期の混迷を理論的かつ実践的のりこえ、新左翼共産主義革命運動の大道を着実に歩み始めた我々にとつて、今その道をしっかりと踏み固めるべく路線の意志統一を深化すべき時がやってきた。それは何故か、そして如何なる性格の深化が問われているのか、これらにまず明らかにしていこう。

七三年の路線転換は、戦旗派の陥つた小ブル急進主義・革命主義からの脱却を押し進めるために行なわれた。軍事委員会の解体と同盟員の相次ぐ召還、組織カイドルの脱落と不信の滞留、セクト主義の横行と先進的大衆の離反、労働組合運動への意欲喪失と左翼小児病的体質のから回り。数えあげればきりない諸矛盾の蓄積は、もはや個々の戦術的・政

策的手直しでは解決しえない性格をもつてゐた。我々はこの原因を恒常的武装闘争路線に求め、その清算を迫つていった。

日向派は恒武闘争路線を廃棄することなく、その深化と称して「腐朽化との対決」路線を持ち出し、事態の収約を計ろうとした。従つて我々はまず恒武闘争路線の批判を、ついでその基礎に立つ「腐朽化との対決」路線の誤りを突き出していく形で、我々の路線内容を主張していくこととなつた。前者は七二年十一中委S意見書を端緒として、『九中委路線の左翼小児病的本質』『運動・組織路線（上・中・下）』等で論じられ、後者は前者のうち部分的に究明されつつ、『戦旗派労働運動の総括』（『プロ・戦』№九所収）で最終的にまとめられていった。そこでの主要な批判内容はおよそ以下の通りであつた。

(a) 現情勢は蜂起（|| 権力奪取としての）の

準備を必要とする内乱期ではなく、内乱期以前の階級闘争の平和的発展期にとどまつてゐる。従つて、蜂起の主體的・客体的条件作りとして、権力機関の実体的解体を闘争戦術の軸としつつ、党・正規軍・地区ソヴィエト型組織建設を計る任務は誤りである。階級闘争の平和的発展期をかち抜き、内乱期を準備していく諸任務が提起されねばならない。

(b) それは、国独資の諸政策に大衆的実力闘争で反撃しつつ、労働|| 生産過程に団結の基礎を有した党|| 向自的階級|| 即自的大衆の主體的陣型を作り、階級的力関係を構造的に变革していくものである。党建設では革命的イニテリと革命的プロレタリアートの結合を通して、生産点細胞をばらみ階級大衆を指導する前衛的質が問われる。かかる前衛に指導されつつ大衆を逆に領導していく諸階層の向自的諸組織は、フラクシオン活動を通じて諸階層の利害を階級的に統一する、或いは連帯する内実を求められる。そうした階級的ヘゲモニーは、職場・学園の大衆組織（組合・自治会）から小ブルのヘゲモニーを後退させるべく、各種（職場・学園や地区等）の闘争委員会・サークルを結成し、合法・半合法的闘争戦術を結合しながら、大衆運動の原則的|| 左翼的展開を計っていく。

(c) 十一中委「腐朽化との対決」路線は、差別と抑圧|| 人民支配体制を糾弾することとまり、それが現代民主主義の下に幻想的に分断|| 管理支配構造を定着させてゐる特殊性を見失つてゐること。およびそれを経済・社会的

矛盾としての「相対的窮乏化」と切り離すことによつて、労働組合運動を経済主義者に委ね放置することとなつてゐる。それは経済・社会闘争を捨象し政治闘争の自立化をもたらし、たかつての「侵略反革命」軍事外交路線との対決路線を表面的に手直したにとどまつてゐる。従つて日帝の対外政策批判においても、朝鮮戦争の前夜に危機を煽動することによつて、日本独占資本の国際的帝国主義同盟を基礎とした多角的平和共存外交と、それによる拡張政策に経済侵略批判を正面にすえることができず、生産力主義にもとづく国民主義的統合を糾弾しえない。

(以上、プロ・戦派十一『革命論ノート』序章を参照されたい。)

しかしこうした理論的批判活動を同盟内分派闘争として組織的に収約し続けていくことは出来なかつた。というのは路線論争の組織化自体、直ちに組織論上の対立(規約と組織原則をめぐつた)を露呈させたからである。そこに組織観の違いが大きく存在することを自覚しつつ、路線を適用し実践化するに依じた内容の深化を計れば計るほど、不可避に組織の分裂を内在的・思想的に根拠づける革命論上の対立は顕在化した。そこで、戦旗派革命論の理論的・イデオロギー的のりこえを實現しつつ、分裂の道を歩む他分派を規制し組織の統一を領導していく力を、すくなくとも当時の我々は持ちえなかつた。その結果、名称上、同盟(戦旗派)北海道地方委として踏みとどまりながら、戦旗派から自己を脱皮さ

せる孤立した道が選択されたのであつた。

ところで革命論上の再検討は、『理・戦』九号の地平に対象化された戦旗派革命論を、戦術論・戦略論・方法論・共産主義論の諸領域に分化しながら行なわれた。だが我々のイデオロギーは理論と実践の相対的独自分野を認めつつも、それらが媒介的に組織的主体のうちに統一されて再生し創造されるべきことを要求した。理論創造と実践的前進の双方をどのように満足させながら組織建設を行つていくのか、しかも戦旗派総体としてではなく北海道地方委(分派)としての場所性をふまえて、これらを一挙に確定しきれないまま、すでに提出されてきていた七三年路線の内容に接近していきよう、我々は試行錯誤をしばらく繰り返した。

(二) 路線の展開とその深化

このように七三年路線は適用されるや否や、我々の新たな組織的地位の土壌で成長することとを余儀なくされたため、現実主義的に方針

社会的課題、および春闘・反合闘争・学費闘争等の経済・社会的課題を闘うことを通じて革命実践は様々な教訓を提出した。

種々なる大衆組織(組合・自治会、大衆サークル、個別闘争委、地区夷)の運営と結合、そして政策を介した運動化による当該当局・経営および政府との持続的なゲリラ戦・政治焦点の形成。大衆組織の運動作りにもなう政策論争を通して、反政府・反独占、「左」右の日和見主義の克服を實踐的・理論的に迫る思想闘争の推進をはらんだフラクション活動の質と階級的活動家組織の形成。かかる運動・組織指導を通して、そこに生起する実践とわかちがたく結びついた政策・理論・思想をイデオロギー的に体系化し、革命論の再検討へと消化しつつ、それらを再び運動・組織指導の止揚へと適用すべく、理論・思想闘争・政策論争の環を設定し実践的に検証を計る同盟(戦線)活動と組織建設。

このように我々の革命実践は、實際上大衆活動を階級的活動家の育成に生かし、それらを同盟(戦線)の理論的・組織的強化へと還元しつつ、再び活動家・大衆闘争への指導の前進へと転化するラセン的円環構造を繰り返しつつ主体的陣型を強め、資本家階級との力関係の変革をめざすものだった。しかもそれは革命論の再検討と単独分派としての自立と成長に引きつけて推進されねばならなかつたため、多くの実験的要素をかかえつつ、ある程度不確定性をもって進行した。このため大衆運動・労働運動の独自領域に拘泥する危険

性をおかしながらも、数年間の活動を通じて戦旗派革命論を批判し抜き、それをのりこえる理論的・思想的地平と北海道共産主義者同盟への脱皮に示される党的中核の形成を我々は實現してきた。

即ち、戦術論・戦略論の批判的検討をテコとして、国家・市民社会の概念的把握を可能とする認識論上の方法に迫り、共産主義思想におけるイデオロギーと科学の統一および価値意識形成の論理にまで言及した内容(『革命論ノート』参照)がそれであり、また同盟員の政治・組織指導の質的向上と思想的・組織的純化としてそれは表現されている。前者の抽象的理論定在は個別闘争論の解明等を通じて具体的総体性の把握にむかひつつあり、後者は運動・組織活動上の不均等性を修正

第一章 当面する政治・社会情勢と

資本家階級による体制的攻撃の性格

(一) 国際階級闘争の複合的發展

戦後冷戦体制を経て六〇年代に定着した米ソの対抗的「平和共存」体制は、先進資本主義諸国においては高度経済成長を、「一国社会主義」国家群においてはコメコンを介したゆるやかな成長を促してきた。だが後進諸国は経済開発の基礎を打ち固めれないまま、帝国主義の新植民地的軍事・経済支配に、社会・経済危機を激化させ、反米民族解放戦争に常態化してきた。それは単なる代理戦争にと

化されていった。現実主義的な方針の妥当性もあって、七三年路線の矛盾はしばらく露呈せず、年度総括・方針による調整で事足りてきた。しかし年度総括・方針の深化は、明らかに七三年路線の長期的性格を刻印し、より短・中期の展望を確定することを要請してきた。というのは、前掲(b)に示された平和的発展期における主体的陣型の構築と、それに支えられた階級的関係の構造的変革を實現するうえで、現在は何なる位置にあり次はどのような段階へと進むべきなのかを明瞭にすることが、活動の分散性を統一し、系統的な集中性のある組織活動を保障するからであつた。

活動の分散性は何に生じたか。それは革命論の再検討と単独分派としての自立と成長という二つの大きな任務を組みこんで、それと関連させて他の諸活動をどのように行つていくのかという風に、全同盟(戦線)的な意志統一がなされなかつたことに起因した。そしてその結果、上記の二つの任務と組織力・ドルの拡大・統一戦線の形成・大衆運動の展開・機関誌の発行等の諸任務のそれぞれにおいて細部にわたる追求がなされたにもかかわらず、逆にそれらの分業が固定化し集中性を欠く形であらわれた。それは大衆運動主義、とりわけ労働運動主義を跋扈させた。

とまれ、年度報告(総括・方針)に基いて種々の革命実践は調整されつつ具体化された。七四年戸村参院選以降、伊達火発阻止闘争・ロッキード疑獄糾弾・狭山差別裁判糾弾・三里塚開港阻止闘争等の全国的・地方的政治・統一し短・中期路線の主体的推進構造を想定させてきている。

こうして我々は、戦旗派革命論の止揚形態としての現代共産主義革命論の定立と、党的中核の拡大と有機的組織化による活動家・大衆戦線への影響力の拡大を計つていくことを中期的な射呈(それを五・六年の期間で我々は想定している)にしつつあるといえよう。だがそれは今日の客観情勢をどう評価し、労働者階級・被圧迫人民の資本家階級に対する闘いの中で如何なる意義を持ちうるのか、そのためのわが同盟(戦線)の政治・組織的任務は具体的にはどうあるべきか、より包括的に設定されねばならない問題といえよう。

どまらず、ヴェトナム革命の勝利に示されるように、農・工人民の「土地革命」と工業化を通じた国民経済的發展への意欲と実力を示すものだった。

この意欲と実力への自覚は、後進国を發展途上国としての目的性をもつた第三世界として結合させ、資源・援助・民族解放をめくつた共同利害を、相互対立をかかえながら創出してきた。それは米・ソ「平和共存」体制を規制しながらも、内部の相互対立を醸成し常に分解と再編を余儀なくされる共同利害であ

るが、現下に進行する多極的平和共存の諸ヘゲモニーと密接にからみあっている。三プロックの政治・経済関係は七〇年代後期の今日、一層緊密化と相互反撥・浸透を繰り返している。

帝国主義諸国では、EC・日本の経済成長・ヴェトナム戦争の泥沼化と共にドル危機が顕在化し、七一年ニクソン新経済政策を通じてIMF・GATT機構の根底的改編——固定為替制から管理変動相場制への移行——が行なわれた。これは米帝の帝国主義世界体制における一元的ヘゲモニーを喪失させるものであり、ヴェトナムからの敗退を機にまき返し戦略が追求されてきた。就中過剰資本の滞留による世界的なスタグフレーション（インフレと不況の並進）の波は、七四年「石油危機」を機に一挙に構造化し、各国独立資本の市場競争に一層拍車をかけたのであった。

この現代国独資本の矛盾は、もはや従来の如く米帝の強大な経済力を背景とする固定為替制に依存した各国政府当局の財政・金融政策で調整しようものではなかった。独占資本間の国際的市場競争を激化させつつも、各国政府の通貨・貿易にわたる国際的経済調整への共同意志を引き出し、世界資本主義経済の延命へむけた再組織化をするという危機予防策に裏付けられてこそ、各国の経済政策の有効性は存在しえた。「三〇年代危機再現の回避」を相言葉に、ランブイエ・サンファン・ロンドンで相次いで開催された先進国首脳会議は、客体的には「一國社会主義」国家群および第

三世界解放への対抗上、主体的にはいまだ軍事・経済両面にわたる相対的優位なヘゲモニーを有する米帝の政治力によって、共同意志を一応成立させてきた。

しかしこの国際的な経済調整は、無規律的な市場経済を土台とする限り、オイルダラー等を介した国際分業の再編にもない独占資本の多国籍活動を強め、経済的搾取・収奪のみならず、それにもなう社会不安・局地戦争——他方でソ連の拡張政策にも規定されているが——を誘発せざるをえない。それは帝国主義本国の労働者・人民への賃金抑制・雇用合理化・失業攻撃を不況の名の下に強制しつつ、「発展途上国」へ矛盾を集中的に転嫁するものに他ならない。

後進国民族解放戦争の勝利的前進は、その民族国家的自立の道をめくった新たな矛盾をかかえこんでいる。即ち帝国主義の買弁化を拒否した民族資本育成の諸政策は、特別な資源保有国を除いて、おおむね国家資本主義的蓄積を困難にしているからである。これらの国々は従って「非同盟中立」を標榜しながらも、常に「外資導入」「自力更生」をめくって内部矛盾をかえ左右への分解の危機を内包しており、軍事クーデターによる奪権闘争を頻発化している。

工業化の原蓄は農村共同体の強制的分解にともなう部族間対立・少数民族抑圧等社会矛盾を累積してきた。帝国主義の強力なテコ入れで「中進国」化しつつある「韓」国等においても、都市労働者の低賃金・無権利状態・

衛生環境の劣悪さにひきかえ、私腹を肥やす特権官僚層・買弁資本家層の寄生といった奇型的な社会構造は拡大している。こうした「開発途上国」への先進資本主義による「援助」をテコとした資本進出と垂直分業の再編は、先進国間利潤競争の負担の転嫁として試みられる以上、民族的対立と並行して階級対立を直接増大せざるをえないであろう。

「一國社会主義」国家群は、中ソ対立を軸に社会主義社会（＝共産主義社会の第一段階）への過渡期経済の矛盾を露呈し、国家的対立を深めてきた。この矛盾は帝国主義との対抗関係を外在的要因としつつ、後進性をかかえて工業化をどう推進すべきか、国際分業における大國主義と官僚主義によるプロレタリアートの疎外を克服できないスターリン主義の自己分裂だった。利潤競争を導入して効率化を計ってきたコマコン経済は、ソ連の軍事的・経済的統合力を背景に、不均衡ではあれ近代化を進めてきた。

だがそれは抬頭する経済テクノクラートと党官僚の均衡上に官僚主義を再生産し、六八年プラハの春にみられる大國主義的干渉と人民抑圧によって、プロレタリア民主主義・国際主義を歪め、毛沢東主義・ユーロコミュニズムへの分岐を他方で促すものであった。この多極化に乗じた帝国主義の資本進出と貿易の拡大に対して、計画経済をどのように融合させていくのか。「一國社会主義」に固執する各国スターリン主義官僚の、国家的エゴをテコとした技術的打開策は、ますます共産主義

の理念を空洞化していくことであろう。

このように今日の国際階級闘争は、金融||独占資本の国際的拡張が一層多角的に進められることによつて、帝国主義・後進国・「労働者国家」の三プロック政治・経済の相互緊張と滲透が繰り返されると共に、プロック内の多極化が進行し複合的に屈折した構造を形づくっている。それは従来の「三プロック階級闘争」論にみられた民族解放戦争を起動力とする世界革命戦争への単線的収斂構造ではありえないし、同時に戦後冷戦体制の延長で把握された「帝国主義とスターリン主義の相互依存と相互反撥」（それ自身正確な表現ではないが）論の限界をさし示している。こうした世界情勢の中で、矛盾の国際的な有機的連関からして世界資本主義的処理が南北問題を解決するどころか拡大せざるをえず、スターリン主義も根本的解決の途をさし示さないで内部対立をもたらず以外にないことをふまね、我々は現代資本主義の批判と共産主義世界革命の進むべき道を更に解明していかなばならないであろう。

(二) 日本資本主義の帝国主義|| 国独資本の危機回避政策

スタグフレーション下の世界資本主義にあって、日本政府は七五年総需要抑制政策を通じてインフレの狂乱化を抑えつつ、省力化||雇用合理化を各企業に強制する、不況拡大政策をとりつけ、以後財政・金融的緩和にもかかわらず民間設備投資に連動する内需喚起は

進んでいない。弱小部門は切り捨てられ、雇用合理化||減量経営による独占資本の体質強化は、自動車・電機を中心に付加価値性の高い商品輸出を、高性能・品質管理・低コストで欧米市場に拡大する所となった。市場競争力を後退させている欧米諸国は保護貿易色をちらつかせながら、後進国援助・輸入の増大・内需の喚起を要求し、日本政府は国際調整を受け入れざるをえなくなっている。

しかし円高にともなう為替差益が物価沈静へと十分作用しないまま、強力な賃金抑制・福祉の切りつめを進めてきた日本政府||独占資本の意図が、造船・繊維等不況産業の労働集約部門の切り捨てと再編、省資源技術集約型産業・部門の育成にある以上、それにより労働分配率が高まり物価が低位安定し大衆収奪が弱められると考えるのは早計であろう。米帝に比し資源をもたず政治・軍事的弱さがかかえ、ECの如き独自の経済圏を形成しえていない日本資本主義にとつて、労働者・人民への経済矛盾の転嫁と強力な産業構造の形成を促す高蓄積の持続が求められているのだから。

こうした資本の攻撃は、完全失業人口の百万人持続がすでに十数ヶ月続いているように、短期的に終るものとは思わない。へ減産||合理化||増産||を短中期的にくり返しながら、技術革新の停滞の下で強力な技術集約産業の育成を計れないまま、賃金抑制||消費需要の停滞（不況）と同時に、減産||寡占体制強化||価格操作（インフレ）を慢性化してい

くであろう。それはケインズ理論の適用によつて、「完全雇用」を実現してきた戦後国独資本の破綻であり、体制的危機を回避すべく国独資本の手直しを労働者人民の経済生活の悪化のうちに探るものでしかない。

しかもこのような経済編成は、不可避に社会的諸矛盾を併発してきた。雇用合理化にとともなう失業は高令者から再就職の道を奪うこととなり、配転・系列下企業への出向、増産にとともなう残業の拡大、労働密度の強化等、労働現場に矛盾を集中し、とりわけ中小企業では一層助長してきた。パート労働が増加し、労働時間の短縮傾向には歯止めがかけられ、財政消費型||不生産的な福祉労働||住民サービス||の質的低下をもたらしもきた。これらに基く労働強化と労働意欲の減退、そして職場管理の強化は、大衆の不満と心理的不安を醸成している。

低成長に突入して絶対量が減少するかにみえた「公害」も、財政危機予防策のありをうけて、認定基準の緩和、「公」害防止装置の切りつめが行なわれ、景気刺激と共に再び拡大の傾向にある。とりわけ成田・大阪空港など交通網の整備にとともなう騒音公害、三全総を通じた地域開発||石油コンビナートと火発・原発による海洋・大気汚染等によつて、農・漁・住民抑圧が進行している点に注目しておかねばならない。又、労働力需給の逼迫に規制され、能力主義的選別教育の徹底は「おちこぼれ」・教育的差別を助長するし、部落差別・女性差別・障害者差別も温存・助長されるであろう。その

他農・漁業再編等も、二百カイリ・輸入制限撤廃を通じて不可避に反人民的な合理化を強制しつつある。

こうしてスタグフレーションの矛盾を労働者・人民へ転嫁しつつ、国内産業構造の改編に見合せてアジア太平洋圏の垂直分業の再編を日本独占資本は押し進めつつある。すでに七〇年代前半、繊維・造船・電気等を中心とした輸出資本を現地に合弁化し、日本への逆輸出を促してきた独占資本は、更に鉄鋼・化学をも含め、定着した「韓・台」を軸に ASEAN・中南米に大きく手を伸ばし、広大な中・ソ市場をうかがっている。豊富で低廉な人的・鉱物的資源と日本の先進工業力を結びつける独自の経済圏を作り、欧米との市場競争を優位に進めスタグフレーションを脱出しようとするこの長期プランは、しかし現地人民の強力な抵抗ともなわざるをえない。

なぜならばそれはもっぱら日本独占資本の利潤追求に従属したものであり、それと結合して近代化を強引に推進しようとする民族資本・官僚・軍部上層・地主等の支配階級による、戒厳令を介した独裁政治と、賃金奴隷の強制的輩出によって、社会的生活の混乱と不安を相乗するものに他ならないからである。それは国家資本主義的原蓄のために、農村共同体を破壊し膨大な下層人民を困窮と絶望・屈従の危機に追いやるに違いない。日本企業の進出にともなう、大国主義的横暴・競争のもちこみ、環境破壊の進行と民族的・部族的差別感情の助長によって、価値観の急速な転

換を強いられる現地人民の反日的抵抗は不可避である。

三〇年代の侵略戦争体験を技術主義的に総括した日本独占資本政府は、この不可避な抵抗を如何にかわしながら目的を実現するか、一定の迂回路を必要とし援助を通じた「経済平和」外交を偽物的にも進めてきた。この長期プランを急速に変更し、軍事外交を展開する国民的合意を日本独占資本は必要としていないしその力もない。しかし日米安保を中心としたアジア反「共」軍事体制における米帝の核軍力に依存し続けることは先進国相互の市場分割戦における日本独占資本の制約条件とならざるをえない。その意味で極東米軍の肩代わりとして、「専守防衛」の枠を實質的にひろげつつある自衛隊の増強・有事立法・核武装化の準備に注目していかねばならない。

このようにして進行するアジア・太平洋圏への経済進出は、その本格的な経済圏としての統合へは、紆余曲折の過程を辿るであろう。従って現在のスタグフレーション下での景気調整にとって、対欧米輸出低コスト体制の維持と国内再開発、技術革新をも展望した軍需の拡大は、ますます重要な意味をもつてくるに違いない。それでは国家の財政・金融政策を介したそのコントロールへの国民的合意を独占資本はどうとりつけ、被圧迫労働人民・労働者中・下層の不満を「自由と民主主義」の名の下に押さえこむのであろうか、次に見ていこう。

(三) 保守政権の再編成と 帝国主義的国民主義的統合

スタグフレーションによる労働者・勤労大衆の不満と不安の増大にもかかわらず、福田内閣の下での昨七七参院選と地方首長選で、「革新」は後退し、中道が抬頭することによって、保守は危機を脱し政権の一時的安定をもたらしている。自民党の長期低落傾向は否めないものの、不況とロッキード疑獄の責任を問われた割に、その支持基盤が強力なことを注目すると共に、従来の如く保守支持層の自民党離反が必ずしも「革新」の得票増に直結せず、逆に中道派が保・革の票を喰っていることに着目しておかねばならない。大衆の経済生活への不安・危機予防策は、さしあたりこれまでの高度成長を背景とした保革接近一両極分解の議会主義的政治構図を変更しつつあるといえよう。

もっともそれは単なる大衆の選択の結果ではなかった。大衆の不安感の増大に対応した、江公民派の「革新」からの離脱、新自由クの旧守派からの訣別による、中道の潮流形成の政治的演出が、小ブル中間層の結集を促したといえるからであった。しかもこの政治的演出に、新聞・ラジオ・テレビ・週刊誌等マスコミ機関が深く介入し、大衆コントロールを行ったことは特筆すべきことであった。彼らは自民党政治の批判を展開するに際して、従来の「革新」に現実政策が不在しており政権担当能力を持っていないと嘆きつつ、自民党と妥協案を作る現実政策力を野党に期待し、その限りで自民党政治の欠陥を非難するよう

訴え、世論作りに励んだ。そしてロッキード疑獄を巧みに活用し、広汎な反自民意識を反体制意識へと転化させよう、アメリカ式民主主義への憧憬に大衆をつなぎとめつつ、マスコミの激しい追及によって警察・検察・司法当局に国家権力の法定主義的中立的態度を堅持させようといった幻想を裏証せんと努めた。

このような中道派潮流の政治形成に独占資本が関与していることはいうまでもない。青年経営者層の推す新自由ク、民間大単産労組幹部の推す江公民、双方はすてにつちかわれてきた財界・各企業での大独占経営層との人的・物的癒着を背景に、政治献金とマスコミ情報独占資本の支持を受けて急成長してきた。それは保・革逆転による自民党政府の崩壊の危機を恐れた独占資本が、自民党保守政治の強力な同盟軍として中道派の育成を急いだ成果であった。だが彼らは政治の主導権を当道中道派に渡す危険を犯さず、「革新」派の巻き返しの防波堤として中道派を活用し、その「新保守主義」への傾斜を計るであろう。それは明確な右派単独政権としての自民党政府の衰退に対応して、中道右派連合政権への移行を覚悟しつつ保守ヘゲモニーの延命を計る道である。

この道が如何なる紆余曲折を辿るのか、想定することはまだ困難である。独占資本と保守政治家の内部的調整を通して、既得権の防衛をめぐる激しい攻守と共に、保守政権の再編成が進行するからである。しかしその道は、

中道右派連合政権を形づくる階級的階層的基盤・同盟関係と、その体制イデオロギおよびそれに基く政治支配装置への、従来の自民党政治からの転換・修正を必要としている。その試みはすでに欧米で様々な諸形態をもって実験されてきたし、現代国独資の下で先進資本主義が一樣に追求する城内平和（階級闘争の隠蔽）にあって、不可避な帝国主義的国民主義的統合への道である。

この政治社会支配様式の修正・転換は、戦前の直截的な国家主義原理に基く天皇制ポナパルチズムやファシズムへの回帰ではなく、又一九世紀ヴィクトリア朝時代の国民国家を再現するものでもない。むしろ一七〇年ロシア革命による労働者国家の成立とその「一國社会主義」的展開に対抗しきれない従来の国家形態を、国独資経済を基礎にブルジョア的に止揚せんとするものに他ならない。しかも戦後日本の政治構造上の矛盾アジア社会に特有な共同体依存的帰属意識を背景とした天皇象徴制と、西欧社会に発生的根拠をもつ近代合理主義精神に依拠した法治主義三権分立制、それらの憲法体制としての無媒介的合体における国家主義と市民主義との対立の外化を解決する意図を、併せ内包するものである。我々はその特徴をいかにつまんで把握しておこう。

政権を支える階級的階層的基盤とその同盟関係において予想される最大の特徴は、労働者階級上層の政策参画を政権参加にまで高め日本資本主義の体制的担い手に完全に組み

込むことである。それは同盟JCOを中心にして労使協調路線企業内平和を進めてきた、基幹産業の右派労組幹部と経営者層の癒着を、体制的融合に進め、独占資本の労働者階級・勤労人民支配を盤石なものとするものである。勿論ここには二つの大きな問題の調整が待ちうけている。第一は小ブル化した労働者上層の政権への組み込みにもなう、既存の小ブル同盟対象者たる中小経営者・商工自営業主・農民への利益配分の制限調整であり、第二は独占経営者層自身への規制として右派労組の企業経営参加の形態である。

これらの小ブル中間層の新旧対立と独占資本との調整を円滑に進めるためには、独占資本の買収費用の蓄積と共に、彼らの共同利害を普遍的利害として幻想的におしだすための体制的イデオロギと政治支配装置が修正されねばならない。それは労働者階級中・下層と没落する旧中間層の抵抗と左傾化を妨げ、せいぜい体制内の反撥に押し止める力を持つことによって、小ブル中間層の動揺を防ぎ同盟を打ち固めるためである。体制的イデオロギの修正とは、先に述べた戦後憲法体制理念の矛盾を、今日の国際的国内的な緊密化した日本資本主義の活動に則して止揚せんとするものに他ならない。その原理はナショナリズムでありながら、それは反共的国際主義と国民主義的民主制を特殊の契機とした、国家経済社会イデオロギとして補強され、すでに具体化されつつある。我々はそれを反共国民主義として概括しう

。即ち、従来の国家主義と市民主義の対立の外化を促さざるをえない戦後憲法理念の矛盾を解決するにあたって、国家主義は反共をテコに自らを容容することによって自然的な民主主義理解に基づく市民主義を規制・解体し、国家意志の履行を強制しうる国民主義として包摂せんとするからに他ならない。反共をテコに変容を余儀なくされる国家主義とは、「平和共存」下における「一国社会主義」国家群との対抗上、世界資本主義と国民経済の共同防衛の観点からブルジョア国際主義を主張せざるをえない国家意志であり、共産主義を官僚専制・全体主義として非難し成熟した経済社会構成員のエゴイズムに支持基盤を求める国家意志である。

この反国民主義イデオロギーは、天皇象徴制にはらまれる国家主義的要素と民主主義的要素を排除するのではなく、内的に和解させるものである。そして階級対立を大衆の社会意識から隠蔽してきた「大衆社会」的幻想構造の創出・維持を意図しつつ、そのスタグフレーションによる閉塞性からの脱出を政治装置の修正・改編に委ね、統治・支配を貫徹していかうとするものである。従って、「国民主義」は、その政治装置に国民参加の形式を一步進め、国民経済Ⅱ反共体制の防衛への自主規制を課す所に特徴を示すであろう。しかしその参加はいわゆる代行的な実質のないものであり、にもかかわらず参加幻想を創出する「管理社会」化状況がめざされているといえよう。

最も中央集権的に組織され市民社会をおおいつくしている国家官僚機構は、独占資本と提携してその大きな武器Ⅱ手段たる教育・情報産業を手中に収めつつある。教育を能力主義・実用主義的にゆがめ、部分的知識の伝達と引きかえに全体的批判理性の具体的感性への解消を価値づけてきた彼らによって、大衆は情報文化により操作されやすい性質を付与されてきた。マスコミはそれに対応して大衆文化をくまなく供給し、大衆の日常生活や社会的事件への個々の判断を方向づけ、市民社会の側から民衆を国家に接近させてゆく伝導ベルト機能を果たしてきた。だがこのベルトは、「大衆の参加・討論・監視」有識者・専門家の見解Ⅱ野党の論争の対立と話し合いによる解決」を典型的にセツトし、実況中継の迫力を加味して、大衆の政治・社会参加の錯覚を組織する、非国家的・市民的操作技術に他ならない。

こうしたマスコミの力によって数年に一度の国政参加（選挙）は擬制的に拡大され、マスコミは議会・行政・司法等国家権力への大衆の代弁された意志を絶えず行使し、それを規制する社会的権限を有するに至った。だがそれは他方で行政官僚機構と独占資本に法的・経済的に規制され、市民社会の種々の大衆運動を自主規制させるキャンペーン機能を果たし、大衆を政府との政策的妥協による社会改良のつみかさねに導く手段でもあった。彼らが中道派を陰に陽に支持し、中道右派連合政権へむけた保守再編を促す影響力の行使に

努める所似でもある。

ところでこうした情報機構の組み込みは、国家の市民社会に対する、保守の社会改良派に対する譲歩を通じた権限の集中である以上、保守のヘゲモニー維持のためには容共的・社会革新的・階級的潮流への国民主義的義務の分担と反体制行動への治安弾圧の強化が計られるであろう。国民国家勃興・形成期における反封建・反植民地的進歩性を示した容共的小ブル民主主義理念に依存する共共は、その物取り主義・議会主義・国民主義的イデオロギーの近似性の故に、反国民主義に政策的妥協の道をコントロールされ、大衆運動・イデオロギー闘争への依存を弱め、官僚主義・代行的指導を強めるに違いない。

彼らはその基盤としてきた中・下層労働者・下層小ブルの支持を獲得し続けるために、その経済利害を議会・企業で政策化しようとするものの、それは容共的・社会革新的・階級的要素を弱め革命的な反体制派と訣別する程度に応じた譲歩をしか引き出せないため、下部大衆のプロレタリアの革新・階級的・共産主義的成長を押し止めていく。だが学生層から青年労働者へと少数派ながら参透しつつある反体制派の組織的運動は、小ブル革新派をのりこえ資本・政府の反労働者の・反人民的政策と大衆の実力闘争で闘う傾向を増大させており、独占資本と政府は小ブル革新派を通じた間接的な「過激派」規制を更に強めるべく、直接的な「過激派」立法Ⅱ長期拘留・投獄Ⅱ予防捜査等の治安弾圧と、刑法改悪法

案上程攻撃をかけてくると言わねばならない。従って階級闘争発展の見地からすれば、不可避に労働者大衆の暴力的・半合法的要素ともなった戦術が要請されるのであるが、問題はそれが支配者層と小ブル革新派に対するイデオロギー闘争と組織闘争に結合された、

第二章 わが同盟と労働者階級の当面する政治・社会的任務

(一) 保守Ⅱ中道連合による体制的攻撃に抗し、被抑圧労働者人民の諸戦線から反撃を

展開せよ！

今日の日本資本主義の労働者人民に対する攻撃の性格をふまえて、我々はわが同盟と労働者階級の当面する政治・社会的任務を以下の如く設定していかねばならない。まず問われるのは保守Ⅱ中道連合による体制的（反共・国民主義的）攻撃に抗し、被抑圧労働者・人民大衆の諸戦線から反撃を展開することである。次に、小ブル革新派の体制内の屈服を糾弾し、反帝・反社帝・反独占闘争を強化・拡大することである。そしてプロレタリアテロリズムへの傾斜を阻止し、プロレタリア共産主義の革命潮流を市民社会深部に打ち固めることである。これらを一個三重の闘いとして展開し、平和的發展期における階級闘争の主体的陣型へ共産主義的前衛Ⅱ向自的階級Ⅱ即自的大衆を組織し、内乱的情勢への転化

全体的な政治闘争の一環として具体化されねばならない所にある。さもなければ公安警察のフレームアップと孤立化作戦の前に、大衆の自然成長的暴力やテロリズムは封じ込められ、てしまうからである。

を準備することを中期政治路線の大枠として把握すると共に、更にその特殊の構成を検討していくことにしよう。

まず我々は、保守Ⅱ中道連合という実態の進行に沿って進められていく、保守政権の再編成による帝国主義的Ⅱ国民主義的統合と、それをテコとした日本資本主義の労働者、人民への矛盾の転嫁による帝国主義的Ⅱ国独資的危機回避策に対決する、労働者階級の主体的立場を打ち固めていかねばならないと考える。即ち日本資本主義の諸攻撃に対し、被抑圧労働者・人民諸階級の抵抗と反撃をどこに方向づけていくのか、それが明らかにされねばならないのである。それは日本資本主義の諸政策の傾向や特徴Ⅱ例えば反国民主義Ⅱにとどまることは許されなく、体制と権力をめぐる問題に高めなければならぬといえよう。

労働者階級は一切の個別的諸矛盾に対する闘いを、その前に立ちはだかる個別経営当

局や公安警察・行政にとどまらず、その体制的Ⅱ権力的担い手たる自民党政府と独占資本、およびそれに加盟しつつある中道（右）派Ⅱ労働右派官僚の連合に集中しなければならぬ。彼らは文字通り労働者階級の敵であり、日和見主義一般ではない。彼らは帝国主義者と社会帝国主義者の連合であり、その間の対立は微々たるものでしかなく、その対立を利用することよりも彼らを被抑圧労働者・人民の共通の敵とし孤立させることの方が百倍も重要なのである。彼らは資本と労働の双方から国際帝国主義の対立と協調を支え、世界の労働者・人民支配の一翼を担っているのであるから。

しかも労働者階級は彼らに反対するだけだけでなく、彼らを打倒し被抑圧労働者・人民の政府を領導する共産主義労働者革命潮流を生み出し、その前進を計ることによって、階級対立そのものの廃絶めざして闘わねばならない。かかる立場に立つてこそ、帝国主義政府と社会帝国主義者、そしてそれを支える独占資本との、被抑圧人民大衆の権力をめぐる非和解的闘争を、確固とした継承性のある闘いとして領導しうるのである。従って、一切の闘いを現代帝国主義Ⅱ国家独占資本主義の体制的権力に集中し、共産主義労働者革命潮流の結果を計ることが中心的任務といえよう。

次に労働者階級は現在の支配者階級による労働者・人民への攻撃の性格・特徴を構造的に把握し、体制的権力Ⅱ個別経営当局との非和解的闘争を個々の闘争のうちにとぎすまし、

持続しなければならぬ。そのためには次の三つの領域の闘いとその相互連関のうちに、現代資本主義の批判を豊富化し、共産主義の止揚の内実を示していく必要がある。

第一の領域は国際的な帝国主義列強の世界人民、とりわけ後進資本主義諸国人民への寄生と抑圧・戦争に反対し、日本独占資本の帝国主義的拡張政策—アジア・太平洋圏への経済侵略と他民族人民抑圧を阻止する闘いである。ここでは当面、パレスチナ解放戦争の支持、「北方領土」返還反対・軍事独裁政権への援助反対、日「韓」定期閣僚会議反対、日米安保条約とそれに基く在日米軍基地・核持ち込み反対、自衛隊の強化・兵器国産化阻止等がとりまかれるが、スターリン主義の官僚主義的人民支配・大国主義的干渉にも反対する。このように後進資本主義国人民への寄生と彼らの窮乏に對し、労働者階級はプロレタリア国際主義の立場を貫き国際的な人民連帯を追求していかねばならない。

第二の領域は、政府・独占資本による国内の社会・経済的再編がもたらす労働者中・下層・人民下層への矛盾の転嫁に反対し、労働過程の疎外・経済生活の窮乏・社会構造の腐朽—とりわけ差別と階層分断—と闘い、プロレタリアの平等(互惠・人間愛)に基づく労働者の解放を求め、被圧迫人民階級の連帯を追求する闘いである。そこでは賃金抑制・格差拡大と闘い、倒産—雇用合理化・労務管理強化・労災・時短抑制等狭義の労働条件を改善すると共に、物価値上げ—インフレや口

ツキード疑獄に象徴される汚職や、大気汚染・海水汚濁・騒音・被害などに示される「公害」・部落・女性・民族・障害者・学歴差別等に對し闘う。それは水俣・三里塚・狭山等ですべてに押し進められてきた当該被圧迫人民を支援するにとどまらず、より人民自身の闘いとして連帯し、更にそれらに關与する公害発生源企業労働者や教育・医療・福祉等自治体関連労働者、そして差別を内に組み込まれた労働者自身の、広義の労働条件闘争として連帯を進めていくものでなければならぬ。

第三の領域は、体制的な権力再編にもなう反共民主主義的な政治的攻撃と対決し、プロレタリア民主主義(それはプロレタリア的自由と対応する)の立場から、被圧迫人民階級の政治的団結・統一戦線のあり方を追求していく闘いである。そこでは、行政による教育統制・情報管理・公安警察の強化・労働運動等への刑事弾圧と闘い、又最高裁名古屋中郵判決・狭山上告棄却・弁法岡原発言・刑法改悪に示される司法の反動化に反対する。そして議会における条件付き論議による官公労スト権の空洞化や、離職者法にみられた反労働者の政策立法、成田立法に示される治安特別立法等の、それぞれにおける徹底審議の名の下における保守—中道連合による妥協的政策立法—人民分断攻撃と闘い、右翼的労働統一の様々な試みに反対する。

更にそれらに關する大衆コントロール機能を果たしているマスコミの政治的役割りを許さず、これらの攻撃を懐柔と暴力的恫喝と偽

よう。それが労働者階級の階層分断を統一し、被圧迫人民階層をひきいて、支配者階級との闘いをリードする、階級的ヘゲモニーの実体的基礎となるのであるから。

(二) 小ブル革新派の体制内屈服を糾弾し、反帝・反社帝・反独占 闘争を強化せよ!

労働者階級は現代の支配層である帝国主義者・社会帝国主義者とそれを支える独占資本と闘ううえで、彼らに反撥しつつも最後的には裏切りに妥協する日和見主義者—小ブル革新派を批判し、その限界を大衆的にのりこえなければいけない。何故なら小ブル革新派はいまだ政府と独占資本に反対する多くの活動家と被圧迫労働者・勤労人民の政治的代弁者としての地位を保持しており、実際は闘いに勝利し根本的な矛盾の解決を計ることができないにもかかわらず、多くの活動家大衆に「革新的」「革命的」幻想を抱かせる犯罪的な役割りを果たしているからに他ならない。彼らを批判することは「革新的」幻想を有している活動家・大衆を政治教育することであり、彼らをのりこえることは反帝・反社帝・反独占闘争を強化するうえで、必要不可欠といえよう。

彼らは従来より社共を中軸としていたのであるが、自民党に反対する諸野党の結集という形で水増ししていた基盤の脆弱さを、自民党政府の「危機」—連合政権構想を前にして相次いだ中道派形成によって自己暴露するこ

ととなった。民社はいちはやく革新の看板をながく捨てると共に、公明も「社公民連合」の中道革新色を鮮明にし、社会党の切り崩し—社民連の分裂を促した。その結果、全野党共闘に固執する社会党は「社共が社公民路線か」の協会派対反協会派の内紛に終始し、大衆闘争からの召還—下部活動家の不信を増大し、支持率は低下の一途をたどっている。日共も「プロ・独裁の放棄」や民主化政策の国民経済全体にかかわる緻密化を行い、ソフト化された反自民ムードで大衆を収約せんとしたが、「官本リンチ事件」の古創をえぐられ、停滞をかこっている。

それは春闘共闘委—総評労働運動の国民春闘四連敗と奇妙に符号していた。保革伯仲に幻想を抱いた彼らは、労組自身の階級的主体性を引きだし経営との実力闘争を作るのではなく、労働四団体共闘(総評・中立労連・新産別・同盟)を最小抵抗線と定めあげ、野党による議会内解決へのプレッシャーに自らの任務を切り縮めたのであった。そして公労協主導のスト権・賃闘・雇用をはじめとした政治・経済闘争は弱体化し、電機労連のJC路線への盲従を許し、私鉄の産別自決方式への転換・全電通の産別路線への傾斜・全通の支部団交権を口実とした全郵・当局との融和傾向・国労の産業政策闘争への傾斜等への分解と再編が、口先きとは裏腹に労使協調的に進められてきた。彼らは労働組合の左傾化を計る新左翼を官僚的に排除し、資本との政策闘争を妥協主義的に進めることに反対する反

論を駆使して官僚主義的に組織している政治イデオロギーたるブルジョア的「自由と民主主義」の虚偽性を暴露し、プロレタリアート・人民の政治権力のあり方を問題としていかなばならない。

以上の観点から我々は、個々の政策・課題をめぐる戦線(闘争委・組合・自治会を主体とした)的闘争の展開に介在し、反帝・反社帝・反独占の闘いを促し、共産主義労働者革命潮流を成長させることによって、労働者階級の改良的・改革的課題の実現へむけた前進と権力支配の弱体化を計っていくのである。その場合、中央政府権力との(デモ・選挙等を通じた)機動戦を作り、全国的政治闘争の展開として絶えず政治焦点を創出しながらも、その機動戦の延長に中央権力打倒—奪取を想定すべきではなく、当面機動戦を陣地戦の強化・拡大へと活用し、自主規制を介した市民社会の権力支配を動揺・後退させ機動戦の条件を成熟すべく独占資本と社会帝国主義者の労働者支配網を打ちくだいていくことに留意しなければならぬ。(革命的議会戦術等は略す)

かかる点をふまえるならば、個別戦線の大衆闘争の政治焦点化を持続しつつ、それを生産点における労働組合の左傾化と結合させること、そこでの当局とマスコミ・公安警察と右派幹部の攻撃と非妥協的に闘い、小ブル革新派に示される日和見主義とのフラクション活動を通じてイデオロギー闘争—組織闘争に勝利することの重要性は明らかであるといえ

幹部活動を極左として圧殺することによって、革新色も色褪せ先進的労組活動の離反を招いている。

七八春闘の敗北を機に、議会政治に頼らない労組の主体性が叫ばれはじめている。しかしそれは社共を中軸とした小ブル革新派の政治勢力としての後退—自治体革新の反転と国政革新の展望喪失—の結果的表現であって、「反自民か反自民・反独占か」といった労組レベルの—しかも反労働貴族・右派幹部打倒の観点を失ったものであるが—総括にとどまり、反帝・反社帝・反独占と共産主義プロレタリア革命を主張・内包しえず、小ブル革新派総体の政治・社会的質を再考するものとは決してならない。この全体的・全人民的政治の非共産主義的・非プロレタリア的・資本主義的・小ブル的質こそは、社共両党が社会主義・共産主義を原則上確認しながらも、戦路上不可避に要請される小ブルジョア諸勢力との妥協を当面の至上目標化し、共産主義的政治を「党としての闘い」から除いて「党のための闘い」に局限するあらわれである。

いわば帝国主義と独占資本および社会帝国主義との闘争を強めるうえで、小ブル階級と体制への構造的妥協の一形態としてある国民的・議会的政治へ「党として闘い」がのめりこんでしまい、反資本主義—共産主義的主体性を大衆の内から引きだし、その質で労働者階級闘争を強め、小ブル階級へのヘゲモニーを形成するとは考えられていないのである。社会党は第二インター流の経済主義—メンシ

エウイキとして改良的成果の獲得のために小ブルを持ちあげ、労働者階級の革新的成長を歴史的必然の名の下に待期し、社会主義的政権の積み重ねから革命の持続を待望する革命コースを展望し、日共はスターリン主義—一国社会主義—二段階戦略の下で民族民主革命—民主連合政府の確立というブルジョア民主主義的任務の完遂のあとで、社会主義革命を行うという具合に。

こうして現実の今、改良的・改革的闘争の内反帝・反社帝・反独占闘争を強め共産主義労働者革命潮流を創出する任務が弱められることによって、小ブルの歓心を買ひ労働者の小ブル的即自性におもねる、国民主義・議会主義・経済主義が陰に陽に彼らのスローガンとなってきたのである。したがってそのヘゲモニーは小ブル的質を、実体としての労働者がその疎外形態—即ち労働者官僚の代行裁—理論をも隠蔽する—なぜならスターリン主義において、それは一党独裁を意味するからに他ならない—必要も生じたのであった。

すでに進行してきたこのようなエセ共産主義政治は、日本資本主義の高度経済成長の前に、貨幣物神—エゴイズムへの屈伏とその裏返しとしてのニヒリズムへの大衆の傾斜を許した。従来現状変革的な意志を内包させていた「革新」勢力は、実質賃金の上昇と共にその思想的核心を風化させ、低成長期への突入と共に反共民主主義的体制支配に抗しえず現

の共産主義労働者革命潮流を形成するうえで、従来の新左翼に内在するテロリズムへの傾斜を阻止・克服し、潮流的基軸を鮮明にしなればならない。新左翼は六〇年安保闘争を自らの実践の出発点としつつ、七〇年安保闘争—全共闘運動を経て労働者・学生・人民を横断する政治潮流としての自己形成をかちとってきた。社共等旧左翼からの分派もそのヘゲモニー下に合流して厚みを一層拡大し、街頭政治闘争のみならず労働者の生産点での拠点形成も七〇年代を通じて前進し、小ブル革新派系大衆にも影響力を増大しつつある。その意味で新左翼のブロック—統一戦線は、日本の階級闘争を前進させる原動力となってきたといえよう。

しかしその潮流的拡大にともなう、それまで先駆性を示してきた小ブル急進主義自身の牽引力が後退し、その分解と再編を余儀なくされてきた。つまり新左翼の大衆的支持層の拡大—労働組合政策の必要性が現実のものとならや、彼らは急速に限界を露呈しはじめたのだ。それは端的にいって、非公然軍事—爆弾闘争と内ゲバ政治との主導に示されるテロリズムによって、新左翼と労働者大衆との結びつきを弱める所にあった。テロリズムは労働者大衆自身の政治・社会行動を促さず、資本と小ブル革新派の庇護から大衆を断ち切る有効な戦術ではなかったし、新左翼自身の道義的退廃をも招いた。このテロリズムと闘い小ブル急進派の分解と再編を共産主義労働者革命潮流の形成へと導くこと、これも

維持勢力へと変貌してきた。国家権力におけるファシズム(超国家主義)勢力が後退し、国家主義勢力が自らを形態変化させ反共民主主義的体制支配への推転をはかりつつあった一連の過程のうちに、すでに彼らの現代帝国主義—国独資との和解—転向は準備されていた。彼らはヴェトナム反戦闘争が戦争加担で潤う経済と城内—国内平和を乱すことを恐れ、国民経済における利害の平均値を追い求めて下層労働者・公害被害者・被差別人民の苦悩を代表しようとしなかった。しかも議会主義によって政治闘争の議員代行による大衆闘争の弱体化—大衆の反権力意識と自発的行動の妨げ—をもたらし、小ブル革新派系大衆組織自身の幹部代行—官僚主義的変質は決定的となった。

とはいえ彼らが大衆の即自的な不満を、体制内反対派として一定の大衆闘争を作り上げつつ反自民・反独占的に組織し、その社会的影響力を行使している以上、むざむざ保守—中道連合との「歴史的妥協」に追いやる必要はない。しかも下部活動家の絶えざる動揺と分解があり、大衆組織(とりわけ組合)への新左翼の影響が青年層を中心に拡大し、官僚的統制にも限界がある現状では、反帝・反社帝・反独占の共産主義労働者革命潮流が前進する限りにおいて、独自の大衆闘争の推進と小ブル革新派系大衆闘争—組織への加入戦術を結合させることは極めて重要であるといえよう。体制的攻撃の一つ一つに抵抗し反撃を組織し中道革新派を切り崩し敵を孤立させこ

又我々と労働者階級の重要な任務であるといわねばならない。

小ブル急進派の分解はテロリズムと共産主義労働者革命派の他に戦闘的人民主義派と戦闘的組合主義派をもたらしってきた。どちらもテロリズムの反大衆性・セクト主義に反発し、前者は差別・公害等に対する被抑圧住民との連帯を重点に置き、後者は労働組合運動の左傾化による資本の生産点支配との対峙を展開しつつ、相互にゆるやかな結合を持続し、小ブル革新派との政治・社会的対抗関係を形成してきた。しかし彼らだけでは小ブル革新派をのりこえるイデオロギー闘争・組織闘争・大衆闘争の三位一体的展開は不可能であり、その個人主義・ロマン主義・大衆運動主義を克服させる共産主義労働者革命派の影響力を拡大することによってのみ、小ブル革新派ののりこえ(とりわけ陣地戦における)は可能となるであろう。

彼らは共産主義を語りプロレタリア革命を原則上主張しはする。だがそれを最大限綱領主義的に自己確認するだけで、政策を介して大衆と結合し共産主義的政治をもちこむ一連の闘争—組織戦術へとそれを具体化しえない。ただ個別課題の矛盾が帝国主義の諸傾向(例えば腐朽性とかいう)に基くものであり、それと闘うことが帝国主義打倒につながるという意味で与するにすぎず、場所的な共産主義的(内容を有した)政治は、ただ「党のための闘い」—「党建設に秘事化され、「党としての闘い」には具体化されないのである。要するに

のような下からの統一戦線を實質上組むことは、フラクション活動が小ブル革新派からの先進的大衆の離反を促すだけでなく、共産主義プロ革命潮流を輩出するに依りて、大衆組織のプロレタリア的革新化をもたすに違いない。

そうしたフラクション活動の展開は、組合幹部の官僚主義的統制から反対派として形成される場合もあるが、大衆自身の自然発生性の有する小ブル的性格を除去していくうえからも、大衆運動の原則的—左翼的展開を押し進めるために不可欠である。即ち大衆闘争の推進において、日和見主義者による小ブル的利害の観点からする政策提起の限界を突きだし、プロレタリアートの利害に基く階級闘争発展の見地から人民的要求を政策化するにどまらず、それを担う実体たる大衆組織員の理論的—イデオロギー的成長を計るべく、組織闘争を展開する場としてフラクション活動はとらえ返されねばならない。かかる思想的成長が共産主義プロ革命潮流の輩出と結合して進行する限り、大衆組織の左傾化は系統的・持続的な戦闘力を保持して、小ブル革新派ののりこえを実現していくのである。

(三) 新左翼のテロリズムへの傾斜を

阻止し、共産主義労働者革命潮流への結集を克ちとれ！
労働者階級は保守—中道連合による体制的諸攻撃の一つ一つに抵抗し反撃を試み、小ブル革新派をのりこえる反帝・反社帝・反独占

共産主義は未来社会として歴史主義的に客体化され、現実を止揚する運動とそれに内在する論理—思想としては把握されず、革命情勢が来たら大衆の前面に押し出すとしか、理解されていないのである。

従ってたとえ彼らがフラクション活動にとりくんだとしても、政策論争が課題に内在せる資本主義的矛盾を暴露し共産主義を欲していく理論—思想闘争と結合せず、小ブル革新派との対当局闘争をめぐる急進民主主義的・戦術主義的批判に終始してしまふ傾向をもつ。だがそれでは動揺せる小ブル革新派系活動家・大衆を一時的に指導部に反逆させても、それが単なる反幹部闘争にとどまり、経営当局と資本主義に対する抵抗と反撃を日常的・系統的に行っていく主体性は付与されない。しかも戦術にしたところで危機論に立脚した攻勢的戦術しか思考しえず、諸階級・層の政治・社会的動向の厳密な分析にふまえて、大衆組織の現状に否定的に即しつつ、敵との「防禦—対峙—反攻」を柔軟にかつ大胆に行使するわけでもない。(プランキズムの限界)

このような彼らの現状は、しかし小ブル革新派系活動家・大衆の社共からの構造的離反に助けられて、その矛盾を十分露呈しているわけではない。だがそれは逆に社民左派やスターリン主義左派の温床を形づくることになりかねない。というのは大衆と結合する点では、伝統的基盤が存在し練達した技能の持主である、新左翼に接点をもって流入してきた旧左翼分子の方が優位に立ちうるからである。

事実新左翼の小ブル急進主義化からの脱皮が、
いまだ共産主義労働者革命派の（綱領）的発
展に媒介されない現段階は、新左翼にとって
毛沢東主義・ソ連派・構改派理論の滲透の
前に、反スターリン主義の立場、そのものを喪
失しかねない——その思想上多層的な豊富化
にもかかわらず——主体的危機をはらんでい
るといえる。

こうした主体の危機を戦術左翼的にのみ突
破しようとする限り、新左翼のテロリズムへ
の衝動を阻止することは出来ないし、それは
内ゲバに象徴される六〇年代反スターリン主
義派の限界と道義的退廃を真にのりこえる道
をさし示すことにはならない。戦後主体性論
争の総括を、革命的インテリゲンツィアのイ
デオロギイの体系性に還元した独善的な黒田
イズム・革マル派と、大衆の能動的実践をイ
デオロギイ的に繰り込めない黒田イズムに反
撥し、その行動的自己否定に立脚点を求めた
中核派、そしてローザ主義に立脚しつつ大衆
の行動的感性からレーニン主義の反官僚主義
的換骨奪胎を計ろうとしながらその自己矛盾
を外化せざるをえない解放派。これら三派の
主観主義革命論はもはややともどりできない
内ゲバの泥沼に労働者階級を導くほかなく
なっている。

このような新左翼自身の危機のイデオロギ
ーの根拠をめぐり出し、従来の反スターリン
主義運動の止揚をはかること、そして新左翼
の下に結集する活動家・大衆の共産主義労働
者革命潮流への糾合を帝国主義支配体制との

題を立てなければならず、以下に述べる如き
わが同盟建設の強化をふまえた理論活動と大
衆実践領域への滲透のうちにその実現をめざ
していくこととなる。

わが同盟建設は戦旗派から自己を脱皮させ
る第一期を終え、共産主義労働者革命潮流を
形成する一主体として同盟を強化する第二期
に突入している。第一期を通して我々は戦旗
派革命論の批判的のりこえと党的中核の形成
を実現してきたが、第二期では共産主義労働
者革命潮流を形成する目的をもった同盟活動
——建設を要請されている。そしてそれは現代
共産主義革命論の創造とかかる潮流的質を有
した（共産主義的前衛——向自的階級——即自的
大衆）の陣型の主体的創出をなす同盟建設
の強化を意味している。まず我々自身がか
かる質を獲得すること抜きに、潮流を志向す
る諸分派の完全な変革は不可能であるのだ。

そこでは第一期にひきつづいて、理論と実
践を統一する組織の主体の形成と、それに支
えられて機能分化主義を克服していく視点が
同盟建設にとりわけ必要である。即ち、「運
動・組織路線上の総括（下の1）」でも述べ
られているように、同盟建設が革命理論の組
織的創造を担う革命的インテリゲンツィアの
結果と、その主導性の発揮に領導されて革命
的プロレタリアが輩出される、革命運動の一
初期」的条件下に我々は置かれており、しか
も我々のイデオロギイは理論と実践とを統一
する弁証法性を問題としているがゆえに、純
理論的分野の解明を組織的実践の論理的——歴

闘いのうちに実現すべく、「左」右の日和見
主義との理論——思想闘争を組織しつつ、共産
主義労働者派の（綱領）的基軸を創出していか
ねばならない。この論争と潮流的統一にむ

第三章 わが同盟の政治・組織的任務

(一) 共産主義労働者革命潮流の 形成を担う同盟建設を強化せよ！

わが同盟と労働者階級の当面する政治・社
会的任務を明確にしたうえで、次に問われる
のは資本主義の体制的攻撃への労働者・人民
の主力抵抗・反撃を、反帝・反社帝・反独占
闘争の強化と共産主義労働者革命潮流の形成
と結合する、わが同盟の特殊な政治・組織的
任務である。前章で示したように敵との闘い
は同時に労働者・人民大衆の既成指導部たる
社共等小ブル革新派をのりこえ、新左翼自身
のテロリズムへの傾斜を阻止し、小ブル急進
派の他の分解形態たる戦闘的人民主義・組合
主義と共闘しつつ自己を区別する、共産主義
労働者革命潮流の形成という主体の変革に媒
介されることによって前進を促すことができ
る。しかし新左翼における共産主義労働者革
命潮流への志向は存在しても、その綱領と運
動・組織形態を確定していくまでにはいまだ
至っていないのが現状であり、かかる任務を
自らに課しつつわが同盟の政治組織的実践を
どのように設定していくのが、ここで解明
されねばならない。

共産主義労働者革命潮流を志向する部分は

史的反省から抽出される実践的理論と連関さ
せていくことによって革命論の豊富化をはか
ることができるところを、この数年我々は学ん
できた。

そしてかかる革命理論の豊富化に支えられ
た実践的理論の鋭さこそ、運動・組織実践の
質の高まりを保証し量的拡大を包摂する、政
治指導力の主要な源泉となりうるし、同時に
政治活動上の諸矛盾を突破していくこととする
組織的主体性をつちかううえで、革命論を自
己の思想的武器として獲得していくイデオロ
ギイ活動に力をさかない限り、種々の機能分
化を要請される現実的拘束性に足をとられ、
同盟員（戦線員）はバラバラになりかねない
からである。このような共産主義的前衛への
自己変革のための独自活動に支えられてこそ
権力と闘ううえでの大衆運動や党活動、党生
活の左翼的基準を共同意志として打ち固めて
いけるし、それはわが同盟建設においてまだ
まだ追求されるべき課題といえるのだから。

実際我々は党建設のために克服しなければ
ならない幾つかの否定的傾向をいまだ残して
いる。第一は大衆運動主義であり、我々が大
衆運動のセクト的・赤色主義的引き回しに反
対してきたことを誤って理解し、大衆運動の
原則主義的展開のために支部活動を弱める傾
向としてあらわれている。第二は市民生活へ
の拜跪であり、革命家の集団だけでなく家庭
をもち市民社会の諸関係の重さを引きつりな
がら生きていくことに逆に規定され、支部活
動を弱める傾向である。第三は指導における

けた闘いを進行させていく中で、党建設をめ
ざしていく闘いが前進することによって（前
衛——向自的階級——即自的大衆）の陣型は強化
されていくに違いない。

組織的任務

職場・生産点・学園・地域で戦闘的組合主義
者と共闘し、又地域的・地方的に戦闘的人民
主義者と共闘し、それらの闘いへの共産主義
的評価を定め労働者革命へむけてその闘いを
階級闘争の発展へと領導すべく努力している。
独占資本の職場支配に抗する戦闘的組合主義
者、被圧迫人民の利害を代表し政府と闘う戦
闘的人民主義者は、たとえ共産主義の観点に
たてず階級闘争を意識的にもちこむことがで
きなくとも、小ブル革新派の体制内屈服を糾
弾し大衆を独占資本と帝国主義者および社会
帝国主義者の様々な傾向と個別攻撃に立ちあ
がらせていることが、かかる新左翼ブロック
を可能としている。しかしこの共闘は同時に
そこに内在する矛盾を切開するうえで、政治
思想的対立をたえず喚起せざるをえず、共産
主義労働者革命潮流を志向する部分の綱領・
組織・戦術をめぐる論争も又他方で独自に要
請されるところとなつていく。

潮流形成のための論争の組織化はこうして
現実的要請となりつつも、大衆実践に追われ
又理論的成果の未産出を理由に、いまだ十分
具体化されていない。こうした状況にあって
我々はその条件を如何に作っていくのかと問

行政的——機構依存的傾向と、被指導における
上部依存的——利用主義的にかかりによる代
行主義の発生と意志統一の不覆行であり、規
律を遵守しないことによる同志的団結の空洞化
を一部にみたことである。

これらの悪しき傾向を完全に克服すること
抜きに、同盟（戦線）の機能分化を拡大する
ことは容易ではないし、それらを意志と団結
の力で突破するためには、単なる直観や一時
的決意にとどまらないねばりつよい組織闘争
の展開が絶えず要請されるであろう。このこ
とはメンバーの厳選と厳しい教育を必要とす
るし、革命理論の創造と実践的理論に支えら
れつつプロレタリア大衆・活動家を指導する
革命的インテリゲンツィアおよびインテリ
質を獲得せんとする革命的プロレタリアの地
区的結集を先行させ、労働者・学生支部の職
場・学園拠点建設を前者の進展に依り進め
ていくことを意味する。むしろ全国——地区の
機関体制を整え、潮流的闘争の展開を保障し
うる全体的視点から地区——生産点における細
胞——支部体制を組み、労働者・学生を中心と
する市民社会深部へ党組織を滲透させていく
よう考えるべきであろう。

そのために要請されることは以下の通りで
ある。

- (1) 同盟常任委の完全職業革命家化と集中体
制の確保。
- (2) 地区細胞の構築による機関体制と支部指
導の強化。
- (3) 同盟——A I Fをつなぐ機関誌局・書記局

の設置と独自印刷体制の構築。
(4) A I P 支部の地区・経営・学園での確立・強化・拡大。
(5) 労働者同盟員の拡大による経営細胞の準備。
(この節に関して、『プロ・戦14・15』運動・組織路線論文へ下)、とりわけへ反省の項を参照せよ)

(二) 共産主義労働者革命潮流の理論活動を推進せよ!

我々が『革命論に関するノート』(『プロ・戦11号』)で明らかにした、戦略論・方法論・共産主義論にわたる戦旗派批判は、単に戦旗派の理論的のりこえを示したにとどまらず、今後現代革命論・現代マルクス主義の再検討に立ちむかうための出発点として、画期的な地平をさし示したものであった。しかしそれはあくまでも出発点であり、そこでの抽象的理論定在をどのように深め、具体的総体的把握へと下向的かつ上向的に押し進めていくのかという理論活動の計画をうちたてることは、現代革命論を進めていくうえで必要かつ有意義なことといえよう。ここではその計画の骨子と理論的課題の枠組みを検討しておこう。

現代革命論に立ちむかう場合、我々は旧戦旗派のみならず新左翼自体の理論的イデオロギーの総括を介して旧左翼理論全体を考察し、我々のイデオロギーおよび理論的武器を

磨きつつ現状分析と現状変革の論理を具体的に導き出すわけであるが、それは我々の実践的経験から類推する以外に広い広大な領域も含むものであり、多くの助言者・協力者を必要とするものである。そのために我々は諸領域の学問的業績や種々の革命理論を批判的に検討し、その正当な理論的成果を摂取する謙虚な態度を堅持しなければならぬし、党派の理論闘争もかかる態度をもって臨まなければ、革命運動にとって利益にかなうものとはならないであろう。

ところでその場合、学問的・革命的諸成果の正当性は、経験に裏付けられた実践的論理を根拠づける回路を見出すことによつて、確信をもって我が革命論の発展へと組み込まれるわけであるが、かかる理論生成の過程は理論の学習と理論的仮説の創造、および実験を通じたその反証による消去をもつて新理論を創作する形式を必要とし、理論の性格上実験は机上で行なわれるだけでなく、同盟細胞 A I P 支部の組織的実践を素材としなければならぬ。こうした理論活動を我々は『革命論に関するノート』で確認された、意味付与の体系としての戦略・戦術論の克服、国家・市民社会の概念的把握を可能とする認識論上の方法、共産主義思想におけるイデオロギーと科学の統一および価値意識形成の論理等を基礎に、個別闘争論等の検討のうちに現代国家・市民社会とその変革に関する実体構造的把握へと、様々な特殊契機において進めつつある。

この現代世界における国家・市民社会とその変革に関する実体構造的把握は、マルクス・レーニンの理論的諸類型と比較・対照しつつ本質的に深められるべきものであると共に、具体的諸現象の総体的性を獲得していくことによつて、一旦わが同盟綱領の作成へと結実していくであろう。勿論それはわが同盟の特殊的活動内容ははらむものであるがゆえに革命論それ自体を深めるものではなく、その一定の集約を総合的見地に立つて叙述するものであり、革命論闘争を進める節・再出発点として仮説的位置をもつものといえる。この作業を数年のうちに早急になしとげ、我々の総合的見地を論争対象の前に開陳することは論争を進める上での義務でもある。それは旧戦旗派の枠を脱皮し、新左翼の立場からマルクス主義をどう再把握していくのかを示すことになる。

ところで共産主義論・方法論といった原則的内容と戦略・戦術論内容の深化をはかるうえで、新左翼運動に理論的・思想的影響を与えてきた諸イデオロギーへの批判を我々は避けることはできない。とりわけ、梅本主体性論・梯経済哲学・武谷三段階論・宇野経済学・対馬ソ連論等の批判的摂取を基礎としてトロッキー革命論の止揚を計った黒田イズムがその反スターリン主義理論戦線における一定の功績にもかかわらず、独善的・主観主義的・革命的実践におちいらざるをえない限界を見極めること。そして黒田イズムの独善性が大衆の「原像」を価値意識に繰り込めず、大

衆に内在する二重・三重の幻想過程を突破する自立性を付与しえない限界を、日本のインテリゲンツィアのモデルニスムの問題として「マルクス主義者」の告発を行ってきた吉本イズムが、その一面的妥当性に拜跪し生活者・思想者として自己を固定する、政治組織実践からの召還・転向を合理化するものでしかない根柢をえぐり出すこと。これらの作業は極めて大きな意味を有しているといわねばならない。

この両イデオロギーは二〇年にも及ぶ新左翼運動の生成・発展・分解を陰に陽に規定しつつつづけたし、それがもたらす新左翼活動家の自己矛盾にこたえないまま党派活動が展開されてきたのも事実であった。旧第二次ブントの分解も又、その相関関係を総合的に考察することなく部分に立脚し、理論・思想闘争の接点すら失うものとなつていった。従つてかかる新左翼の理論的・イデオロギイ的脆弱性を保存したまま、新左翼は後進国革命の理論的背景となつた毛沢東主義や、非スターリン化を計つてきた構造改革理論、および欧米の疎外革命論・構造主義等に代表される新マルクス主義を十分消化しきれないまま導入することとなつたのであった。

確かにこれらの諸理論の中には傾聴に値する内容も数多く、とりわけ経済決定論的に思考されてきた日本型スタリーニスムを主体性論をテコにのりこえようとしてきた新左翼にとつて、その上部構造論における社会学・政治学・哲学的成果の導入は、いわゆるロシア

マルクス主義の限界を止揚する素材を多く提供している。しかしそれは新左翼の理論的・思想的総括との関連で把握するべきであり、のりうつりであつてはならないであろう。我々はこれらの視点を全体的に見据え、現代革命論の構築に邁進していかねばならないし、それを同盟(戦線)全体の闘いとして各級組織における理論活動のうちに組み込み、基礎学習・理論創作の主体化、を実現してゆくつもりである。

(三) 共産主義労働者革命潮流の階級的育成と大衆闘争の前進に邁進せよ!

ヘゲモニーで、活動家の階級的育成と大衆闘争の前進に邁進せよ!

我々は共産主義労働者革命潮流の下に、同盟建設と共に活動家組織の階級的育成、ならびに大衆闘争の原則的左翼的展開を実現していかねばならない。それは種々のフラクショナル活動を通して、諸組織の実践的展開を促すと同時に潮流的政治内容を持ちこみ、実践的担い手の理論的・思想的変革を促していくわけだが、その成果は同盟(戦線)建設にのみ還元されるわけではない。同盟(戦線)建設とその指導力が高まるに従つて、諸組織を構成する団結の水準に即して、その原則的枠をふまえつつ左傾化を促すことが可能になる。それは諸組織を直接わが同盟(戦線)の政治的見解に従属させるものではないにもかかわらず、間接的に《同意》をかちとつていくヘゲモニーを介した政治展開である。

この《同意》を克ちとつていく政治は、実践的担い手の理論的・思想的変革を促すことによつて生じる知的・道徳的ヘゲモニーに大きく依存し、暴力を背景に懐柔と恰喝を介して謀略的に政治支配を実現していくこととする独裁的性質を消極化せんとするものであり、活動家組織内部の矛盾に際しても彼らを階級闘争の前進的任務に導いていく説得を重視し、又その基盤となる左翼的信頼関係を打ち立てていこうとするものである。それは階級敵との政治闘争が要請する暴力的・謀略的手段を左翼内部に一般化し、自己のセクト的純粋性を維持するために活動家大衆の左翼戦線からの離反を押し進める内ゲバ主義と明確に一線を画する政治展開に他ならない。内ゲバ主義イデオロギイの謳歌する現状で、共産主義労働者革命派のかかるヘゲモニーに支えられた政治潮流形成が、活動家の階級的育成を進める意義は大きい。

ところで活動家・左翼サークルの階級的育成を進めるにあたって、我々はすでに数点の問題を抽出してきた。第一は被圧迫人民支援の組合における表層的拡がりを、労働者の労働条件闘争と結合する深層的回路を通じることによつて、階級闘争の主体的論理的質的飛躍を克ちとり、純プロレタリア組合主義と人民主義を克服することであった。(学生においては学生存在との関連で)。第二は、組合活動への参加と滲透にともなう社共との対立を外的条件とし、地区的政治・社会闘争と組合活動との両立した展開形態の変化に対する活動

家の不適應を主体的条件として、どう有機的な機能分化を進めれる組織体へと左翼サークルを變革するのということであった。第三は、従って活動家を向自的階級の組織的主体たらしめていくための、生活思想の政治思想への下向と自己の主体性を組織的個としての制約に合致させていく経験的過程を指導し抜く、前衛のフラクション活動の介在であった。(『プロ・戦』 №13、43〜46ページ参照)

これらを実現していくことによって、我々は活動家の思想的組織の成長を促し、階級意識を大衆指導力と結合させ、一部の有能な活動家やわが同盟(戦線)への依存心の過多を克服させていくことができる。又そのことによって彼らが自らの階層的な存在形態を變革し、職種・企業・地域をのりこえ他階層人民(勞・学・農・市民)の階級的積極分子との結合を、課題の一致にとどまらず階級闘争全体の發展の見地からおし進めていこうとするとは意義深く、労活等の全国的・地方的活動家の連合を前進させていくことにもつながるに違いない。実際、労学両戦線における左翼サークル育成の現段階は、先進的大衆活動家から階級闘争推進主体への価値転換を促す前衛的指導性の質を問いつつ、とりわけ労働戦線におけるその実現が早急に望まれること、学生における階級的積極分子の構造的輩出を拡大し、労働運動の担い手へと變革することに留意しなければならぬ。

大衆闘争の原則的左翼的展開を進めらうえて、我々は今日のな大衆活動への反省とし

て以下の数点をおさえてきた。第一は、大衆組織の重層構造にもなう運動の多様化の中にあつて、個別戦線と全体的・全人民的政治闘争とを並行して実現し、なおかつ「機動戦」を「陣地戦」の強化へつなげるためには、大衆次元での機能分化を全体として包摂し領導する強力な指導が要請されること。そこでは権力との闘争的現実のうち、市民主義・組合主義・自治会主義・サークル主義としてあらわれてくる小ブル意識を不断に自己矛盾に陥らせ止揚の途を追求する自然発生性を引きだす大衆活動が必要であつた。

第二は、かかる自然発生性を形づくるためには全面的政治暴露が強化されねばならず、あらゆる機会を通じて「多様」化した大衆の価値観に否定的に即しつつ闘争意欲をかきたて主体性を問うていくために、煽動と宣伝を結合する質が要請されていることであつた。第三は、大衆活動における即自的大衆の認識過程に即さない活動家の「空中」論戦によって大衆を闘争から遠ざけていった左翼主義を脱皮すると同時に、大衆組織の制約されたブルジョア民主主義的枠を固定化し、個別闘争を対経営当局・国家権力闘争に絶えず関連させる、運動作りと全面的政治暴露をためらう原則主義の克服に関する問題であつた。(『プロ・戦』 №12、40〜42ページ参照)

これらを実現していくために、我々は今までより以上に共産主義労働者革命潮流のヘゲモニーでの地区一拠点実行委による独自闘争体制を強化し、その力が組合・自治会運動に

滲透しそれを把握していく構造を作りあげるようにしていく。それは組合・自治会内において、反執行部といったブロックに依存し続けることなく、反社共・非テロリズムブロックをフラクション的に打ち固めつつ、大衆闘争における政策論争の鋭さをも増していくに違いない。このようにして我々は労働組合における反対派の基盤を確固とした勢力とし、組合主義的団結を一步一步階級的に革新していくであらう。

学生自治会においては、小ブル革新派の影響下にある学内主義一物とり主義と闘うと同時に、学生層の小ブル的先駆性に拜跪したテロリズムの影響をとりぬき、自治会主流派へと潮流的推進実体を打ち固めつつ、地区労学共闘・学内サークル・クラス共闘を連関して自治会運動へと結合し、政治・社会闘争・学内闘争を並行的に推進してその左傾化(階級闘争への連带的接近)を進めていくのである。

このような同盟建設に主導された潮流的理論と実践の前進を進めていく中期政治・組織路線を推進するにあたって、最後に我々は同志諸君の一層の結集と団結を訴えらると共に、『プロ・戦』 №12〜15に掲載されている「運動・組織路線上の総括」論文と並読・参照し中期路線のより深い認識に達するよう訴えたい。

春・夏期闘争報告

獄中同志からのアピール

成田 二〇五八

先進的労働者・学生諸君、政府・検察庁は我々獄中で抵抗する仲間に、新たな弾圧をくわえつつある。我々は三・二六開港阻止戦統一被告団として、統一公判を正当にも要求してきた。にもかかわらず彼らは東京地方裁判所に「移送請求書」なるものを出し、それをうけた千葉地裁は我々の抗議を無視して、一方的に移送の決定を下したものであつた。このように我々は獄中で司法の反動化をひしひしと身をもって感じるがゆえに、その糾弾を法廷闘争の場で新たな三里塚闘争の地平の一環として闘う覚悟である。

開港後すでに我々が指摘してきたとおり、騒音「公」害・ニアミス等の被害・事件が新空港では続出し、地域住民の不安がつつといて聞くと聞く。そして三・二六の勝利以降、今回の強行策動がもつたら福田のメンツのために行なわれたこと、空港設置計画が当初から内陸空港としての三里塚の地に決定される過程で、政治家の利権をめぐる暗躍によって左右され、極めてズサンなものでしかなかったことが暴露されている。こうした中で政府・公団は札たばを使ってしやにむに地域住民をだまそうと、騒音対策の防音装置など口あた

りの良い公約をならべたてているようだ。しかし七月闘争に新たな現地住民団体が結集したことは、公団の甘言にだまされることなく三里塚闘争が更にその裾野をひろげていることを示している。

ところで道内では伊達火発P・I埋設阻止闘争が清住の加藤さんを中心に新たな正念場をむかえているようだ。我々が闘い抜いた三里塚闘争の質を伊達闘争にひきつぎ、道一北電一警察の一体となった攻撃に抗して、闘うことを要請する。ちなみに三里塚空港建設におけるパイプラインは、当初の計画が住民の反対にあつて一たん埋めた後再度掘りおこすという茶番を演じている。しかもその費用になんと五〇数億円一掘りおこしに十億、埋設に四〇億一かかるというし、花見川ルートも住民の反対にあつて難行しているようである。伊達闘争も闘い如何ではないか。

獄中生活は慣れぬ暑さだが、長期拘留の不当性にまけてはならないと頑張ります。獄中は「革命の学校」といわれるが、その通りだと思ふ。二十四時間にわたる権力との緊張関係の中で主体性をつちかうと共に、本を読むことに専念せざるをえない毎日、マルクス主義を理論的・思想的に学ぶ絶好の機会です。今、マルクス・エンゲルス選集を順に読んで

いますが、必ずや共産主義の主体化をなしとげ、出獄後の新たな活動に向け準備しめきたいと思ひます。

長期不当拘留粉碎！ 三里塚空港粉碎！
伊達火発P・I埋設阻止！

獄中闘争勝利！

(なお同志は八月二四日東拘へと不当にも移管された)

北電の一方的立地決定を糾弾し、

九月電調審上程を粉碎せよ！

【函館】 昨年末、北電は、二地点の「立地可能性調査」を終了し、道南火力建設を知内町に一方的に決定した。決定根拠として北電は、将来道新幹線による電力増加が見込まれること、送電線が他地点に比べ短くてすむこと、次に津軽海峡に面し海象条件が良く燃料運搬が容易で且つ港湾建設費用が安価に出ること、最後に地元町長が当初から協力的であることを挙げていた。

しかしながらこれらの根拠は、昭和五十年後半から行われた「可能性調査」の結果とは直接関係なく、ただ単に建設費用が安いか高いかの決定以外ではない。更に北電は、将来北松山・瀬棚にも建設する方針を提示している。これは、当初の「可能性調査」の主旨とはかけはなれた方針変更である。このような調査というポーズをとり住民を欺き、その実、建設費用の問題のみ決定する北電の資本の論理を見抜かねばならない。決定以降も北電は、数度に及ぶ説明会・懇

談会等を開催し、昭和五十四年着工を目指し、全国どこにも見られる如く、一方的主張によって問題——温排水・大気汚染等——を鮮明化することによって住民をだまし、裏では金で住民を抱き込み土地買収を行っている。

町長一諮問委は、計画当初から電源三法による交付金収入（三年間で六億三千万円）と固定資産税の収入を確保し町財政を潤わせ、過疎に歯止めをかけようと積極的に誘致を推し進めていた。三・一八・三・二〇に行われた地区別懇談会において、町長一諮問委は、住民からの漁場破壊の不安・大気汚染の不安提起に対し、何らの明確な回答を与えきれないというあり様であった。にも関わらず町長諮問委は、財源の確保に目を奪われ、結論を出しきれない漁業対策委に対し、受諾を要請するとうい無責任な対応を行っている。

漁協対策委は、町長一諮問委の要請に応える形で、十分な検討を行わないまま、総会を開催したのである。その中で反対部分は、地縁・血縁の地域的閉鎖性を打ち破れないため、反対部分を組織しきれず、総会成立のための必要人員過半数ギリギリという状態の中で、推進派ゴリ押しを許したのである。

現地に於ける唯一の「反対派」としての地区労は、ある程度の行動（学習会・講演会）を行ってはいらぬもの、問題点の指摘にとどまっておらず、積極的に反対運動を押し進めようとはしない。彼らは、ただ「立地を慎重に」と申し入れるのみで、現地農漁民の主体性を引き出そうとはせず、その意識に拜跪せん

としている。これは、彼らにとつて、反「公」害の闘いが、統一地方選の票集めの手段ではないからだ。（住民運動を選挙運動に從属させる、民同の本質がこの地区民同にも徹底されている。）

この様な状況の中にあつて、五・三一の町議会において、立地受諾が緻密な検討を行わないまま、条件の問題に全部すり替え決定されたのである。これにより、農漁業町知内は脱硝・脱硫装置のない北電の火発稼動によって大気汚染と温排水がもたらされて、自然は破壊され、過疎の一途をたどり、町の崩壊は目に見えている。

この様な矛盾は、我々の糾弾の好餌以外ではない。我々は立地決定以降、この様な、火発立地に伴う矛盾について、現地反対派と結合し、情宣・学習会を行ってきた。

五・三一町議会で誘地が決定した現在、現地では推進派が抬頭しつつあるが、その反面住民不在の町政・漁協上層部推進活動に批判の声は高まりつつある。今や、批判の声を絶対反対派に形成していくことが、我々に問われている。資本の論理に置かれた火発建設稼動をさせないために、九月の電調審上程粉砕に向け、我々は、今までの闘いを構築し、ゆかねばならない。

道南火発設置策動粉砕！
一方的立地決定糾弾！
電調審上程粉砕！
自然破壊を許すな！

三・二六、三里塚空港阻止 決戦に勝利！

【首都】三月二六日、午前十時から菱田小学校跡地において「開港阻止決戦勝利・空港包囲大行動三・二六総決起集会」が「連帯する会」、「廃港要求宣言の会」、「開港阻止労働者現地行動調整委員会」の共催で二、〇〇名の結集をもって克ちとられた。すでに前日の二五日からは横堀要塞で機動隊との攻防戦が展開されており、北総台地には緊迫した空気がみなぎっていた。

集会では、反対同盟から熱田行動隊長が「悔いのない闘いを行なう」と決意表明がなされ、小川むつさん、長谷川たけさんからもそれぞれあいさつがなされた。次いで共催団体の代表がそれぞれ決意を語り、全国動員でかけつけた部落解放同盟を代表して米田総制委員長が「労働水三角同盟の復権を」と訴えた。沖繩金武湾を守る会、日本原の農民、長崎造船労組、そして全国一船南部支部等の決意表明が続々となされた。

正午すぎ集会を終え、「開港実力阻止！」の決意に燃えた部隊は一路横堀へ進撃を開始した。

横堀公民館前には全国からかき集められた機動隊の精鋭部隊が待ちかまえていたが、これに向かつてデモンストレーションが展開され、鉄パイプ、火炎ビンで武装した行動隊が突撃を開始、機動隊を蹴散らす。

この武装戦闘の中で権力は三十数名もの闘う仲間を不当にも奪い去った。更なる攻撃に

備えて対峙を続けている時、管制塔に赤旗がひるがえった。空港の心臓部——管制塔が破壊されたのだ。

十二時三〇分からは第一公園で反対同盟主催の集いが、約一万人の結集をもって開催されており、パレスチナ訪問から帰ったばかりの戸村一作委員長が、熱い「戦争宣言」を発していたが、「管制塔が占拠され、赤旗がひるがえっている」の報に、集会場は大歓声と拍手に包まれた。集会はその場で打ち切られ、岩山・大清水の二つのコースに分かれてデモを開始。デモ警備の機動隊は管制塔へ急行してしまい、デモコースは全くの無防備状態と化していた。第三・第四・第五ゲート付近の土手には火が放たれ、部隊は思う存分、デモンストレーションを展開し抜いた。

午後五時、菱田小学校跡地では総括集会がもたれ、勝利を確認しあうとともに、空港完全廃港まで闘い抜くことを再び決意し、集会を終了していった。

再度開港阻止へむけ

五・一五総決起集会克ちとる！

【札幌】全ての同志諸君！五・一五集会は、三・二六開港実力阻止闘争勝利に続く、五・二〇「出直し開港」実力阻止・五・二三上告棄却糾弾、再審請求闘争等、連続闘争へ向けた札幌での総決起集会として六時から大通り七丁目広場で、札幌大学自治会・全学園・部落解放研・三・二六奪還戦士・北大・労働者・有志など数十名の結集で行なわれた。

集会では、はじめに札幌大学自治会執行部より、「三・二六武装闘争を闘い抜いた我々に対して権力は、同志二名を不当逮捕した。小柳太一自治会委員長は現在、完黙で獄中闘争を貫徹しており、我々はこの獄中闘争に連帯すると共に、来たる五・二〇「出直し開港」を、三・二六に引き続き阻止して行く」とのべられた。つづいて全学園から、「三・二六闘争に勝利したことは早期開港をもくろんだ福田へ大きな打撃を与え、十三年間の三里塚闘争を農民・学生が主流であった七〇年代以降、運動の孤立化を地域住民闘争との結合や労働者の支援の拡大によって、まさに突破してきた。この間、権力による弾圧が強化（成田治安立法）されており、それは武装したゲリラに対して恐怖をいだいた現われであり、我々はかかる弾圧を粉砕し、五・二〇出直し開港を再度阻止しなければならぬ」という事がアピールされた。

そして、三・二六武装闘争を闘い不当逮捕され獄中闘争を貫徹してきた同志が拍手でむかえられアピールがなされ、獄中での取り調べの中で、「女は男によって革命運動に利用されていただけ」とか「他の者はこんなに自白した」などとにせの調書を見せるといった差別まる出しの、あるいはきたない自白誘導と断固として闘ってきたことが報告された。次に札幌部落解放研より発言があり、昨年八月、最高裁判所は、上告を棄却し、その反動性をむきだしにした、これは二審の寺尾判決を追認することであり、権力犯罪への批判糾

三・二三狭山中央闘争に 三万人決起す！

【首都】五月二三日、東京代々木公園で「五・二三石川一雄不当逮捕十五周年糾弾・狭山再審要求中央総決起集会」が、三万人の大結集をもって克ちとられた。この日のデモに

対して権力は不当な挑発・弾圧を行ない、五名もの逮捕者を出した。このデタラメな弾圧が、「成田新治安立法」制定、「弁護人抜き裁判特例法」等にみられる如く、狭山・三里塚闘争の高揚に対する権力の恐怖の発現に他ならないことを確認するのでなければならぬ。

集会では、主催の部落解放同盟中央本部、部落解放狭山中央共闘、地方共闘の三者を代表して中央共闘からあいさつがなされ、続いて部落解放同盟の上杉書記長から「司法の反動化と闘い抜き、支配権力を打倒するまで闘

い抜こう」と基調提起がなされた。次に連帯のあいさつがなされ、野党・宗教界に続き、全障連の代表が「赤堀さんの命と石川さんの命はつながっている。二人を必ず生きてとりもどそう」と訴えた。

三里塚芝山連合空港反対同盟からは長谷川たけ婦人行動隊長があいさつに立った。「石川さんの十五年には及ばないが、三里塚も三年間闘い抜いてきた。三・二六には管制塔破壊の闘いがうまれた。闘えば必ず勝つ。石川さんを一日も早くとりもどそう。」ひととき高い歓声と拍手がわき上がり、狭山と三里塚の戦闘的連帯を示す。

そして、獄中で十五年間、不屈の上にも不屈に闘い続ける石川一雄さんからの長文のスピーチが続みあげられた。「部落解放のために権力犯罪を正すために、最後の血の一滴をもふりしぼって闘う。」会場全体は更に激しい闘志に燃える。

石川さんの御両親にカンパが手渡され、「早期再審棄却攻撃を打ち破り、高裁に証拠、証人調べを行なわせよう。」との決議が採択され、シュプレヒコールと団結願張るう三唱の後、二コースに分かれてデモにうつった。

六・二三全道総決起集会 克ち取られる

【札幌】三里塚完全廃港、伊達火発粉砕、P・L埋設実力阻止、狭山差別裁判弾、五・二三不当逮捕糾弾六・二三全道総決起集会約三〇数名の戦闘的労働者・学生の結集を

否に対し、迂回道路を建設し加藤さんが牧草地として使用している土地にP・Lの埋設する計画をたてたが、工事に伴う清住地区で水枯れ、更には、乳牛が工事の騒音によって乳の出が悪くなるなどの生活破壊が相つぎ、加藤さん、周辺住民の抗議に驚いた伊達市が工事を中止させ、土地の所有を巡り札幌地裁の裁判官が現地調査するといった事態があったのである。

今回の「土と水の塔」排除策動は、三月十七日の総決起集会、六月二五日の清住地区（加藤さん宅所有地）P・L埋設実力阻止の闘争体制をより強固に打ち固め、伊達闘争決戦に向け、全道各地からの支援、労学の大結集に対する、更には、三里塚―伊達―七尾といった地域住民闘争の結びつきに恐怖した道当局・北電・司法・警察権力の地域住民を全く無視した弾圧である。塔の強制排除の決定をした札幌地裁の裁判官は、現地調査を住民の心証を良くするためにアライの行なうのみで、実際、P・L工事により住民の生活が破壊されているといった事実を目をつぶり、住民側の申請を却下北電側の言い分（申請）を擁護し、「公共の福祉」とは名ばかりの犯罪的な役割を積極的に担うといった醜態をさらけだしているのである。

全ての読者、同志諸君！
過去八年にわたる伊達闘争は、北電・司法・警察・検察権力の暴力的伊達火発十一月操業策動を前に、重大な局面に突入しつつあります。我々は断固、北電・道当局・司法・警

もって、大通西六丁目まで断固闘い抜かれた。集会は、実行委代表の司会のもと、まず、三里塚三月開港阻止（八日間連続闘争）五・二〇開港阻止闘争決起を断固闘い抜いてきた北大全学闘から、「三月の管制塔占拠闘争を継承し、五月決戦を闘い抜いたその意義に踏まえ、三里塚完全廃港に向けた、より以上の持続的な闘いを展開していく」という決意表明が述べられた。北大部落解放研の有志からは、「五・二三狭山全国集会で警察権力によって、かけられた不当逮捕攻撃、六・四道警の解放研不当捜査は絶対に許すことはできない。権力のそうした攻撃に対して文化的創造を目指す我々は、断固、六・四以降、権力に屈服し不当捜査に協力した大学当局糾弾闘争を進めてきたこと、部落差別・狭山差別裁判を知ろうとせず、偽善的な「大学自治」論を展開する学生部は許せない」、更に三里塚を闘う有志の会の学友から「三里塚完全廃港を断固闘おう」というスピーチが為された。また、北大の学友からは、「三里塚三月決戦は、階級闘争史上傑出した闘いであり五・二〇政府、公団の安全性の強調とは裏腹に現実には、濃霧が発生し飛行機の離着陸ができず、そのほかの事故がひんぱんに発生し、危険な欠陥空港であることが暴露されつつある」と発言があった。そして北大自治会執行部から、六・四不当捜査の事実経過とその後の当局糾弾闘争の報告、三・二六闘争で警察検察の不当逮捕起訴、千葉地裁の移管攻撃にたいし不屈の獄中闘争を進めている小柳自治会委員長の闘いに

もって、大通西六丁目まで断固闘い抜かれた。集会は、実行委代表の司会のもと、まず、三里塚三月開港阻止（八日間連続闘争）五・二〇開港阻止闘争決起を断固闘い抜いてきた北大全学闘から、「三月の管制塔占拠闘争を継承し、五月決戦を闘い抜いたその意義に踏まえ、三里塚完全廃港に向けた、より以上の持続的な闘いを展開していく」という決意表明が述べられた。北大部落解放研の有志からは、「五・二三狭山全国集会で警察権力によって、かけられた不当逮捕攻撃、六・四道警の解放研不当捜査は絶対に許すことはできない。権力のそうした攻撃に対して文化的創造を目指す我々は、断固、六・四以降、権力に屈服し不当捜査に協力した大学当局糾弾闘争を進めてきたこと、部落差別・狭山差別裁判を知ろうとせず、偽善的な「大学自治」論を展開する学生部は許せない」、更に三里塚を闘う有志の会の学友から「三里塚完全廃港を断固闘おう」というスピーチが為された。また、北大の学友からは、「三里塚三月決戦は、階級闘争史上傑出した闘いであり五・二〇政府、公団の安全性の強調とは裏腹に現実には、濃霧が発生し飛行機の離着陸ができず、そのほかの事故がひんぱんに発生し、危険な欠陥空港であることが暴露されつつある」と発言があった。そして北大自治会執行部から、六・四不当捜査の事実経過とその後の当局糾弾闘争の報告、三・二六闘争で警察検察の不当逮捕起訴、千葉地裁の移管攻撃にたいし不屈の獄中闘争を進めている小柳自治会委員長の闘いに

察権力のそうした態度を糾弾し、伊達火発を廃物に追いこむ闘いに決起しようではありませんか。

五・二〇現地集会へ二万二千 の怒りが結集

【首都】山積みされた諸問題を隠蔽し、なおかつ、成田新法―団結小屋禁止令をはじめとして強圧体制の強化をもって、政府は、出直し開港を強行した。

この日、三里塚では、五〇名足らずの「式典」に対して、第一公園では二万二千の労働者が総決起集会がかちとっていった。まず、反対同盟委員長戸村氏がたち、「私たちのたたかいはいよいよここまで来た。もはやこの空港というものは死んでいる。将来ではなくいま勝利の第一歩をふみしめていく」と発言し、三里塚闘争の永続性と勝利に対する確信を明らかにしていった。

次に十七日奪還されたばかりの北原・石井両氏が登場し、一方で「話し合い」をいい、一方で弾圧をしていくペテンを明らかにするとともに、取調べ刑事のイヤガラセ・暴言に屈せず、獄中闘争を貫徹したことが報告された。さらに今なお二〇〇余名もの三里塚戦士が不当に獄中へ奪われていること、岩山・木の根団結小屋に対する使用禁止命令の不当性が明らかになれば、成田新法粉砕の決意が弁護団より報告された。

つづいて労働千葉・部落解放同盟中央青対部・三里塚沖繩行動団より連帯と決意の表明

断固、連帯し、彼の闘争を継承し、三里塚完全廃港をやり抜く」等の熱烈な発言が続き、最後に、集実行委から「日和見主義と訣別し、三里塚を共に闘おう」といった決意表明が為された後、戦闘的な集会場から道警・機動隊の弾圧をはねのけ戦闘的なデモンストレーションを市内で展開し、九時半、総括集会を終えた。

北電・道警による「土と水の塔」撤去を糾弾せよ

【伊達】全ての読者、同志諸君！
七月二日（土）早朝、北電の伊達火発十一月操業、P・L埋設実力阻止に向け、六月二三日（金）伊達市―清住に建設された「土と水の塔」を、北電・伊達署警察権力は、P・L埋設工事の妨害物（札幌地裁）を理由に排除にかかり、その際塔にこもり最後まで抵抗した「有珠住民と海を守る会」の漁民と支援活動家を不当にも逮捕し、漁民を起訴した。

昨年六月十七日のP・L構外強行着工以降室蘭―伊達約二五・七キロにわたる地域で北電のP・L埋設工事は、七月のあの有珠山の連続した大爆発により埋設工事と埋設後のP・Lの「安全性」が危険視される状態のなかで進められてきた。今春に入り、工事は清住地区で酪農を営むかたわら、自分の土地にはP・Lを絶対通させないと頑張る農民の加藤さん一家、漁民、支援の阻止行動により一端頓座した。北電側は加藤さんの埋設工事の拒

七・二反対同盟を先頭に すわりこみ闘争貫徹す

【首都】六月五日からの一〇〇日間闘争をすでに展開している反対同盟を先頭に、予想以上の航空機騒音下にある周辺住民の参加をちと、第一公園で現地集會が貫徹された。

反対同盟戸村委員長は、「三里塚闘争の質が変わった」と発言し、「開港」によって追いつめられたのは政府であり、空港のもつ反人民的性格がますます明らかになるなか、反対運動の正当性がより一層明らかになり周辺住民の決起をかちとれる条件が進行している現実が確認されていった。

大東京実行委・東水労からは「反対同盟と一線を画す」という動労中央の裏切り、反動的敵対に鋭い糾弾の声をあげてゆく必要が主張されていた。さらに連帯する会からより広範な人民の決起が訴えられた。

この日の集會のあと、権力は空港のそばへ人民を近づけない目的でデモコース変更を強要するという暴挙を行なった。これに対し反対同盟を先頭に一万五千のデモ隊はすわりこみで応えていったのである。力及ばずして、デモを貫徹することはできなかったものの、デモコースの不当な変更に対し断固として抗議を示すものであった。このあと第一公園にもどる権力の暴挙を糾弾し、反対同盟の強固な闘う意志を圧倒的な拍手で確信していったのである。

運動・組織路線上の総括 （下の2）

第四章 “規約と組織原則” 論争の成果

① 同盟内分派闘争の現段階と組織問題

(一) この間、同盟内に発生した数えきれないほどの組織問題——たとえば同盟中央委城山同志排除の策動、神奈川県地区委員長史乃沢同志に対する権利停止「処分」、中央委提出「規約草案」に於ける分派活動の禁止、12拡中委で暴き出された（首都CN地区意見書）〇〇〇〇による〇〇〇〇問題等々——は、我が同盟が日向一派による官僚主義に汚染されていることを示している。

この腐敗した小ブル官僚主義に対して我々をはじめ多くの同志達が結束し公然たる同盟内「分派」闘争を開始された。しかし現在我々の同盟内「分派」闘争は必ずしも日向一派を政治・組織的に最終的に解体しうる質で推進されているとは云えない。何故ならば、我々が深化してきた党内闘争についての理論的解明

が「官僚主義との闘い」を一定程度論拠づけえてはいても、日向式組織論（観）を積極的に粉砕してゆくという課題にこれまで十分に応えられていなかったがために、即目的に反官僚主義を表明しつつもいっこうにこの間の同盟内闘争の組織論的反省に向おうとせず、政治力学主義的、解党主義的分派闘争に押し流されがちな部分を克服しえずにきたからに他ならない。

そして又、日向一派が一切の同盟内闘争から召還し、打撃主義的分派闘争を方針化していることを表明している中において、我々の側からする先の課題に対する解答は急務でもある。

(二)

意見の違いを即組織の分裂と直結するという解党主義に最後まで無自覚だった第二次ブントが、その党内分派闘争を四分五裂として

しか結果しえなかったのはむしろ当然であつた。ところで、かかる第二次ブント党内分派闘争を結果解党的に「総括」することしかならない日向氏は、その客観主義の故に、自らを「単一」(画一)と読め)分派として維持するために組織闘争の「論理」を語りはするが、実際には現在の同盟内分派闘争を不断に疎外する誤りに陥っている。従来わが同盟において確認されてきた「組織闘争遂行上の原則」をふりかえつてみるならば、基本的には、①規約・組織原則をめぐるとして、

②相互批判・相互止揚、③理論上の差異は組織の分裂と直結されるはならない、等としてまとめられる。(『イズム』14:15号参照)

しかし、これら①②の背後にあつてそれらを規定すべき根本的な組織観そのものが前衛党組織本質論の機能論的理解によるものであるが故に、「鉄の規律の厳守」の一面的把握と「党の自己批判活動」の形式主義的理解を結果し、したがって③の「原則」なるものも、実践的にはフィードバック装置の発動による「下部の不満を云々」の際の「規制」としてしか意味を持たないものとなつていいる。そこではレーニンの「党内闘争こそが、党に力と生命を与える。」(党が、あいまいであり、はっきり区別のある相違点をほかすということは、その党の弱さの最大の証明である。党は、自身を純化することによつてつよまる。…) (『何をなすべきか』序文、国民文庫第一七刷) という提言は何ら踏まえていないと云えよう。したがつて現在お

し進められている同盟内分派闘争を革命的に展開していくためには、先の日向「赤目式」組織闘争の論理」を止揚することを通じて同盟の現在の特異な状態をも対象化しうる概念として組織原則がうちたてられなければならない。

我々はこの間、この問題に関してスターリン党組織論の批判を通じて一定の見解を明らかにしてきている。以下簡単にまとめてみることにしよう。

(三)

スターリンにあつては、党内闘争は「党内への日和見主義分子の流れ」に対してそれら「挑発分子」を摘発し、「排除・粛清」することであるとされており、したがつて「やむをえず」行なわれるものなのである。つまり、そこでは不断にブルジョア的・小ブル的イデオロギーの影響にさらされざるをえないがために発生する党内の諸矛盾は、正しい党とそれへ「侵入」した日和見分子との対立であると直接に実体化されて捉えられており、予め党は絶対化されてしまつてゐる。即ち、党物神化にもづく「無謬」にして「統一」された党への一切の服従、「中央への一切の権威の集中」という小ブル的客観主義的な組織観である。しかし、如何なる前衛党といえども、ブルジョア社会の真只中に存在している限り、党内へのブルジョア的、小ブル的イデオロギーの流入は不可避であり、それらは種々の政治・組織的偏向として発現することを我々は

踏まえるのでなければならぬ。

前衛党組織は何かしらかじめ完成されたものであるではなく、共産主義者の主体的実践を通じて不断に場所的に創造されていくものなのであつて、そのような党の生き生きとした発展はまさに党内理論「思想闘争」によつて可能となるのである。党内に不可避に発生する諸傾向に対してそれを「摘発」し排除するのはなく、それとの主体的な対決を理論的・組織的になすことを通じて前衛党組織建設を推進し、より高度な団結を作り出してゆかなければならぬということである。

ところで、かかる党内理論「闘争」の組織本質論的意義を理解しえない人々は往々にして、官僚主義的統制によつてか、組織日和見主義的召還によつて党内理論「闘争」を疎外する。とりわけこの間の日向一派の官僚主義・打撃主義的統制は一年有余にわたる同盟の腐敗と混迷として結果している。このように党内理論「闘争」の手続きによつては実現しえないようなとき、党内理論「闘争」を断呼として貫徹し、そのことを通じて党の再生を克ちとるための、当面の課題に関する基本的一致にもとずく党内フラクション「反対派」の形成は当然認められねばならない。つまり党内フラクションは党内理論「闘争」を保障するための一組織形態として把握しうるのである。

そしてかかる反対派の存在に対して一層統制を強め暴力的な排除さえ策する官僚化した指導部に対しては、党内フラクションそのものを革命的分派へ止揚しつつ党内分派闘争を

推進し党の再生がめざされねばならない。これがこの間組織本質論的反省に基づいて我々が主張してきたところの内容である。より端的に云うならば、党それ自身の存在形態に規定されて不可避的に発生する諸傾向の内在的止揚の方法として党内理論「闘争」を把握し、それを明確に組織原則のうちに対象化しなければならぬこと。かかる党内理論「闘争」の疎外という特殊性に対してはその克服のために党内フラクションが形成されることが認められねばならず、特に党内フラクションを解体せんとする官僚主義や、指導部そのものの中に確固たる多数が存在せず党の統一性そのものが失われているようなとき、党内フラクションを基礎として党の統一性の獲得に向はた党内分派闘争が組織されねばならないとしてきたわけである。即ち党内理論「闘争」の特殊な形態として明確に分派闘争を組織論的に位置付ける必要があるということなのである。

ここでいくつか確認しておかねばならない点がある。まず党内フラクションと分派組織の違い、第二に党内闘争と分派闘争の区別と連関についてである。

第一の点について触れるならば次のことが云える。我々は通常、フラクションも含めて分派組織と呼んでいるわけだが、一応両者の区別をするならば、党内フラクションはそれ自身のうちに綱領・組織・戦術の総体にわたつて厳密な意味での単一の見解を直接的に有しているわけではなく、党内理論「闘争」の疎外に対決することを主要な課題として結果す

るといふ組織形態である。その意味で当初から合同性を刻印されているわけであつて、それは分派組織へと止揚される契機を有してはいても直接に分派組織というよりは「非分派的分派」といふべきものである。分派組織は綱領・組織・戦術における「単一性」を有しており、それ自身のうちに前衛党組織の母体たる根拠を獲得していなければならぬと云える。何故ならば、分派闘争を内在的に止揚しえず非和解的対立が一定の実験的検証を要求するときには一旦組織的分離を押し進め、分派闘争の革命的推進を通じた前衛党組織建設を党の再統一を計りつつ目指さねばならないからである。我々の現在はいくつかの分派的組織が同盟内に存在してはいても、それは黄命的分派闘争の過渡期にあるのであつてそれ以上ではないと云える。

第二点については、先にも触れたとおり分派闘争は党内闘争の特殊な一形態として一般的には理解しうる。したがつて党内闘争と分派闘争を機械的に分離し、前者を「機関」との方針論争に一面化し、後者を組織の分裂へと直結させる日向一派は本質的に小ブル解党主義なのである。(ちなみに彼等がこの度日共によつて改悪された『何をなすべきか』冒頭の「党内闘争」を「党派闘争」と変えた事実を双手を挙げて注目に注目しなればならない。(国民文庫六五年版と七一年新訳版とを対比せよ。))特殊には、分派として形成された前衛的組織が、自己の党的継承の体系のワクそのものをつきやぶる政治的・組織的根拠を獲得したとき、新たな前衛的組

織として自己を把握し、そのような前衛党組織の建設へと独自に向ふことは当然予想しうるものであり、その場合は党内分派闘争とは云えない。ともあれ、我々の党内闘争がやつと党内分派闘争としておしすすめられつつあるという「現」段階を踏えるならば直接に問題とはならないであらう。

(四)

ところで官僚主義との闘いを契機として我々が党内分派闘争に立ち向ふことの意義は確認されてきたが、それだけでは決定的に不十分であると云わねばならない。現在、我が同盟は公然たる同盟内論争が全面的に認められている(少なくとも形式上は)。それは同盟内に存在する分派的フラクションは即刻自己を解体すべきなのか、「否」である。何故ならば党内論争は現在の承認が政治的妥協の産物でしかなく、それが組織原則として同盟的に普遍化された結果の故ではないことが第一の理由、第二には、そのことの背後には、明確に組織問題と政治問題を切り離し、一方を理念化して論じる客観主義・政治主義、それに基づく政治力学主義・組織日和見主義的傾向が存在し同盟内論争は闘争を新たに疎外し分派的対立を固定化する誤りを見出すことができるからである。それは党内闘争の内在的止揚が直接的に困難であり、一定の実験的検証を媒介せざるをえない、即ち一時的な組織分離をおし進める以外にはないということの積極的根拠を何ら提起しえないにもかかわ

らず、党内分派闘争を分裂主義的におし進めようという傾向として直接的には見てとれるかかる傾向——党の分裂を固定化する傾向に對して、我々は早急に分派形成強化を通じて党の統一を掲げた分派闘争をおし進める必要がある。

一般的に云つて階級闘争そのものが明らかに政治力学を伴うものである以上、先の傾向は単に戦旗派に限らず、不断に政治力学主義の誤りをそのうちに生み出すと云つてよい。それは現実の「前衛党」の分裂として明確にみてとれる。とりわけそれがいわゆる新左翼諸潮流内部の細分化と内ゲバの固定的構造化として顕著に発現している根拠を我々は突き出し、レーニンの「プロレタリア党はひとつでなければならぬ」という提言に踏えた労働者党の統一に向けた闘いを、分派闘争の革命的展開を通じた前衛党組織建設として把握し、自己の任務として確認しなければならぬ。

したがつて、「反官僚主義」という我々の革命の見解の防衛上の観点からの分派闘争の消極的評価に止まることなく、分裂の固定化を一掃し、単一の労働者党建設に向けた闘い的手段としての意義を分派闘争に認め大胆な分派闘争を展開してゆかねばならないのであり、同盟内に不可避的に発生している政治力学主義とそれにもとづく組織日和見主義が統一を放棄し分裂を固定化し組織系列に踏まえた同盟内論争は闘争を疎外する「政治」として表われている現状に對して、断呼として

革命的分派組織を結成してゆかねければならない。しかもそれは現実の同盟建設——地区党建設をおし進める中で実現されてゆかねければならないのであることを忘れてはならない。

その場合すでに明らかにした通り、同盟内論争は闘争が明確に組織原則のうちに対象化されなければならぬのであるから、我々の分派闘争上の組織原則は基本的に「批判的自由と行動の統一」に踏えた「民主主義的中央集権」の思想でなければならぬ。何故ならば、かかる組織原則こそレーニン・ボルシェビキの党内——分派闘争とそれによる革命的労働者党としてのロシア社会民主労働党を背後で支えていたからであり、「それによつて彼らは」歴史上まれにみる階級的団結を創造していくことを可能としたからである。次に我々は、レーニンの党内闘争を歴史的・論理的に反省し、再構成してゆく作業に入ることにしよう。

II) レーニンの党内闘争と党建設

(五)

我々はまずロシア社会民主労働党の組織闘争の諸形態をふり返つてみる必要がある。

第二回大会(一九〇三年七月)後、メンシエビキに敗北したレーニンは、一九〇四年に「二十二人委員会」を組織し分派闘争へと向う。第二回大会における対立点が組織問題をめぐるものであった(主要には……)ことからしてレーニンの組織する分派組織もその「

組織観」において強力に支えられていたが、同時に他の領域においては諸々の差違を内包していたと云われている。

ともあれ第二回大会以降「二十二人委員会」を形成しつつ党内の諸機関に對して精力的な働きかけがおこなわれ、レーニンによる革命的な分派闘争が開始されるのである。ボルシェビキとメンシエビキが互いに分派闘争を公然と開始して以降、その対立が最も顕著にあらわれたのは第三回大会(一九〇五年四月)である。一九〇五年一月の日の「血の日曜日」事件を契機に急展開する階級情勢の中で、ロシア社会民主労働党はその綱領・組織・戦術の総体にわたる厳しい実践的検証を問われた。第二回大会以降中央委員会と党評議会の多数を占め事実上党指導部を形成していたメンシエビキはかかる一九〇五年の事態に對処しえず、ロシア国内の地方組織の大量の離反という危機にみまわれていた。具体的には一九〇五年の革命に向けた党の対処をめぐる論争を党大会によつて解決しようとしてなされた党大会開催要求をメンシエビキ党評議員が黙殺したことによるわけであるが、これに對してレーニンは地方組織の決議にもとづく意見書提出とそれによる第三回大会開催を計るのである。

彼は『第三回大会の召集について』(レーニン全集第八卷一七三ページ)において次のように述べている。「第三回大会は、はじめその構成(党規約にもとづく)も、議事の進め方も、各人の大会参加の権利も、あらか

じめ知られている条件のもとで召集されている。全ての同志諸君はこれらの条件をもつと利用せよ。わが党は、大会に上申する可能性を各人に保障していることをわすれてはならない(規約第一〇条——各党員及び党と何らかの關係を持つ各個人は、その意見書を原文のまま中央委員会または中央機関紙編集局もしくは党大会に伝達するよう要求する権利をもつ。)

この可能性をただちに利用せよ。レーニンはメンシエビキ党中央による官僚主義的ボナパルト主義的な党運営——党の私物化に對して、断呼とした党内闘争を推進することを呼びかけているわけである。結局第三回大会はボルシェビキとメンシエビキ両派の分裂大会となるわけだが、このときのメンシエビキによるボルシェビキに對する攻撃は、主要に党評議会によつて召集されたものではなかつた。これは無効である、というものであつた。これに對してレーニンは以下の如く反論する。即ち「評議会が召集したのではない、すなわち、党規約にもとづいて召集されたのではない大会は違法である」という論拠は党内紛争の全歴史のあとでは、まじめに取り上げることさえ困難である。」(『第三回大会』)とし、又「下級の合議機関に對する規律が上級の合議機関に對する規律によつて制約されることは一般的にあらゆる党組織の原則を体得したものでなければならぬ」といふ提言に踏えた労働者党の統一に向けた闘いを、分派闘争の革命的展開を通じて把握し、自己の任務として確認しなければならぬ。

大会とに服従することを条件とする」(『第三回大会』)と、メンシェビキによる党評議会の私物化と官僚主義的分裂策動に対して彼らの形式主義的な「批判」に反批判を加えているのである。

一九〇五年の分裂大会以降のレーニンの分派闘争は如何なるものであったか、翌年の四回大会が「統一大会」として組織されたことにも明らかとなり彼はメンシェビキとの統一をめざしていることがわかる。結果として彼らボリシェビキは少数派に止まるわけであるが、この段階以降、かの「批判の自由と行動の統一」にのっとった「民主主義的中央集権」にそった分派闘争が目指されている。とくに四回大会(統一大会)前後にメンシェビキ中央より提起された「批判の自由」の範囲をせばめ「行動の統一」の範囲をひろげよ、という内容の決議に対して反論して展開されている『批判の自由と行動の統一』(一九〇六年レーニン全集第十巻四三九ページ)は、レーニンの分派闘争に関する把握の核心を示しているといつてよいと考える。

内容的には次の項で触れるとして、先に進むことにする。一九〇七年の五回大会(統一大会)においてレーニンは、同年一月のペテルブルグの選挙の前後に発生した地方組織内のボルシェビキとメンシェビキの組織的分裂の件に関して「裁判」に附されている。つまりメンシェビキからなる中央委員会は「黨員として許しがたい言動があった」かどでレーニンを訴えたのである。それは彼の『サンク

ト・ペテルブルグの選挙と三十一名のメンシェビキの偽善』(全集第十二巻 二三ページ)というパンフの中の「メンシェビキは、労働者にさからい、カデットの力をかりて、国会に自分の仲間をひき入れるために、カデットと取り引きした」というくだりにもとずくものであったが、これに対してレーニンは党裁判会議での弁論の中で反批判を展開している。

ペテルブルグ組織の分裂策動の発起者が当のメンシェビキ中央委員会であり、中央委員会は党の統一のために努力しなければならぬにもかかわらず、しかも「選挙」という大衆的政治行動を目前にひかえているときに党の決定もなくカデットとの共闘を策すメンシェビキの目論みに加担しているとして批判し、「そのような分裂の場合には脱落者達の影響から大衆をうばいとり、彼らの組織を粉砕し、彼らを政治的にゼロに等しいものにしてしまおうという任務を一刻も延期することはできない。」『ロシア社会民主労働党第五回大会に対する報告』(全集十二巻四三六ページ)と述べ、「批判の自由と行動の統一」を逸脱し分裂を固定化し、逆にそれを目的化させた解党主義に対する非和解的闘争を主張していることを我々は読みとる必要があるだろう。

一九〇八年に入ってペテルブルグ地方組織のボルシェビキ内部に「政治綱領」をめぐる論争が生起する。いわゆる召還派との闘いと呼ばれているところのものである。即ち、この闘争で敗北した一方の翼がそれ以降一切の党内論争に闘争から召還しボグダノフを頭目としてカプ

リ島に党学校を設立し、然る党内分派闘争を画策するのであるが、これに対してレーニンはパリに出てきて公然と分派闘争を推進せよといった趣旨の批判を行なっている。「パリは亡命者の最大の中心地であつて、あらゆる分派の公開報告がつねに行われ討論がなされ、多種多様なサークルが活動して」おり社会民主主義の勉強にいくものは真に「パリに社会民主主義の勉強にいくものであり、カプリ島に学校を設けるものは学校を党からかくす……」(『カプリ島学校の聴講者への手紙』全集十五巻四六七ページ)組織日和見主義に支えられた召還主義であるというわけである。公然たる党内論争に闘争を回避しパリから遠く離れたカプリ島にひきこもつてしまふ、その分派の思想をこそこそと宣伝しようとする召還派に、公然と分派闘争を行なうことを呼びかけるレーニンの分派闘争観は注目に価するであろう。

召還派の根底にある分派に分裂なる図式とそれにもとずく政治力学主義——組織日和見主義に対する批判としてのこのレーニンの分派闘争観こそ、単一のプロレタリア党建設における分派闘争の意義を積極的に明らかにする論拠であることを捉え返すのになければならない。かかる党内分派闘争の革命的推進こそ、一九一二年以後の文字通り単独分派としての党建設へと向う基礎を形成し、一九一七年以降のボルシェビキ党内分派闘争へと適用されていくレーニン主義における分派闘争観の確立をもたらししている。

(六)

「一七七年十月蜂起に際しての」ジノビエフ・カール・メネフの解党主義との闘い、(プレストリトフスク講和における)左翼反対派との闘い等々として表現されるその後の党内分派闘争も、基本的にはメンシェビキや召還主義との闘いにおいてレーニンが貫徹せんとした「プロレタリア党は単一でなければならぬ」という観点に従つてあくまでもロシア社会民主労働党の統一を堅持し、党離脱グループの復帰の途や少数派の権利を保障しつつ党内分派闘争を革命的に推進するという立場から労働者党の建設を計るという方法にそつてなされている。レーニンにおいては綱領的同一性を確認しうる段階で行なわれる分派闘争は、あくまでも単一の党内部で統一されるものとして理解されており、「決定的な分裂」をひきおこすことによつてプロレタリアを混乱に陥れ、プロレタリアートの隊列を分断することを極力避けなければならないと考えられているのである。

従つてここでは続いて十回大会(一九二二年三月)における労働者反対派との闘い、かの「分派禁止」について触れてゆくことにする。

ロシア共産党十回大会の「分派禁止」の決議こそスターリニスト党をして「党の統一」のための「分派禁止」を規約化する唯一の根拠となつているところのものである。しかし、我々は既にみてきた如くボルシェビキの「単一性」・「鉄の規律」の獲得が大胆な党内分

派闘争によつてこそ可能となつたことを知っている。又、レーニン自身も述べているとおり、この決議は決して一般化しうるものではなくほんの一次的なものであった。ロシアソビエト政府そのもの、言いかえればプロレタリア階級そのものの絶対的危機の中で、レーニンは「分派の禁止」を掲げることによつてしか「党の統一」を実現しえないと考えたものであろうが、一面でそれがあくまでもプロレタリアートの最も重大な利害に党を従属させる必要があることを示していると同時に、他方かかる方法をもつてしか(党内分派闘争を「理論的な討論」に押さへこむことをもつてしか)「党の統一」を維持しえなかつた限界を我々は突き出してゆかねばならない。

十回大会前後は、「戦時共産主義からネットへの転換期にあたり」、クロンシュタットの反乱、それを契機としたロシア内外の反革命によるソビエトロシアの包囲と国内の生産の停滞——ロシア人民の疲蔽等々のソビエトロシア最大の危機の時期であつた。当然、それらへの対処をめぐつて党内に様々な「色あい」主張が生み出された。レーニンにとつてもっとも力を入れなければならなかつた闘いの対象は、「労働組合を掌握して生産管理機関の中核体とする」という当時のロシアの労働同盟の現実を全く無視した空論主義的主張を行つた、いわゆる労働者反対派であつた。しかし、ソビエトロシア総体の危機は既に限界に達していたために、レーニンは現実の打開を如何になすのかという点に關しての当

面の方針上の一致によつて「統一」を維持し、ゆく以外ないと判断してゆく。

そのためには旧来のような分派闘争の強力な展開を通じることによつて党内論争に闘争を貫徹し、同時に党のより高度な団結を創造してゆくとつた組織闘争上の基本的な姿勢を事実上放棄し、一時的ではあれ「分派の禁止」を主張せざるをえなかつたのである。その根拠づけについては以下の引用をみてゆくことにしよう。(いずれも『ロシア共産党(ボ)第十回大会』全集三十二巻より引用)まず、「理論討論と、党の政治方針・政治闘争とは別の問題である。」(二六五ページ)とし、又、「労働者反対派」の政綱は党中央機関紙の紙上で二十五万部も印刷され(二六九ページ)ており、すでに当時のロシアの現状からすればせたいくほどの時間をかけて——一年有余にわたつて党内分派闘争が保障されてきた等々の事例をあげている。

我々は理念・政治・組織・実践などには確かに独自の領域が存在することを認めるが、しかし、そのうちのどれかが自立的にとり出され理念化されて論じられることには反対である。レーニンはここで党内分派闘争そのものが、階級全体の利害をあくまで代表してゆく観点から、しかもその前衛たる党そのものの強化——発展をもたらす方向で、すなわちより強力な革命的な前衛的指導を獲得しうるものとして推進されていないことの反省を後景に追いやり、直接的に労働者反対派の非現実主義的主張との闘いを理論上の問題と方針

上の問題を切斷し、一方の空論主義に對して現実に對置しつづつ党の形式的な統一を強調し、實踐——政治を媒介しない単なる「理論的討論」に分派闘争を切りちぢめてしまふ誤りに陥つてゐると考えられる。

勿論、それはレーニンにおいても自己の大きな限界として捉えられていたという風に思われる。例えば、十回大会においても「もし状況が根本的な意見の相違を呼びおこすならそれを全党の審判に付することを禁止することができようか？ できない！、これは実行不可能な度はずれの希望であつて私はこれを拒否するように提案する」(二七五ページ)と、リヤザノフのように分派禁止を組織原則にまで高め拡張解釈して絶対化する「修正案」に反論していることに詭みとすることはできる。

以上、我々はレーニンにおける党内分派闘争の歴史を簡単にふりかえりつつ、そこでレーニンが何如なる立場を貫徹しているのかを見てきた。次にかかる闘いにおけるレーニン主義の核心とは一体なんであるのかを考察し、てゆく必要がある。

(七)

レーニンにおける組織闘争の核心について触れる場合、まず「民主主義以上の何か」、即ち専制ロシア下での鉄の如き強固な「同志的信頼」についてみてゆく。そのほとんどを非合法活動として闘わねばならなかつたレーニン・ポリシエビキの根底に流れるものは「

同志的信頼」の獲得であつたからである。

いうまでもなくそれは、道徳主義的なそれではなく、不斷に組織される党内闘争とそれを通じた革命的リゴリズムに貫かれたものであつた。具体的にいふならば、ドイツ社会民主党における「完全な」公開制と「すべての職務の」選挙制を直接ロシアにもちこもうとする(メンシエウイキの組織論では、「党人がその政治舞台においてとる一挙一動が世人の全般的(文字通りの意味で)監督のもとにおかれ」(『何をなすべきか』全集五巻五一六ページ)秘密活動をなしえないこと。又、組織規模と活動機能の拡大を秘密活動下で計るためには、西欧的な「広範な民主主義」を保障したのでは、中央委員会の地方機関への指導が行きとどかなくなるといった)いわゆる西欧的機能分化主義(「広範な民主主義」への拜跪に對する批判的考察を媒介にして、『何をなすべきか』『われわれの組織上の任務について一同志にあたる手紙』(全集六巻二三四ページ)『党規約に關する報告』(同上五〇七ページ)等において提起され、推進された。

即ち非合法下においては、「遊びごと風の民主主義形式」、広範な「民主的原则を現実に適用することは極めて困難であり、かかる民主的原则以上に党的団結を高めあげてゆくものとして、「もつとも厳格な秘密活動もつとも厳格な成員の選択、職業革命家の訓練」による「同志的信頼」をあげ、この獲得こそ目指さねばならないことを強調して

とはたやすいが、実践のうえでそれらは大部分よけいなものとなる。規約を善意の願望の寄せあつめに変えてしまつてはならない……」(『党規約審議のさいの演説』全集第八巻四一七ページ)という主張を行っている。つまりこの規約問題にあらわれたレーニン組織観はまとめるならば次のように表現しうるであろう。即ち、歴史過程の科学的認識に媒介されて自己変革対象変革のイデオロギイを不斷の階級実践を通じて創造してゆく共産主義者及びその党にとって、同志的団結にもつづく党内思想理論闘争こそが個人的主体性と組織の全体性を統一してゆく唯一の途であること。客観主義——力学主義にもつづく官僚主義・組織日和見主義に顯著な道徳主義的・教条主義的な「規律」の強制と同志的団結——統一の空語的な叫びは、あるべき姿としての党を夢想し党内論争——闘争を切りすてる誤り、そこから不可避に行きつづ「規約を善意の願望の寄せあつめ」にしてしまふ傾向、即ち、日向赤目式組織観は実はレーニンにとつて粉砕すべき対象でしかなかつたと云えるであろう。

次に我々は「民主主義的中央集権」の思想について述べる。何故ならば、これが前述した階級的団結を作り出す方法としてあつたと思われるからである。つまり単なる機能的分化の問題としてではなく黨員個人々の、そして下級組織の主体的実践をあくまで基礎として(服従ではない)、なおかつ「大衆のあいだでの宣伝団体」(『ペテルブルグにお

ける改組と分裂の一掃』全集第十二巻四〇二ページ)に党を陥しこめることなく党の強化・拡大を実現することを、しかも政治権力との非和解的闘いに耐え抜くことをも対象化したひとつの思想としてこれを捉え返すのでなければならぬ。だから「民主主義的中央集権」と不可分のものとしてレーニンは「地方組織の自治権」を強調し、メンシエビキによる党中央の官僚化とそれによる地方組織への介入を通じたボルシエビキ排除の策動を粉砕する。

レーニンにおいては「民主主義的中央集権」の原則は「党内闘争こそ党に力と生命を与える」ことを前提としたうえで論じられていたのである。特にレーニンが非合法下にあつても一度も党内闘争を回避しなかったことがないという事実は主体的に受けとめるべきものである。確かに党内論争——闘争(分派闘争を含めて)が非合法下において何の制約もなしに保障されることは考えられないわけだが、レーニンは党内論争によつて見事に非合法活動に耐えうる強固な団結をつくり出して、このことを忘れてはならない。

しかも、非合法下の活動スタイルや党機構は何ら固定化されることなく、わずかな「政治的自由」を余すところなく利用し、公然組織の拡大と、選挙原則に端的に示される「民主化」を大胆に推進しているのである。いづれの場合にも「革命の事業」の実現に向けてプロレタリアートの利害にふまえた責任の自覚と、それを支える強固な階級的団結をあら

いること。(だが、『何をなすべきか』で一部分が全体に含まれるように、この同志關係の概念に含まれている)といわれる「遊びごと」の民主主義ではない真の民主主義の党内民主主義としての切開を不問に付しているレーニンは、二回大会・三回大会を通じて中で党内矛盾——闘争の再生産と構造化に對処すべく、徐々に党内民主主義のあり方に注意を払つていたのであつた。「戒厳令」と「闘争と脱党の威嚇」の陰に、「現実の責任」をないがしろにし(党内での)公開)、「一同志への手紙」を避ける部分をかかえたレーニンは、中央集権を党内民主主義と関連づけることによつて、民主主義を逸脱する組織日和見主義への「戒厳令」を効果的に発動する手段を得たのであつた。従つて、「同志的信頼」はかかる党内組織闘争をくぐりぬけることを重要な要因として、加さるべきといえよう。

そのためには「規約」は単なる機能分化に拜跪した上意下達機構制度を保障するものであつてはならず、「党内闘争こそ党に力と生命を与える」ことを組織原則に組みこむ中で、鉄の規律と単一の意志を克ちとることを明示することとなつた。三回大会においても規約の機能主義的・形式主義的理解にもつづく誤りへの批判として「我々の不幸は機構によるものではなく、人によるものであつた。個々の人たちが規約の形式主義的な解釈に、かくれて大会の意志の執行を回避したところに問題がある。」と云い、「りっぱな条項を書くこ

ゆる解党主義に對決しつづ党内闘争の実現のうちに克ちとらんとしている。その場合すでにレーニンはその党の具体的な基礎を明確に労働者階級に求め徹底的にプロレタリアに依拠しているものであり、プロレタリア階級が歴史的に有する革命的な性格を明確に對象化していることを踏える必要がある。それは同時にロシアにおける小ブル農民層やインテリゲンツアに依拠する社会革命党やブルジョア政党内に依拠する近世プロレタリアートの唯一の党として、即ち単一の労働者党としてロシア社会民主労働党をうちかためる闘いを、諸々の分派闘争を革命的に勝利することを通じて目指していることを示しているといえよう。

前項でも若干指摘したように、これらの闘いの背後でレーニンを支えていた基本的組織原則は「批判的自由と行動の統一」である。つまり「民主主義的中央集権と地方機関の自治の原則は、特定の行動上の統一がやぶられない限りまさにはいたるところで完全に批判の自由があることを意味しているし、また党が決定した行動の統一を破壊したり、困難にしたりするどのような批判もゆるされぬ。」「(『批判の自由と行動の統一』全集十巻四四〇ページ)のであり、この「特定の行動上の統一」を拡大し、「批判の自由」の範囲即ち「党綱領の諸原則の範囲」を狭めるメンシエビキはその解党主義の故に自ら、〇七年ペテルブルグ選挙に際して組織の分裂を画策するのである。

別の表現をとるならばレーニンは党内闘

争が明らかに分派闘争を伴わざるをえないことを直観的であれ自覚してあり、その内在的止揚を—党の統一をめざさねばならず、その闘いを如何に実現するのか、その実践的基準は何なのかを「批判的自由と行動の統一」にのっとった「民主主義的中央集権と地方機関の自治」の原則に求めたのである。かかる原則の獲得こそ、悪無限の細分化としてではなく文字通り労働者党の統一の実現に向けた分派闘争の革命的展開とそれを通じた党建設を支え、ソビエトロシアを形成する闘いをボルシェビキによって可能ならしめたと云えるであろう。

(八) 以上の核心的な点を踏えて、今度はボルシェビキの組織闘争における意義と限界を對象化し、現代的再構成へと立ち向わなくてはならない。

まず問題をあげてみよう。くりかえすまでもなく「党内闘争こそ党に力と生命を与える」という思想はレーニンの生涯を貫いている。ところでこの観点を如何なるものとして彼は論理的に對象化しているのか、この点があいまいである。我々はこの間、党内闘争＝闘争の組織論的反省を通じて党内闘争＝闘争の革命的意義を説明してきた。しかし、レーニンはかかる本質論的反省にふまえたかたちにおいて先の提言をなしているわけではない。しかも、そのような観点よりもむしろ現実の階級闘争が不可避にもたらす政治力学主義

とそのことによる党の分裂の固定化に対して分派闘争の積極的な推進を主張している点はその卓越した政治・組織観を示していると言えるが、同時にそれが組織論的な反省の過程を欠落しているが故に、機能主義的な理解や、E・Hカーの如き実証主義者の個人能力や心理学的分析をもってレーニン主義を切開してゆくといった誤りを固定化してしまうこととして結果しているのである。また、十回大会におけるレーニン自身における分派闘争の放棄が何ら反省されていないが故に、組織問題が同時に政治問題を反映するといった政治・組織・理論の各々の連関—不可分な関係に無自覚な客観主義—政治主義をも生み出してしまっているのである。

この問題は又、党内闘争が必然的に分派闘争をもたうことを明らかにしえず両者の機械的分離を正当化する誤りを批判しえないこととして、スターリンによる党の私物化を許してしまうことと不可分の問題である。スターリン組織論との根本的—非和解的な差違をレーニン自身も後年に至っても十分に捉えきれず、個人的評価をもって代えてしまっている事実はそのことを示している。したがってレーニンがおしすすめた革命的分派闘争を通じて単一の労働者党建設の闘いは何らその革命的意義を組織論的に明示しえず、「革命的リアリズム」という一側面からの評価にのみ流されてしまっているのである。なに故に「プロレタリアの党は単一」でなけ

ればならないのかをレーニンは確かにその闘いそのものをもって表現はしていても、彼の闘いを貫く分派闘争との関連で説明しているわけではない。我々は、この問題を我が同盟の現実の党内分派闘争にひきよせて對象化してゆくのぞなければならぬ。

Ⅳ 我々の前衛党組織建設と党内分派闘争

(九)

まず現代日本における前衛党組織建設の諸条件を考察してゆく。なぜならば、我々は組織問題をそれとして理念化して論じようとしているのではなく、まさに我々の現実に踏えた革命運動の場所的な実現とその一環としての単一の労働者党建設に向けた同盟建設をめざしてゆくのみだからである。とはいえ、直接に同盟建設の路線を提起してゆくことが本稿の目的ではないので簡単に触れておくに止める。

一九〇二年ロシアにおけるツァー専制下での非合法活動を現代日本にあてはめ、ブルジョアの「議会制民主主義」制度下の「言論・結社の自由」、即ち「政治的自由」の存在を何ら考慮の対象としようとするのは誤りであると云わねばならない。我々がかかる合法—公然領域を最大限利用する能力を身につけなければならぬのである。まともな公然組織ひとつ満足に組織しえない小ブルインテリの前衛サークルに限って主観的願望を現実に

あてはめ、一九〇二年のレーニン『なにをなすべきか』の教条主義的理解にもとづく「政治闘争」と「非合法党建設」を叫び、その実権力にみる見えの党全部がヘルメットを被ってデモに出ること（街頭政治闘争）を強要する。彼らはまず自己が最もおめたい合法主義者であることを知らなければならぬのである。

第二に労働者階級の大部分の良心的部分が社共に収約されていることをまず踏えなければならぬ。我々が最も依拠しなければならぬ労働者階級のそれも組織労働者の現状がその意味では極めて否定的であるとはいえ、やはり、そのことをもって安直に小ブル階級に我々の組織の基礎を求めるわけにはいかない。我々は如何にかかる現状そのものを変革するのかが問題にしなければならぬのである。それを實現する綱領と組織と戦術を我がものとしなければならぬ。

第三には、かかる労働者階級の現状に対してそれを変革し文字通りプロレタリア世界革命へと向かわさるべき革命的左翼が分裂をくりかえし細分化が固定化し、あまつさえ内ゲバの恒常化という腐敗した状態に陥っていることである。我々はさしあたって、かかる部分の変革—解体を通じて革命的潮流の統一と強化・拡大を目指すならばならない以上、この現実そのものを止揚する観点から、戦旗派内分派闘争を革命的に展開してゆかねばならない。

ところで、このような任務を担うべき我が

同盟自身が、未だにほんのひとにぎりの労働者階級に根拠を有しているにすぎず、基本的には小ブル・ルンプロの前衛としてしか形成されていないことを冷徹に認めなければならぬ。これが主体的に捉え返すべき第四の条件である。以上の基本的視点を踏えて、次に我が同盟の組織現実を止揚してゆくための方策を説明せねばならない。その場合我々はこの間の実践を組織論的に規定してきた日向赤目式レーニン解釈の批判を媒介せざるをえない。

(十)

日向赤目式レーニン解釈のうち、ここでは「一歩前進・二歩後退ノート」について触れてゆく。なぜなら、この中で日向氏による「中央集権党」理解が基本的に述べられており、この間の我々の「組織原則」を導き出す根拠となっているからである。

そもそも日向赤目式には、党組織の本質論的説明が「党の：直接的任務は：一切の活動を政治権力の奪取に集中し：それを宣伝、煽動することであり、」党的存在とは政治共同体を政治権力の奪取によって破壊し：新しい価値観を創造する指導的媒介である」（『理・戦』169）という機能論的理解に歪曲されて固定化されているが故に、我々の現実そのものを反省してゆく過程の論理として組織論が構成されることになっていない。逆に、あるべき姿をあらかじめ指定し、そこから現実をなで切つてゆく誤りに陥っているの

である。だからボルシェビキ的「党的団結」と「規律維持」のためには「党の上級機関に対する下級機関の服従」、「思想の権威の権力の権威への転化」が必要であるとして、主体的条件の考察ぬきにこれを同盟員に「順守」することを強要してしまうのである。

ここでは「規約」は守られるべきものでしかなく、規約そのものが党の生き生きとした発展をもたらす手段であることが忘れられてしまっている。組織原則は「原則とはいえ」組織現実の本質論的反省内容を踏まえて実体的考察を媒介することによって導き出される。したがって現実を包摂する論理でなければならず、「その意味では」不断に止揚されてゆくものである。規約とは、かかる組織原則が適用されたものであって、大会から大会までの間の党の生き生きとした発展を如何にして實現するのか、ということに基づきとしてうち出されるひとつの手段と云つてもよいのである。

赤目氏は「インテリとプロレタリア」の中で、レーニンによるカウッキの引用に依拠して、「プロレタリアは常に全体の中に自己を従属させることができ」というふうなプロレタリア自身の主体の側の問題を抜きに現象的にインテリと対立させ、「常に全体の中に自己を従属させることができ、倦むことなく隊列に加わつてすすみ、又任命されればどのような部署でもはたらくことができる」ことが「プロレタリアの規律や組織性」であるとされている。共産主義的な個々人の持つ普

遍性としての思想性Ⅱ主体性を階級的全体性Ⅱ組織性と統一してゆく構造が明らかにされるのではなく、プロレタリアの社会的組織性の現象形態が即「プロレタリア的規律Ⅱ共産主義者の規律」にされているわけである。

そもそも党の基礎をプロレタリア階級に求めることをレーニンが前提しているのに対して、一方で小ブルの急進性Ⅱ戦闘性にとらわれている日向氏は同盟の主体的考察抜きに「プロレタリア的規律」を小ブル・ルンプロに強要することになり、彼らを、その特性に踏えて如何に組織に包摂するかを、階級的全体性と主体的に自己統一することを促すことによってではなく、組織に従属させることとしてしまふのである。そこでは、インテリのサークル性として登場する小ブルイデオロギーがそのまま実体化されているために、同じく実体化され絶対化されたプロレタリア的党性Ⅱ「鉄の規律」によって小ブルインテリールンプロⅡサークル主義を服従せしめることが組織闘争であるとされるスターリン組織論と同一の誤りに陥っていると云わねばならない。

ただスターリンは狭量だったが、レーニンは寛容だったとして、スターリンの「粛清」に代って日向氏は「説得」を重視するというわけである。レーニンがその個人的能力としての「寛容」さとしてしか、党内矛盾の解決方法を示していないことをこそ問題としなければならぬことに日向氏は全く無自覚なのである。まさに「中央集権党の自己批判活

動」をフィードバック装置の発動として捉える日向氏の根底には、かかるレーニン「解釈」が横たわっているのである。したがって組織原則も現実の「政治」の中では単なる「判断」によって政作され御都合主義的に解釈がえされるものでしかなく、規約はその形式的表現に陥しこめられてしまふのである。

かかる組織原則Ⅱ規約理解はすでに我々の手によって粉砕されつつある。しかし、他方このウラ返してしかない「下からの突き上げを認めさせる」式の力学主義にもとづいて同盟内論争Ⅱ闘争を捉える部分が、現在の同盟内分派闘争を分裂の固定化へと陥しこめつつある。12CCにおける日向官僚体制の解体が「打撃的に行われざるをえなかった点については当時の事情を踏えるならば正しい判断ではあった。しかし、そのことが、政治力学主義的・打撃主義的に固定化されて把握されてはならないのであり、組織問題における日向一派との対立を曖昧にしてしまいがちな政治主義的傾向を明確に限界点として捉えることが必要である。

我が同盟の実践的破綻を綱領・組織・戦術の総体から再検討してゆくことを表面的に認めながらそれを反対派内論争として組織することによってではなく、新しい体系に衣変えすることに於ては、新しい発想は現実には政治主義的対応に一切を収斂せしめ、日向一派の政治・組織の解体の内在的実現を放棄し力学主義的解体路線を結果し分裂主義的分派闘争の誤りに陥る危険性を多分に孕んでい

る。それは組織系列を通じた、したがって党建設を行ないながら、その中で同盟内分派闘争をおしすすめるべきであるとする我々を不

(七)

すでに触れたが、一般的に云って、現実の階級闘争が多かれ少なかれ政治力学をとまわざるをえないが故に、そのことを正しく把握しないまま、力学主義的政治に流されてゆく部分が発生することは避けがたい。この傾向は、組織や理論と政治が密接にして不可分の関係にあることを理解しえず政治過程それ自身を自立化し客体化してとらえる。そこには、政治を駆使する主体の問題はずっぱりと欠落しており、基本的には客観主義にもとづいていて、したがって主体の反省は技術的問題に横流しされ、政治力学的分析と政治技術が階級闘争の全てであるかのように思いこんでしまふという小ブル的政治観として固定化されがちである。

かかる傾向は、その対極に原則主義を生み出し、階級闘争を打撃主義・技術主義と保守主義サークル主義の混沌にしがちである。その現実的なあらわれは云うまでもなく、現代日本の革命的潮流に顕著な細分化と内ゲバである。その発生の端初はスターリニスト党（日共）の官僚主義とそれを支える小ブル客観主義へのアンチとしてのイデオロギー主義的誤りによるところが多いと考えられる。それが何ら反省されることなく、本質還元主義対

プラグマティズム、理念化された「革命」論争の氾濫、保守主義・セクト主義と打撃主義等々、諸々の傾向として結果し、おしなべてプロレタリアの党を統一してゆく作業を放棄し分断状況を固定化している。

我々はすでにみてきたとおり、レーニンにおける党内闘争Ⅱ分派闘争が明確に党の統一を目指した、しかも互いを強化してゆくかたちで行なわれていたことを知っている。現代日本の階級戦線の分裂を固定化している政治主義との対決Ⅱ克服を、さしあたり戦旗派内分派闘争において実現することによって我々ははじめて革命的左翼諸派を革新Ⅱ解体し社共とならぶ革命的労働者党を創造する根拠を得ることができると考える。勿論、前提として我々はあくまでも労働者階級の前進として組織されてゆかねばならないわけであり、かかる前衛党建設の闘いを同盟内分派闘争を通じて貫徹しなければならぬということである。

現在我が同盟内論争Ⅱ闘争はいくつかの分派フラクションによってなされている。それは反官僚主義を軸とした反対派総体が、我が同盟の綱領的視点・組織・戦術の総体を共通の基盤において検証し、単一の分派へ形成してゆく根拠を必ずしも有しておらず、戦術的結合に止まっていたことによると考えられる。勿論、我々自身は同盟の実践的破綻が綱領・組織・戦術のすべてにわたって根底的な総括作業を要請しているという観点に立つが故に、一方における政治主義的分派闘争と明確に自

己を区別しつつ、我々自身の綱領・組織・戦術における積極的主張をもって同盟の内在的止揚へと向う革命的分派組織を形成してゆく地点に立っている。

レーニンの党内分派闘争の考察を行なってきた我々としては、現在のには同盟内分派闘争が綱領的視点における同一性のワク中にある以上、同盟の統一性を堅持しつつ「批判的自由と行動の統一」の原則にそって同盟建設を計ってゆかねばならない。それでは、我々の分派闘争の革命的推進を実現してゆくべき規約は如何なるものでなければならぬのか、次にこの点について触れてゆくことにしよう。

(八) 規約問題の深化に向けて

我々は「批判的自由と行動の統一」に踏えた「民主主義的中央集権」の組織原則をそのレーニンの理解の深化を計る中で把握してきた。これを公然と同盟内分派闘争が開始された我々の現状に如何に適用するのかを規約上の問題で検討してゆく。常に「分派禁止」を掲げながら幾多の分派闘争を発生させてきた公認共産党と、他方、革命的翼を形成しつつも四分五裂を克服しえないでいる新左翼諸派の規約問題について各々批判的に検討してゆくことは重要である。

(九)

公認共産党規約について、ここでは日共と中共をとりあげて触れてゆく。まず日共について、その規約の変節の歴史

をふりかえってみよう。四五年、終戦と同時に「政治的自由」を得た日共は「獄中十八年」の徳田らにより再建される。この時期は、軍需産業と海外市場の崩壊により一時的な生産の解体がもたらされ深刻な経済危機に陥り、労働運動が爆発的に昂揚していた。日共は占領軍を「解放軍」と規定し（「人民に訴へ」）、コミンテルン「三二年テーゼ」に基いた天皇制打倒のブル民革命を主張し、この「戦後革命」を逸してしまふ。

労働者階級は日共の改良主義にもかかわらず、四七年二・一ゼネストへ向け戦列を強化してゆくが、GHQに屈服した日共は自らスト中止を説いてまわるという姿をこのときさらけだし、党内に反対派を生みだす。四七年大会で、旧来の路線を是とする政治局は中西功らの批判を拒否し、逆に反対派封殺のために規約を「改正」して統制を制度化せんとし、このとき以降、党外での論争は否定されるのみならず、党内自由討議は「理論拘泥主義・ブルジョア演繹主義」として禁止されるのである。

四九年衆院選で大幅進出した日共は改良主義を深め、前年に出された経済安定九原則・ドッチ・プランの具体化即ち百万に及ぶ首切り・工場閉鎖に対しても反撃をうちかためるのではなく、「産業防衛」Ⅱ「民族ブル」と結合した「失業闘争」なる方針のもとにいわゆる四九年大敗北を結果する。これについて中西功は路線批判の意見書を提出したが「理論拘泥主義」と日本革命Ⅱプロレタリ

ア革命は「極左日和見主義」であるとして公開討論されない。しかし、五〇年、コミンフォルムの「野坂〓右翼日和見主義」批判によつて動揺した徳田は中西を「党外発表」〓記者会見を理由に除名、宮本・志賀の反対を無視して、野坂路線擁護の「所感」を発表（し事態を）のりきらんとするが、中共に追いうちをかけられ、今度は「野坂自己批判」発表と反対派志賀の意見書撤回強制によつて党的収約を策すのである。

この志賀意見書と徳田「五〇年テーゼ」をめぐつて党内闘争は激化し、いわゆる五〇年分裂に行きつく。「党内デモクラシー」に基づく自由な討論」（六回大会規約十條）は所感派によつて否定され、暴力的統制〓排除が公然と進行し、他方反対派〓国際派は細分化と分散を深め、所感派単独の四全協を許し、コミンフォルムの「四全協支持」に動揺し「分派主義者」の汚名を恐れ所感派に屈服してしまう。分裂が避けられない段階にある党内闘争を「国際権威」と形式的「統一」によつて自ら終息させた反対派の組織日和見主義は現在、旧国際派官本をして再び官僚体制を再生せしめている。又所感派の官僚主義は軍事路線の下に一切を中央委の一存にゆだねる、事実上の反対派狩りのための規約へと組織問題を横流している。（四全協「規約」草案）

実践的に破綻してゆく。動揺する所感派は国際派とボス交し非公然に六全協（五五年）を組織し、五一年綱領には触れず、官僚主義の自己批判と党内民主化をもつて「統一」を宣言してゆく。党の思想的純潔性を生命の如く重視しそれを守るためには徹底した党内分派闘争を展開したレーニンを全く理解しないが故に、明確に存在する綱領的違いを無視し「統一」を自己目的化する官本は、その中間主義の故に党内主導権を得たものの、「統一」とはウラハラな党内矛盾〓綱領論争に直面し、これを圧殺する側に立つ。七回大会の年度の延期と反対派排除の事実はその証左である。党内自由討論が統制されているにもかかわらず指導をタレ流す「全党討論」は如何なる団結をもたらずのか、権威の回復と官僚的上意下達の確立を先行させ理論作業を放棄した自己の欠陥の隠蔽に身をやつす官本らのフイードバック発動以外ではない。

義と日和見主義と対決し党内分派闘争を組織的分離のうちに革命的におしすすめた第一次ブントをその母体としていることを明確に踏える必要がある。

構改派の組織日和見主義に助けられた中央指導部は、構改派を懐柔しつつ、他方で規約を手直しし、統制の根柢を作る。つまり党内論争は中央の「判断」にゆだねられ「実際」にかなった」事に限定され党外発表は云うに及ばず、六全協以来の「党内民主主義」も「集中的指導下」という条件付きに変化しているのである。官本の目論みを示す如く、八〇回大会で、春日ら構改派は除名され、中央提起の綱領をタレ流的に採択させ、同時に規約は一層権限を中央に集中することをうたつている。

ソ連派、中央派排除を次々に行ない「自主独立」を路線化した日共は、これを十回大会（六八年）で規約文化したほか、大巾に規約手直しを行なっている。中央委及び常任幹部会の一存で一切の党運営と人事政策が行なわれること、反対派は認められないこと等が特徴である。無総括と自己合理化は不断に小ブルの動揺として発現し、その党運営上のジグザグは見事に規約の変節に反映している。

スターリン主義組織論に基本的に支えられた「民主化」と「官僚化」の間を往復しているのがそのよい例である。

次に現行十一回大会について触れる。前文で「自主独立」の立場と党は「既に統一されている」旨表明し、これを破壊するものとして「分派禁止」を明記している。組織原則は

民主主義的中央集権制とされているが、「分派禁止」を前提していることに示される如く党内論争〓闘争の意義とそれが本質的に分派闘争をとまなうことが踏えられていない。そののみならず「批判の自由と行動の統一」は組織原則としてのその意義を歪曲され、直接党の機能と二重写しされた「民主主義的中央集権制」は制度的中央集権制と形式的民主制に機械的に分離され上意下達機構の確立が目指されている。ために中央委ないし常任幹部会に一切の権限が集中され人事・統制・監査・地方の自治等々「党員の権利」に基いて規定さるべき事項が大巾に制約され、五〇年分裂に端的な党内〓分派闘争の解党主義的・政治主義的誤りは何ら反省されていないことがわかる。

地方組織は全国的・国際的問題について「見解」を表明することを封じられており、大会までの意見書提出や機関外での交流は否定しておきながら、他方で、組織は〓の同級機関の同意を得たら全党討論を要求しうるという形式主義的民主制を掲げている。全党討論はその位置が不明であり、決議権を与えられておらず、しかも、「中央委員会の指導下に」もたれるという性格は、要するに野田式フイードバック装置と同様であることを示している。自己の分派闘争の歴史を何ら反省しえず、客観主義にもとずく解党主義〓政治主義を不断に拡大再生産し「反対派」の発生を恐れ自己保身に汲々とし、予防「反革命」的統制〓官僚的上意下達を徹密化することに

身をやつし、ますます党の空洞化をすすめているのが今日の日共の姿なのである。

続いて中共規約に簡単に触れる。七全大会規約以降をとりあげてみると、七全大会では毛沢東の物神化と「分派禁止」を規約に明記している。農民層に依拠しているが故に小ブル・イデオロギーの流入に対して注目していることと、抗日遊撃戦〓軍事路線に規定されて党内分派闘争を否定していると思われる。逆にそのような条件のためにこそ党内論争〓闘争が重要なのであり、党内闘争と分派闘争を一面的に切断することは許されなことを指摘しておこう。

五六年スターリン批判以降個人崇拜を否定し、党の民主化を保障するというスターリニスト内の風潮に規定されて八全大会で規約の改正が計られている。同時に国内で大量に小ブル・インテリを動員した政策を実施するために、いわゆる「大衆路線」が一層強化され、言論自由化〓「百花齊放・百家争鳴」運動が推進されている。これが後の「革命委」形成の基礎となる。しかし、基本的には他のスターリニスト党規約と変わらず、「批判と自己批判」の道徳主義的強調がめだつという以上ではなく、形式的「民主化」でしかない。九全大会（六九年）は六五年以降の文革の終息が反映されている。規約総綱で毛沢東の神格化が成文化されており、文革〓奪権闘争を反映した典型であるといつてよい。林彪の「後継者」指名の規約化は毛派ヘゲモニーの未定着によると云えないこともない。

更に「革命委」における大衆ヘゲモニーの後退にもかかわらず強化されるべき「大衆路線」のスローガンは姿を消している。それは「革命委」があらかじめ党内闘争として分派闘争を組織することを放棄した毛派の奪権闘争の利用手段でしかなく、スターリニスト特有の伝導ベルト式「党フラクション」による革命委〓大衆の操作を「コンミュニクの権力機構」なる粉飾によってなさんとしたことの自己暴露であると云えよう。その他、中央委と党大会が同格にされ、しかも中央委・党大会の会期及び任期が長期化されるか不定期化され毛沢東による私物化が目指されている。云うまでもなく権限の集中が計られている。

のみならず、選挙原則は「民主主義的協議」にとつて代られることも可能とされており、事実上の指名任命制に移行すること〓人事権の中央への集中とも云える。これは毛沢東の「共産主義的政治」が実はスターリン主義的政治主義的誤りに陥っていることを示している。

「分派禁止」の名の下にくりかえされた日共の解党主義的党内分派闘争と、党内闘争に破綻し、文革の名の下に「奪権闘争」を組織せざるをえなかった毛沢東の政治力学主義は、本質的にスターリニズムの小ブル客観主義・解党主義的組織論に支えられているのである。次に我々はおかか「疎外された傾向」と対決すべき革命的左翼内部の組織問題に入ることにしよう。

新左翼諸派の組織問題における限界について触れるとすれば対象となるのは革共同両派と共産同諸分派である。

まず革共同両派について触れる。革マル派はその第三次分裂を「組織論的反省」して党内論争を闘争——分派闘争の「組織本質論的意義」を述べつつ、同時に「対立の組織論的解決」——「フラク形成」——「分派結成」と三段階に区別した「パターン分け」(スバルタクス—〇五号)を行なっている。(?)それはしかし、自己を単独分派として純化することを正当化するのみならず、分裂を固定化し中核派との内ゲバを合理化する論理ともなっており、党の統一は放棄され、他党派も含めて「小ブル急進主義」の名の下に暴力的解体を「向自的党派闘争」(IST 29)として推進するという保守的・セクト主義的政治に陥っている。したがって川口君問題等彼らにとつては技術的失敗以上には対象化しえないことになり、大衆運動の分断をますます固定化し腐敗させる誤りに犯されているのである。

他方中核派は第三次分裂を何ら組織論的に反省しえず自己の官僚主義を「カクマル」小ブル自由主義」批判で合理化している。彼らの組織問題の無総括——回避は同時に現実政治へのプラグマティックな対応に示される如く根本的には左翼スターリン主義的に犯されていることによるのであり、そこから不可避に行きつく政治力学主義——打撃主義は「カ

クマルセンメツ戦略」による革マル派解体の自己目的化として発現していると云えよう。いずれも規約論争を媒介しない革マル式本質還元主義と中核式政治主義の不毛な対立に終始しているということである。

さて、ブント系諸分派について見てみるならば総じて党内分派闘争の組織論的反省は忘れられており、その左翼主義は戦闘形態に合せて党を形態的に似せてゆくことを党建設と同一視する機能論的組織論に陥らざるをえず、「連合赤軍」破産も何ら克服の方向を与えられていない。綱領上も規約上も何の同一性が存在しないにもかかわらず「軍事」一点で党の合同をやつてのけ、当然内在化する諸々の対立の発生に対して官僚的統制と暴力的排除——リンチで解決せんとし、それを「革命主体」の形成のためにやむをえなかつた(森恒夫)とする左翼スターリン主義組織観を克服しえない限り、第二次ブント系諸派は同じ途をたどる危険性をもっているのである。我々ばかりの誤りを断じてくりかえさせてはならない。勿論、サークル的団結をもつて党に代える右翼経済主義——社会革命主義者叛旗・情況は問題にもならない。

ブント系で唯一規約問題を媒介に第二次ブントの総括を試みているのは労共委——怒涛派である。「政治問題と組織問題は切断されてはならず一方が理念化されてはならないこと」、「旧共産同系諸潮流の変革——解体——止揚をめざし労働者党の統一へ向う」というくだりは正当ではあるが、実際の彼らの規約

は第二次ブント六大会規約の有する限界を何ら踏えておらず、手を加えて体裁を整えたに止まっている。そのほか、解放派を含め、規約問題を十分に対象化している党派はほとんどない。目共との訣別以来のイデオロギー主義的・左翼主義的傾向は、不可避に「戦術・戦術」を組織と切断して論じ、意見の違いを組織の分裂に直結させ、その解党主義の背後にある小ブル客観主義——政治力学主義は分裂と細分化を固定化し、内ゲバ政治を蔓延させている。我々自身がかかる傾向に犯されていたことを痛苦に捉えかえし、戦旗派内分派闘争の断呼たる推進を通じて革命的左翼の統一を展望しうる根拠を獲得してゆかなくてはならない。そのためには、我々の規約問題における基本姿勢を次に明らかにしていく必要がある。

まず同盟六回大会規約に関する総括視点を明らかにしてゆく。ほかの機会に幾度か明らかにしてきているので簡単に触れよう。第一に同盟の再建統一を形式的に表現しているに止まっており、明確に存在した綱領上の対立に踏えた、その内在的止揚に向けた同盟内論争——闘争と、それが不可避にもなう分派闘争を組織的に保障しえていないこと、したがって規約の形式的解釈に終わっていること。第二に、第一の限界との関係で、党内闘争——分派闘争の本質的意義が何ら顧みられておらず、不断に客観主義・結果解釈主義に支えられた

政治力学主義——打撃主義的分派闘争——解党主義を生み出してしまったこと。第三にそもそも我が同盟の組織観の体現としての組織原則が解明されておらず、組織問題における無知を暴露していること。総括として左翼スターリン主義に犯されていることである。

四分五裂として結果する組織論上の端初は、六大会統一とその規約にすでにあらわれていると云えるし、「党の統一」の意義も極めて政治主義的な観点(学生運動のヘゲモニー)からのみ評価されてしまう根拠もそこにあると云えよう。次にこの二次ブント分派闘争の無総括——結果解釈主義の先鋒たる日向一派の規約草案を検討してゆかねばならない。

この間の同盟内論争——闘争と現在の公然たる同盟内分派闘争の開始を対象化しえないが故に、反対派は小ブルインテリサークル主義であり規律の強化と規約の遵守を強要するというスターリン主義組織観と同一の観点から「分派禁止」を前文で掲げている。続いて⑩で党外発表(出版物を含む)を禁じ、⑪で意見書の大会提出を否定している。明確に中央委への「一切の」権限の集中を計らんとしているのである。又、「選挙以外は計議で意見統一する」のか「全ての会議は過半数の賛否で議決」されるのか一体どちらなのか不明である。

⑫の全党討議は明らかに日共規約をモデルとしておられると思われ、これに輪をかけて、日共が形式的であれ認めている1/3の地方組織による開権要求権が否定されているのは

注目に値する。あらかじめ中央委統制の下で、かつ彼らの一存で開かれ決議権もない「全党論議」が、明らかに野田——日向式フィードバック装置の規約化であることは言をまたないところであろう。⑭で横の交流の一切を禁じ⑮で上級指導者は下級に対して上意下達のパイプになることを強制され、⑯で「下級によるチェック」なるシステムが党内論争と無関係に制度化されている。それらの一切は中央委によって任命される「統制委」によって掌握されるとしつつも、中央委自身は統制の対象とはされていない。中央委自身の処分も党大会を開けない特殊な事情以外に、中央委が(多数が)「判断」すれば彼らの一存で可能であるとされている。すでに見てきたスターリニスト党規約とほぼ同一の代物である。

しかも「組織闘争」は中央委の一存によつてのみ、かつ中央委内ではじめて許される(⑳)といった官僚的統制を露骨に示す条項が提起されているのである。当然中央委の権限は絶対化され、大会は最高議決機関としての規定を与えられず、延期は中央委の一存で可能とされており、現下の同盟内分派闘争を疎外するものではないことはすでに明らかである。この草案はしたがって同盟内分派闘争の統制を制度化することを目指しており、同盟建設の無総括はまたしても規律の順守が非公然をやるる党を作るといったむなし叫びをあげているのである。

我々はかかる小ブル左翼主義——解党主義

にもとづく打撃主義的分派闘争との闘いを断固としておしすすめ同盟内分派闘争の革命的展開を通じて革命的左翼の統一を目指しうる前衛党建設へと向わねばならない。我々は次に同盟の現状を何ら対象化しえない日向一派の規約草案に代って我々の対案を提起することにしよう。勿論それは戦旗派全体に対してなされる提起であるが、同時に我々が形成する分派組織の規約もこれに準ずるものとして確立されてゆくであろう。なお規約は12CC前後を念願におきつつ、かつ、分派闘争が統一性を堅持しつつ貫徹されることを目指して起草される。

(五) 我々の規約草案

第一章 同盟員

- 1 同盟の規約を認め一定の組織に参加して活動し、規定の同盟費を納入するものは同盟員となることができる。
- 2 同盟への加盟は規定の候補期間を経た候補から選抜され、二名の同盟員の推せんにより所属細胞が決定し上級機関の承認を得て確認する。

第二章 同盟員候補

- 3 加盟希望者は全て候補期間を経なければならぬ。この候補期間は候補としての細胞活動を通じて候補者に同盟の基本的精神を教え、同盟員としての適性を審査する目的を持つ。
- 4 候補への採用は二名の同盟員の推せ

5 候補期間は原則としてこれを一年とする。

6 候補者は所属機関の会議に評議権をもつて出席する権利を有する。

7 候補者は規定の同盟費を納入する。

第三章 同盟の組織構成

8 同盟の組織構成の指導原理は民主主義的中央集権主義である。

① 上級機関の路線や方針に対し、同盟員は反対意見の表明ないしは意見の保留を行なうことができ、討論の完全な自由が保障されるが、決定の遂行段階において行動上の完全な統一が保障されなければならない。

② 同盟員はその意見書を上級機関に提出し大会を含むあらゆる同盟諸機関にそれを原文のまま配布するように要求することができる。提出された上級機関が一定期間それを実行しないとき提出者はその責任において候補を含む全同盟員に意見書を配布する権利を有する。

9 同盟は民主主義的中央主義に基き地方的（自治）原則に従って構成される。同盟の基本的構成は、大会——中央委員会——地方委員会——地区委員会——細胞であり、この系列に従って指導がなされる。同盟員及び候補はその相互の意見交換・交流を

特別の場合を除いては自由に行なうことができるが、それは組織系列を通じることの基本とし、特殊に系列を越えてなされるときは所属組織及び上級機関に報告しなければならぬ。同盟は特に必要とされる場合、全国協議会を設けることができ、党大会に準ずる権限を与える際は同盟総会によってそれが過半数の承認を得なければならない。指導上必要な場合、同盟は中央及び地方機関に産業別指導部を設置できる。

10 同盟の全ての会議は全体の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛否で議決される。

11 同盟の全ての指導部は当該同盟組織の選挙によって選出する。

12 一定の地方で活動する組織は、この地方の一部において活動する全ての組織の最高のもつとみなされる。

13 全ての同盟組織は地方的諸問題の決定を自主的に行なうことができる。

第四章 細胞

14 細胞は同盟の基礎組織であつて三名以上の同盟員で構成される。原則として工場・学園ごとにより、過渡的に産業別・地域別につくる。

15 細胞は指導的機関とその地方の労働者大衆とを結合する組織である。細胞の任務は次の通りである。

① 指導機関の提起する方針その他の

諸問題の討論・決定・実行。

② 当面する大衆運動の諸課題の相互討論を通じた運動・組織作りと同盟員の獲得。

③ 機関紙の配布とその拡大。

④ 同盟内理論思想闘争の組織化とそれによる同盟の強化。

16 細胞はその代表者を定期的に選出する。

17 同盟員候補のみ、もしくは一人又は二人の同盟員と候補のみが存在する工場・学園においては細胞の結成は許されず、当該同盟委員会のもつとも近い細胞に合併されるか、同盟委員会の直接指導の下、候補細胞として承認され同盟活動を行う。その場合、候補細胞は規約上の諸権利を完全には持たない。

第五章 同盟大会

18 大会は最高決定機関であり、定期大会は年一回とし、中央委員会がこれを召集する。臨時大会は中央委員会又は同盟員の $\frac{1}{3}$ 以上の要求によって召集される。大会は全同盟員によって構成されその $\frac{1}{2}$ 以上の出席をもって決議をなす。大会はその召集と日程を一カ月前に全同盟に公表しなければならない。

19 中央委員会が定められた期間内に又は召集要求にもかかわらず大会を召集しないとき、召集を要求する組織

20 大会は次のことを行う。

① 中央委員会の報告の審議と賛否の決定

② 綱領と規約の決定及び改正

③ 中央委員・候補の選出

④ 各同盟組織ないしは同盟員が請求する議題の審議決定

第六章 中央委員会

21 中央委員会は大会の決定に基き、大会から大会までの期間、同盟の指導を行なう。中央委員候補は評議権をもつて中央委員会総会に出席する権利を有する。

22 中央委員会は年四回以上政治局又は $\frac{1}{3}$ 以上の中央委員の要求によつて召集され次のことを行なう。

① 政治局報告の審議と賛否の決定

② 議長並びに政治局員・書記局員の選出

③ 同盟各級機関の創設・改廃の決定

④ 政治局ないしは中央委員が請求する議題の審議決定

23 政治局は中央委員会の方針を具体的日常的に実践し政治組織指導を行う。政治局は必要に応じて臨時の専門部局を設置することができる。

24 第七章 地方委員会

25 地方委員会は当該地方の同盟員の総

26 会において選挙される。

27 地方委員会は中央委員会の指導下にその地方の範囲内における種々の同盟機関を組織し、この活動を指導し、地方委員会の統制の下に地方機関誌紙を発行し、その財政を管理する。

28 地方委員会からその同意なしに委員を排除し、又新委員を参加させる権利を中央委員会はもたない。

第八章 同盟の規律

29 厳格な同盟規律は全ての同盟員と全ての同盟組織との最高の義務である。同盟決定は迅速かつ正確に遂行されねばならない。同時に同盟内における同盟活動の諸問題の討論は、それが決定されるまでは完全に自由である。

30 正当な理由なく三カ月間続けて同盟活動を放棄し、同盟費の納入を怠るものは、権利停止を通告される。

31 同盟の規律を犯し同盟内理論思想闘争を妨げ、あるいは大衆を裏切る行為をなすなどの過失は次の如き結果をもたぬ。同盟の譴責、同盟の責任ある仕事からの一時解任、同盟員としての権利停止、同盟からの除名、ただし、同盟員から候補への格下げは処罰として認めない。

第九章 同盟の財政

32 同盟の財政は同盟費を基礎とし、その他の事業収入・寄附等をもつてま

かなう。同盟費は毎月原則として収入あるものはその5%以上とする。ただし、学生同盟員は月千円。

(七三年夏 執筆)

規約と組織原則への今日的な反省

(一)規約論争から

行動綱領の設定へ

当初政治路線、運動・組織路線といった路線論争として始まった同盟内闘争は、しだいに規約論争を伴っていった。路線論争を行うに際して組織日和見主義が発生し、論争を陰に陽に妨害したのがその原因だった。この場合組織日和見主義は二つの形態をとってあらわれた。第一の形態は同盟中央を牛耳る日党派による論争の官僚主義的封殺であり、第二の形態は中間派に示されるものであり、論争を理論的に牽引せず下部の不満を人格的・ムード的反中央意識に止め、自己保身と打撃主義的党内闘争を狙ったものであった。

我々はこの二つの組織日和見主義が、相互補完的であり、赤目(日党派)組織論に基く必然的な結果であることを見抜き、規約と組織原則をめぐり論争を自らに課した。

ここに掲載した我々の理論的成果は、今日もなおすぐれた意義をもちつづけている。しかしこの理論的成果にもかかわらず、それを用いて他分派の諸氏を根本的に変革し、同盟内分派闘争を継続的に領導することを外々はなしえなかった。一つは地方委員会という組織的条件の狭隘さから、他の一つは我々の理論的発展が戦旗派の思想水準を突破した所から、という二点によってそれは主體的に説明される。そしてむしろ我々が理論的に解明し

た「規約と組織原則」を、旧戦旗派の統一を断念した地平にどう適用していくのかというところに關心は集中した。

ただし、「規約と組織原則」を適用するに際して、「規約」はそのままでは非常に立派すぎ、組織活動の実際に十分な効果をあげるうえで必要ないところが多いため、行動綱領として簡略化した。活動経験と規模の拡大に応じて、今後肉付けされていくであろうが、その骨子は以下の通り整えられている。

行動綱領

北海道共産主義者同盟

〈目的と性格〉

1 我々は資本主義を打倒し共産主義革命を実現するというプロレタリアートの世界的任務を担う共産主義者の組織である。

2 我々は北海道および日本階級闘争を、世界革命へむけた国際共産主義運動の一環として日和見主義(社・共)と対決しつづ、日本帝国主義・独占資本の打倒とプロレタリア独裁の樹立をめざして闘う前衛組織である。

3 帝国主義者の支配攻撃に対し、あらゆる有効な手段をもって労働者階級・被圧迫人民を防衛し、彼らの思想的・運動的成長を各地区反帝戦線と共に計

る。
4 「左」右の日和見主義との党派闘争を通じ、従来の新左翼を批判的に止揚する理論的・実践的任務を重視し、その革命的統一めざして闘う。

〈組織構成〉

5 同盟は細胞を基礎組織とし、細胞は三名以上の同盟員(候補を含む)によって構成される。

6 同盟は各細胞から常任委を選出し全体的指導を委任する。同盟員(および候補)は細胞を通じてAIFを指導すると共に、常任委に報告し適切な指示を受けなければならない。

7 同盟は年一回以上総会を開催し、方針・行動綱領・人事等の最高決定を行なわねばならない。総会において同盟員は議決権を候補は評議権を有する。

〈義務と権利〉

8 民主主義的中央集権主義にのっとり、同盟員は相互批判の自由をもつが、決定を遵守し行動の統一を守らねばならない。

9 同盟の加入には、同盟員2名以上の推薦と候補活動における細胞審査の合格が条件となる。同盟員の資格に欠ける行為を行なった者は訓告・権利停止・脱退を勧告され、除名は総会で承認される。

10 同盟員(および候補)は収入の5%以上を毎月、一時金を年2回同盟に納入せねばならない。常任委員は活動費・生活費を支給される。
一九七七年三月二〇日改定

行動綱領

北海道反帝戦線

(A) 目的と性格

1 北海道および日本階級闘争を、国際主義の立場に立って、日和見主義と対決しつづ日本帝国主義・独占資本の打倒とプロレタリア独裁の樹立をめざし、諸階級・階層を先進的に領導する革命的活動家の組織である。

2 労働者階級を中心とした諸階級組織の内部にて、大衆運動の原則的かつ左翼的展開を追求しつづ、全国一地方的な運動を同時に領導し左翼諸組織の形成と革命的ヘゲモニーの定着を計る。

(B) 組織構成

3 北海道共産主義者同盟(細胞)の指導下に3名以上で支部が構成されLCを設置することができ、戦線員は支部に活動の報告を定期的に行なわねばならない。

4 北海道反帝戦線は全道的には連合組織であり、中央書記局をもたないで地方組織の総称であるが、支部は地区を

基本として随時階級別・産業別に構成され支部間の連絡会議が特殊的にもたれる。

(C) 義務と権利

5 戦線員は相互批判を行い、北海道共産(細胞)に意見書を提出する事ができるが、戦線ならびに同盟に従い、行動の統一を守らねばならない。

6 戦線への加入には、戦線員二名以上の推薦と誓約書の提出を条件とし、3ヶ月以上連絡なく又戦線に敵対する行動をした者も脱退したとみなす。共に支部会議で承認され効力を発する。戦線に不利益をもたらした者も、上述の方法に準じて処罰が下される。

7 戦線員は収入の5%以上、一時金を年二回おさめなければならぬ。
(補) この草案は、各支部に承認され次第効力を発する。道外のAIFはこれに準ずる。
一九七七年三月二〇日改定

(二)行動綱領に基く

同盟内闘争の組織化

民主主義的中央集権主義にのっとり行動綱領の策定とそれに基いた同盟(戦線)活動は、それ以後組織闘争を十分保障しつづ行なわれていくこととなった。とはいえ、それは活動上発生する諸矛盾や見解の対立を、組織系列を通して論争的に解決することや、分派

闘争の余地を残した所に留まるものではなかった。むしろ諸矛盾や見解の対立を論争的に解決する条件を豊富化することによって、それらが組織矛盾や組織的対立へ転化しないような規則や慣習を作り出すところに心が集中した。それは「批判の自由と行動の統一」をどう理解し具体化するのか、というところに根本的には依存していたが、さしあたり次のような措置が構じられた。

まず点検の定期化とその形式および内容の充実が計られねばならなかった。組織討議はこの素材提出に大きく依存するからである。ここでは日常的な口述報告と隔週ごとの活動報告書の提出が求められた。前回の意志統一した方針に沿ってどのような運動作り・組織作りが行なわれたのか。その実現・不実現は如何なる主體的・客体的要因に基くのか。そこではどのような理論的内容が解明されるべき課題となっているのか。これらの問題から政治・組織方針の変更は必要か否か、戦術上の緻密化はどのように行なうべきか、等が点検・検討されたのであった。

これらの点検の充実、組織討議すべき問題の所在を鮮明にすることとなった。それでは組織討議は如何に行なわれたであろうか。すでに点検過程から共通することであるが、そこでは活動上の矛盾を批判的に切開しうる理論的な知力に依存することとなった。ややもすれば感情的に処理しがちな欠陥は、批判精神に支えられた理論的力によって真摯に暴き出されねばならなかった。だが批判の正確

さは同時に各構成員の共同意志を引きだすものでなければ、当該者の自己批判を促すものとはならない。その意味では、止揚された見解を創造する思惟の過程に至るまで相互に主体化していく意義は大きかったといえよう。更に付け加えるべき点としては、こうした定期的な会議における点検・組織討議の充実を、半年ごとの細胞・支部活動総括・方針討論へと再度収約しつつ、全同盟（戦線）的な年度政治・組織報告の作成へと結果させたことであつた。このように幾重にもわたって再検討された活動は、時間的経緯の中で広がる経験によってより精度を増す条件を与えられ、中央に集約され全同盟（戦線）的討論に付されることによつて、地域的・階層的狭さを克服する契機を与えられたのだつた。

これらの規則的な慣習が身につくにしたがつて、見解の相違を確認するだけでなくそれを埋めようとする論争が活発化した。指導力の向上によつて、報告書もより論点を明確にしていく素材の構成が、被指導者によつて自主的に出されていくようになった。だがそれは規則的な慣習を身につけようという共同意志の成立する限りにおいてだつた。実際には、規則的な慣習を形式的に理解し、その意義をつかめない結果報告が曖昧化され、見解の対立が発生しても論争の素材的共通項が成立せず、いたずらな自己主張と感情的対立へと転化する例が頻発した。

それらは組織的対立へと転化する性格のものではなかつたが、一つの組織矛盾ではあつ

た。というのはもつぱらその原因を究明するに際して、指導者は適確に規則的慣習が実施されていない欠陥を突いたからであり、被指導者はかかる義務の不履行を痛苦に自己切開せず、客体的条件の劣悪さや能力上の限界等を口実に、他人依存的な指導者への甘えを求めたからである。この甘えは一種の規律違反であるように思われた。何故ならばそれによつて規則的慣習が破られていくばかりか、行動の統一を曖昧にする「ふくみ」を決定への意志統一過程がはらまざるをえなくなつてしまつたからであつた。

かかる規律違反に対して我々は積極的に組織闘争を行つた。一方で規則的慣習を守りぬく確信をもつ同志が、組織闘争の必要性を理解し団結して容赦ない批判をあげせかけることにより、組織日和見主義は後退せざるをえなかつた。組織闘争を中途で曖昧模糊なものとすれば、それは温存されるだけでなく他の同志にも徐々に浸透し助長されるのだつた。我々の批判と説得そして警告によつて組織日和見主義は一時的に解消したが完全にはなくなつた。なぜならばそれは意図的というよりも無意識的なものであり、意識的に規律を守る義務を自己に課し体得しなれば、自己規律の主体化へと至らなかつたからである。自己規律は教育され訓練されねば獲得しえなかつた。問題はそうした一種の強制への本人の同意を克ちとることであつた。そのため我々は再度「批判の自由と行動の統一」の根本的理解、民主主義的中央集権主義をめ

ぐる理論—思想闘争に立ちかえることとなつた。

(三) 民主主義的中央集権をめぐる 同盟内組織闘争の教訓

我々の間に発生した組織日和見主義は、行動綱領にある。「8、民主主義的中央集権主義にのっとり、同盟員は相互批判の自由をもつが、決定を遵守し行動の統一を守らねばならない。」の曲解に基くものであつた。即ち彼ら「批判の自由と行動の統一」を、「行動の統一を守りさえすれば、批判をするしなはいは自由だ」「言いたいことを言わせてもらう」としてしか理解していなかつたのであつた。それは「行動の統一を実現していこうとする批判の質」を問わないものであつた。そこでは個人的見解の表明が、組織全体の見解を創造していく行為として積極的論点をまとめていく性格をもちえなかつた。そしてもつぱら組織全体の見解に個人的見解が押し流されまいとする防衛的—消極的心理を示すものに止まつていた。それは個性の發揮をしか意味しない小ブル個人主義・自由主義を温存するものであつた。こうした決定を創造する批判活動の中途半端さ、消極性は、行動の統一を弱め、規律違反を結果する傾向から脱却しえなかつたし、そこから脱皮するには批判活動の質を革新する以外になかつた。そしてそれは、民主主義的中央集権の思想を、ブルジョア民主主義的ではなくプロレタリア民主主義的に再把握する、価値観の形成・

思想闘争と不可避に結びついていた。

即ち、民主主義的中央集権主義のブルジョアの理解とは、民主主義を話し合いと多数決の原理という形式に解消し、その形式を通じてどのように中央集権を克ちとるのかを考へようとして、中央機関の権力を固定的にとらえその強制執行に責任を委ねわが身をまかせてしまふ、非自主的・無責任的態度をもたらずものであつた。それは中央集権されるべき見解の統一を、民主主義的形式を通じて作りあげれない自己の弱さを棚にあげて、最終的な集約をせざるをえない指導部を官僚主義に見たて、個人主義・自由主義的に自己を慰撫するものに他ならなかつた。それは官僚主義に反発しながら、逆に官僚主義を必要とし対極に再生産しなければいけない日和見主義であつた。

確かに今日の階級闘争に規定されて、党内分業が必要とされ、中央指導者群—執行官吏組織は不可欠である。しかしこうした党—同盟内分業を静態的にとらえるのではなく、動態的に止揚していく闘いを内部にはらんでいてこそ共産主義者の組織と確認しうるのである。それは官僚主義を口先だけで非難することを意味しはしない。それはまさに、中央集権を再生産する下からの民主主義的—自己規律を自らに課すことによつて、指導部の官僚主義化を革新—阻止する力を獲得するものでなければならぬ。だから我々はおかざる組織日和見主義の発生を防ぎ、自己規律の獲得を教育し訓練させるため、AIFに別個の行動綱領

を設定し、同盟にも候補制度を設けてきたのであつた。

こうした革命主体の形成がなければ、現代のブルジョア民主主義の虚偽性を真にのりこえる、共産主義に支えられたプロレタリア民主主義を主張することはできない。民主主義と中央集権主義は、まさにプロレタリア階級闘争の共産主義的發展の見地から、弁証法的に統一・構成されねばならない。そこでは専制的・官僚的規律ではなく、民主主義的規律が求められるのであつた。しかし、規律はあくまでも規律であり、義務と強制をまぬがれるものではなかつた。それどころか、我々は民主主義的権利を徹底的に保証し活用するに依つて、その義務をますます果たさねばならない事を確信するのだ。従つて規律の違反には怒りと悲しみを結集して実行行使することをためらわないのである。

このように同盟内組織闘争の持続は、民主主義的中央集権主義のより深い把握と確信を我々に与え、同志の信頼の獲得に貴重な教訓をもたらしている。この教訓は単にわが同盟に止まるものではなく、広く革命的労働者党の建設へむけた党派闘争に適用されねばならないと我々は考へている。即ち、党派闘争は理論闘争にとどまらず不可避に組織闘争をもなうことから、組織論上の一致が党建設へむけた論争のうちに重要な位置を占めること。しかも党派闘争の展開自身のうち組織闘争理解が内在化されざるをえず、組織論上の一致点を作りあげつつ協

定の性格と形態が打ち固められていくべきであり、単なる政策上の一致では持続性は保証されないことを肝に命じなければならぬ。従つて党派間協議会を設置しても、その暫定指導部に権限を付与していく建設過程が重要であり、かかる相互変革の過程的構造を考察することなく党建設を計つても分裂は不可避であるといえよう。客観的な必要性から連合戦線が必要とすることはあつても、かつての第二次ブントのように組織論を捨象している限り党建設を実質化ならしめることはできないし、自己絶対化の立場に立つて他党派解体による自己増殖の組織論に立脚する限り、内ゲバは不可避といえよう。

編集後記

長く暑かった今年の夏も終り、弁法・有事立法等反動的諸課題のひしめく秋期闘争の季節になりました。三里塚闘争は二期工事阻止へむけて増々盛んとなり、既成政党の日和見性・議会主義の限界を突きだす条件は拡大しています。全面的政治暴露を組織し、日和見主義との論争に打ちかつ力を身につけることこそ、闘争を前進させる鍵であり、大衆に迎合する活動家は大衆に信頼されないことを肝に命じるべきでしょう。

今回で運動・組織路線上の総括シリーズを終りました。中期政治組織路線の意志統一を進め、全体の再統を要請したいと思えます。社会評論を休みましたが、次回を期待して下さい。又次号からは待望のマルクス主義革命理論に関する追求が掲載される予定です。

バックナンバー残部有

- №1 七四春期方針 八五〇円▽
- №2 戸村参院選総括 一〇〇円▽
- №3 七四秋期政治主張 八三〇円▽
- №4 フォード親善訪問を粉碎せよ 八三〇円▽
- №5 反「公」害住民闘争に階級的に連帯せよ(伊達火発) 八五〇円▽
- №6 七五春闘方針 八八〇円▽
- №7 海洋博・日「韓」・安保 八五〇円▽

戦旗派労働運動の総括と今後の方向性 八二一〇円▽

№9 自治体労働運動の前進へ向けて (上) 八二二〇円▽

№10 " (下) 八二五〇円▽

№11 革命論の諸問題に関するノート 八三〇〇円▽

№12 賃闘・教育・公害 八二七〇円▽

№13 狭山・学費・三里塚 八三〇〇円▽

№14 雇用・教育・公害・全通・自治労 八三五〇円▽

必要の方は、札幌又は東京の支局へ定価と送料代の切手を同封して申し込み下さい。

(※6ページより)

一中条約を介した中ソの分断―東アジアの緊張関係の日本外交への組み込みが積極的に行なわれていることに起因することである。従って我々は日本政府の帝国主義的拡張政策とその経済的基礎たる金融―独占資本主義を批判せねばならない。

第五点として、以上のことは我々が政府・自民党の主張する「国家の防衛」―「国民の防衛」なる論理の枠内で自衛隊―有事立法論議をすべきではないことを示している。現実の自衛隊が独占資本と自民党政府の意志に従属している以上、我々は労働者階級―被圧迫人民の武装の見地からブルジョア軍隊―国家権力の打倒をめざさなければならぬからである。社会党の非武装中立論の平和主義的空論性や中共派の自衛隊強化は認論がその観点を全く欠落したものである事をふまえ、十・二一国際反戦闘争を革命的に克ちぬこう。

編 集 北海道共産主義者同盟
常任委員会

連絡先 札幌市山鼻郵便局私書箱18号現代史研

支 局 東京都田無郵便局私書箱43号現代史研

発行日 1978年9月25日

定 価 400円